

会報

第 101 号

国立大学協会

昭和 58 年 8 月

(第34卷第3号 通卷第101号)

会報

第101号

8
月
号



国立大学協会事務局

◇ 目 次 ◇

●エッセー

名古屋工業大学長 5 年間

名古屋工業大学長 武藤 三郎 7

事業報告

●諸会議議事要録（5月～6月）

理事会（5.25） 13

会務報告

協議

理事候補者について

常置委員会委員（教員）の選任について

常置委員会委員（代表者）候補者の選考について

昭和57年度国立大学協会歳入歳出決算について

第72回総会の日程について

各委員会委員長報告と協議

各委員会の検討事項について

大学運営協議会の存廃について

理事会（6.21） 22

会長，副会長の互選について

常置委員会委員（代表者）候補者の確認について

監事候補者の選考について

第73回総会の日時・場所等について

国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関する

ガイドライン試案について

「入試問題検討委員会」（仮称）の設置要綱について

第72回総会〔第1日目〕（6.21） 24

会務報告

協議事項

昭和57年度国立大学協会歳入歳出決算について

国立大学協会会費の基準の改正について

昭和58年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について

理事の選任について

大学運営協議会について

各委員会委員長報告と協議

会長，副会長の選任について

常置委員会委員（代表者）の選任について 常置委員会委員（教員）の選任について 入試改善特別委員会の設置について 国立大学の入試改善についての懇談	
第72回総会〔第2日目〕(6.22)	40
各常置委員会委員長の選出結果について 監事の選任について 常置委員会委員長の報告と協議 各委員会の検討事項についての懇談 各地区学長会議の報告	
第39回事務連絡会議(6.24)	46
総会状況報告 大学入試センター連絡事項 文部省連絡事項	
大学のあり方の検討小委員会(5.31)	52
今後の検討課題について(大学の役割について/大学の 設置形態・設置基準に関連する事項について/財政に関 連する事項/教官の業務に関連する事項/その他)	
第1常置委員会(6.8)	53
大学のあり方について	
第1常置委員会(6.22)	58
委員長の選任について 今後の検討課題について 放送大学について	
入試教科目改訂専門委員会(5.7)	62
昭和60年度以降の出題教科・科目について	
第2常置委員会(5.23)	63
昭和59年度共通第1次学力試験に関する検討事項につい て 昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目 等について	
第2常置委員会(6.20)	65
「昭和60年度共通第1次学力試験出題教科・科目の出題 方法等」および「旧教育課程履修者に対する経過措置」 について	

入学者選抜方法等に関するアンケート調査について
「国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関する
ガイドライン試案」について

第2常置委員会 (6.22)	67
委員長の選任について 委員会の今後の審議について	
第3常置委員会 (6.3)	71
就職協定について 今後の検討課題について	
第3常置委員会 (6.22)	76
委員長の選任について 今後における有英奨学事業のあり方について 今後の審議事項について	
第4常置委員会 (6.22)	79
委員長の選任について 今後の審議事項について	
第5常置委員会 (6.22)	81
委員長の選任について 当面の諸問題について 今後の審議事項について	
第6常置委員会 (5.11)	85
昭和59年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案について 人事行政に関する改定施策案について 国立大学教官の退職期日に関する問題について 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)について	
第6常置委員会 (6.22)	87
委員長の選任について 今後の審議事項について	
教員養成制度特別委員会 (6.23)	89
大学における教員養成の問題について	
教養課程に関する特別委員会 (5.23)	95
教養課程に関するアンケート調査について	

一般教育に関する今後の検討項目について

医学教育に関する特別委員会 (6.20) ————— 96

当面の課題について
医学部のあり方について

特別会計制度協議会 (5.12) ————— 100

昭和59年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案について

第72回総会国立大学協会事業報告 (第71回総会以降第72回総会前まで) — 103

諸会合 (各委員会主要審議事項)
要望書その他の諸活動 (対外的諸活動/各国立大学への
意見照会等/資料・連絡強化等)
要望書等の受理
刊行物

● 諸 会 合 (昭和58年5月～6月末までの開催会議) ————— 112

要 望 書

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について ————— 113

名 簿

理 事 会 ————— 115

常置委員会 ————— 115

特別委員会 ————— 118

特別会計制度協議会 ————— 121

そ の 他

学長等の異動 ————— 122

寄贈図書 ————— 123

名古屋工業大学長 5 年間

名古屋工業大学長 武 藤 三 郎

*

1. 学長 5 年目の秋

昭和53年9月、私が学長に選出されてから満5年になる。そして、この大学での教員生活もやがて40年、最古参の一人となってしまった。

工学系単科大学の学長は、総合大学等とは違い、外部に対しては学長と工学部長のおつきあいが重疊し、また、学内的には教授会の議長をはじめ、数多い委員会の委員長、大学運営上の日常的業務など相当の労力であるが、しかしこれは単科大学長に共通した宿命であろう。

以前は一教官として、教育と研究とに専念できたが、ある日突然学長という、全くこれまで経験したことのない管理職となって、約600人の教職員と、5,000人近い学生とのつきあいが始まった。

しばらくは転職したような気分であり、前任学長との事務引継ぎも、「よろしくたのむ」の一言ですませた。こんな時は、局長を頂点とする事務官達を頼りにせざるを得ない。特に部局長は、これまでに何人かの学長の許で働いた経験者揃いであるから、時に応じて適切なるアドバイザーともなる。

就任まもない頃は、同僚が時々「オーイ」といいながらノーネクタイで学長室に入ってきたものだったが、これも年を経る程に少なくなった。

5年後の現在、学内で同僚の姿を全く見かけなくなり、何人かの教授が時々訪れる程度になってしまった。それも用件がすめばさっと引き揚げていく。気楽な会話、馬鹿話もできず、常に気を遣わねばならない。

かくして、学長は孤独であるという言葉が、最近では身近に感じられるように

なった。

もっとも、己を常に高く持するような、平素の修業が足りないといえそうかもしれない。

諸先輩学長が述べている随想をみて「学長学なるものがありうるか」という疑問を持つようになった。紛争当時においても、各大学の学長はお互いにその解決に向けて協力しあうための、大学運営協議会なるものがつくられた。しかし具体的問題解決になると、紛争を生じた大学に対し他大学からの協力は非常に難しいことであったときく。

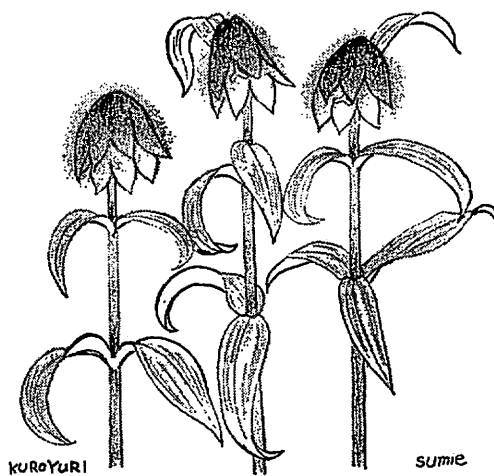
大学によって、その問題発生の背景、状況が全く相違するからである。結局、学長学が成立しても、総論のみということになる。

やむを得ず、雑学を好み、兵書さえも繙く次第であるが、クラウゼヴィッツや孫呉六韜より始まって、現在では遂にマキャベリの『政略論』などを愛読するようになってしまった。

2. 「年の瀬や遂に無胆の人となる」

学長となってから不思議と風邪もひかず、約4年間を過ごし、教授会やその他の会議を無休で務め得たのであるが、昨年の夏頃から体調が狂ってきた。食後に突然腹痛を覚え、初めは薬局から入手した胃薬を飲んで何とか抑えていたが、秋も深まったある日、会議中腹部に激痛が襲い、同夜遂に緊急入院となった。検査の結果、胆石と診断され、先ず太鉛筆大のビニール管を胆管に挿入、胆汁抜き取り用のバイパスが作られ、毎日1ℓ程胆汁を体外にしぼり出すと、激痛がうそのようになくなった。しかし、その胆汁の一部を飲むことが体調を保持するため必要であるとのこと。これは、わが体液の一部にせよ、強烈な苦味で全く飲み難い。結局オンザロックで一気に飲み下す外はない。

2週間後に手術、かなり大きな石、数個を摘出、結局2か月後の年の瀬間近に



退院した。

約8か月を経た現在、下手なゴルフも何とかつきあえるようになったのは幸である。

私と同郷で山梨出身、元愛知県知事の桑原幹根さんも、以前同じく胆嚢を切除されて、「無胆の人」なる文集を出された。現在も90歳でかくしゃくたる元気さであるが、先日、「君、胆嚢などのような退化した器官は無いほうがすっきりしますよ」などといわれ、小生もこの大先輩の言に気を取り直し、元気にとび廻っ

ている昨今である。

学長たる者は何はともあれ、健康第一であることを痛感した。

3. “Vision” と親離れ

先日まで、工業教育協会の仕事に追われていた。久しぶりに当地で日本工業教育協会の年次大会があり、そのお世話をするようになったからである。

元来、教育という立場からすれば、技術教育といえども特に異をとなえるまでもなく、実践的な場、研究室等を通して、適切な指導者のもとで専門的分野での学問を修得すると同時に、人間形成に努めるということにつきよう。

戦前の工業教育は、大学の工学部と高等工業学校で代表される専門学校とで行なわれていたが、当時の産業界では研究部門を除いて、何れの卒業生も技師として現場のリーダー的役割を充分果たし得ていた。現在は技術も高度化され、産業界におけるニーズも、学部卒から修士卒へとその重心の移行現象すらみられるよ

うになった。

戦後、新制大学の発足は、教養部での“人間形成”に重点が置かれた点にあるという。確かに現在の学生は、戦前の教育に欠けていた専門外の知識を身につけているようにもみえる。

しかしながら、4～5年前の日本リクルートセンターの調査によると、大学卒業前の学生に対して「最も尊敬する人はだれであるか」との問いに対し、上位から①父、②母、③巨人軍王選手、④ゼミの先生、という答えが出てきたという。数年前に修士に入学して間もなく、私の研究室にきたH君へ同様に問いかけたところ、とっさに「父です」という返事に全くショックを受けたことを覚えている。大学の大量化もこれで行くところまでいったという感じである。

「大学には生活の手段として行かねばならない」ということも理解できるが、それにしても人生に対して“Vision”がなくなれば尊敬の意味も変ってこよう。結局、自分に最も近い親やゼミの教師を最も尊敬するという初歩的な気持ちになっても無理はなかるう。

入学式や卒業式における式辞の草稿には、文才に欠ける自分にとって、最も手をやくところであるが、苦心して作文した式辞が、学生諸君の“Vision”作りに果たしていか程役立ち得ているであろうか。

さて戦中派の私達にとっても、学生時代に過ごした数年の下宿生活は、大いに意義深いものがあつたように思う。金や食事にはやや不自由しても、ゆっくり物事を考えたり、静かな読書、また山野を自由に散策するには事欠かない環境であつた。道元のいう「只管打座」とまではいかないまでも、時には端座して自己をみつめれば、将来への進路や学問の道への眼も開かれるというものである。

話は変るが、一昨年(1990)の11月に、国立大学長等訪中団として私達4名の国立大学長と文部省の担当官2名で、約2週間にわたり北京、長春、西安、上海等4か所

の大学、研究室等を訪問し、誠に有意義で楽しい旅行を持つことができた。このことは私の学長生活の中で最も印象深いことのひとつである。詳細は国大協会報（第97号p.96）への記載もあり省略するが、特にその中で、吉林省長春市東北師範大学内における、赴日留学生予備校（陳彬校長）への訪問についてのみふれてみたい。

この東北師範大学は、1945年、時の毛沢東主席の命により延安大学が中心になって設立されたが、その間に教授団は延安から歩いて満州の地に入り、本ケイ湖、チャムス、吉林からやがて長春の地に至り、長春大学（国民党時代）、建国大学（旧満州国）等を併合して創設されたときいた。

この大学に付置されていた赴日留学生予備校には、当時日本人教官として、平田氏（広島大学教授）を団長として文部省派遣12名、国際交流基金よりの派遣8名（団長植松氏）、計20名がおられ、熱心に各教科の授業を行なっておられた。そして我々も各クラスを訪問して熱烈に勉学中の中国学生100名と短時間ではあったが交流の機会を持つことができた。

同夜、日本人派遣教官を招待しての慰労・感謝の宴で次第に盃を重ねるうち、派遣教官の一人が、「当地へ来て宿舎（旧兵舎）に入ったが、当初は異郷の地で夜の外出一切なく、壁に向かって座すること数夜ということもあった。しかし、今は落ちついて仕事ができるようになりました」としみじみと述懐された。

しかしこれらの若い日本人教官達は、意外と明るい表情ではしゃいでさえいたような印象であった。

青年時代は誰でもこうした経験を幾度かもつが、かくして我々は完全に親離れしていったわけであろう。

共通1次試験が始まってから、我が大学でも様変わりして、東海地区出身者が80%以上と、地元出身者が大部分である。以前多かった大学周辺の下宿屋さん達からは、近頃入居者が少なくて大変困っているとの苦情が舞い込む始末である。

下宿生活を必ずしも奨励するものではないが、親離れしない学生ばかりの学園となった大学が、果たして若人の夢を満たし、“Vision”を育ててくれる場所としての役目を果たしうるであろうか、いささか寂しさをかくし得ないのである。

4. 拙作数句

○ 国大協

去る委員に拍手雪舞う国大協

お茶うけに撮む鱒つるぎずし国大協

石南に人垣昼の虎ノ門

○ 東海・北陸地区学長懇話会で林前学長（富山大）案内・立山バスツアーの際

雪の壁バスより高くつるぎ剣岳見ゆ

学長の雪山賛歌行く春に

○ 入院の折

点滴の粒一粒に秋の影

ぼたりと台うつ木蓮の花弁かな

○ 浜岡雑感

浜岡の砂丘茶畑合歓の花

浜岡初夏砂山遠くに難波船

事業報告

諸会議議事要録

理事會

日時 昭和58年5月25日(木) 13:30~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 平野会長

沢田, 松田各副会長

牧野, 石田, 小野, 井出, 宮沢, 猪, 金子, 館,

飯島, 山村, 堯天, 小西, 添田, 幡, 田中,

福見, 釘宮各理事

世良(第3), 野村(第4), 西川(第5), 諸星
(第6)各常置委員会委員長

吉田監事

(大学入試センター)小坂所長, 木村管理部長

平野会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

本日は、本協会の前年度決算ならびに来る6月総会における役員・委員の改選に関する事項等についてご審議願うためにお集まりいただいた。

なお、このたび前田理事(東北大学長)に代り石田東北大学長が新たに理事に就任されたのでご紹介する。また、前田東北大学長の学長退任に伴い、第1常置委員会委員長には山村大阪大学長が就任されたので併せてご紹介する。

なお、本日は須甲埼玉大学長(教養課程に関する特別委員会委員長)および井沢三重大学長(教員養成制度特別委員会委員長)の両委員長がそれぞれ担当事項について説明のために出席されたので、ご了承いただきたい。また、共通入試関係事項について小坂大学入試センター所長が後刻出席されるので、ご了承いただきたい。

以上の挨拶ならびに報告があったのち、竹下

事務局次長より配付資料の説明があり、議事に入った。

I 会務報告

会長より、会務報告については「資料4」にその概要が記載されているので、ここでは簡単にご報告したい、と述べられた。(資料4の内容は下記のとおり)

(1) 懇談会の開催について

1) 共通入試問題に関する懇談会

最近、共通入試について世間の批判が高まり、国会においてもこれの改善についての論議が活発化している状況にあるが、このことに関し猪第2常置委員長より、これに対処する本協会の基本的態度について検討してほしい旨の要請があったので、去る4月14日、関係者(会長、両副会長、第2常置委員長、小野・宮沢・飯島各理事)が相寄りこの問題について懇談した。

その結果、世上で取沙汰されている共通入試手直しの技術的問題の対応ということに止まら

ず、大学入試のあり方という根本問題まで含めて検討する必要があるということになり、そのための検討機関を臨時に設けてはどうかということになった。

なお、この折の論議の詳細については猪委員長より後刻ご説明願いたいですが、その際にこの検討機関の設置およびその構成等についてもご協議いただきたいと思います。

2) 大学設置基準に関する当面の課題についての懇談会

大学設置審議会大学基準分科会においては現在、大学基準に関わる幾つかの問題が提起され検討中との由であるが、これについて文部省側より、これらの諸問題（資料14参照）について国大協側の感触をききたいとの申し入れがあった。

それで、前述の入試問題の懇談会終了後、会長・両副会長・飯島理事（大学基準分科会会長）・小野理事の5名と文部省大学局幹部（大学局長・審議官ほか関係課長等7名）と懇談を行った。

これらの問題については、今後も意見交換の機会があることと思うが、これらの問題は主として大学の組織・制度に関わる問題であるので、このあとの「各委員会委員長報告」の際、第1常置委員長の報告に関連して飯島理事より詳細ご説明いただきたいと思います。

(2) 大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

昭和58年度大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する国公私立大学・高専11団体の申合せについては、昨年11月中旬以降大学団体側あるいは大学側と企業側との懇談会を開いて検討してきたが、過去数年の実績や企業側の採用計画策定期等を勘案し、58年度（59年3月卒

業者）においても昨年と同様、10月—11月の線〔求人（求職）のための企業と学生との接触（いわゆる会社訪問等）は卒業前年の10月1日以降、選考開始は11月1日以降〕で実施することになった。

なお、このことについては去る3月9日付会長名をもって各国立大学長宛に通知し、趣旨の徹底方についてご配慮をお願いしたが、本年度の就職事務については、既にご連絡したように昨年と同様に労働省抜きのいわゆる“紳士協定”として実施されることになったので、各大学におかれては就職協定遵守に格段のご配慮をお願いしたい。

(3) 特別会計制度協議会について

去る5月12日、第51回特別会計制度協議会を開催し、文部省から「昭和59年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案」について説明をきき、隔意のない意見交換を行った。来年度の予算編成は、前年度に引続きマイナスシーリングという厳しい状況となっているが、その詳細については後刻第6常置委員長よりご報告いただきたいと思います。

(4) 大学設置審議会（大学設置分科会）委員候補者の推薦について

本協会から推薦した大学設置審議会（大学設置分科会）委員4名のうち、7月31日をもって任期満了となる橋爪愛知教育大学長および学長退任（3月31日）に伴い委員を辞任された綾部鳥取大学長の補充について、文部省より5月末日までに候補者（約倍数）を推薦されたい旨依頼があったので、両副会長とも協議し、従来の推薦方針に基づき次の4人の学長を推薦することにしたので、ご了承を得たい。

猪 新潟大学長 吉川浜松医科大学長
堯天神戸大学長 石神鹿児島大学長

(5) カナダ国政府による学長招待について

前回の理事会の際にご報告したカナダ国政府からの学長招待の話が具体化し、6名の学長（北海道大学、筑波大学、東京大学、広島大学、上智大学、関西学院大学の各学長）が去る4月27日から5月7日までカナダ国を訪問した。11日間の滞在期間中、クインズ大学はじめ6つの大学等を訪問したので、取敢えず以上ご報告申し上げます。

(6) 日教組との会見について

日教組大学部からの申し入れにより、去る3月10日、諸星第6常置委員長が副島副部長ほか2名と会見し、臨調答申、大学教職員の待遇改善、大学予算、人勸凍結、定員外職員の処遇等の諸問題について意見交換を行った。

(7) 国大協宛要望書について

前回理事会に報告した以後に当協会宛提出された要望書は「資料17」のとおりであるので、ご報告する。

II 協 議

1. 理事候補者について

会長から次のとおり述べられた。

各地区世話大学から各地区において互選された新理事候補者について「資料5」のとおり報告があったので、この名簿を6月の総会に提案してよろしいかお諮りする。

これについて協議の結果、これを総会に提案することを承認した。

2. 常置委員会委員（教員）の選任について

会長から次のとおり述べられた。

常置委員会の教員委員については、去る2月25日の理事会の際、特別の事情のない限り従来

の取扱いどおり現任者を再任することとされたので、その旨を関係各大学に照会したところ、1人を除いて各委員よりそれぞれ承諾の回答があった。なお、辞退の1人（筑波大学教官）については、同大学より後任の推薦があった。

以上を整理して「資料6」のとおり教員委員候補者名簿をまとめたので、このとおり認めてよろしいかお諮りする。

これについて、とくに異議なく承認されたので、直ちに委嘱の手续をとることとした。

3. 常置委員会委員（代表者）候補者の選考について

会長から次のとおり述べられた。

常置委員会委員（代表者）候補者の選考については、本日午前中開催の「委員等選考役員会」において「資料8」の選考方針に基づき選考の結果、「資料9」の案を得たのでお諮りする。

ついで竹下事務局次長より「資料7-10」について詳細な説明があり、審議の結果異議なく承認されたので、これを総会の際、新理事会で再確認のうえ総会に付議することとした。

4. 昭和57年度国立大学協会歳入歳出決算について

会長から、昭和57年度国立大学協会歳入歳出決算についてご審議願いたいと述べられ、ついで事務局より決算報告書について説明があった。

以上の説明があったのち、吉田監事より会計監査の結果適正に処理されている旨の報告があり、これについて審議の結果異議なく承認されたので、これを6月総会に付議し追認を得ることとした。

5. 第72回総会の日程について

会長から、来る6月21、22両日開催の第72回総会の日程を「資料12」のとおりとしてよろしいかお諮りすると述べられ、ついで竹下事務局次長より資料について説明があり、異議なく原案どおり承認された。

これに関連して会長より、次のように付言された。

総会第1日に行われる「各委員会委員長報告」については、能率化を図るため、前回の総会から委員会の審議状況の概要を各委員長に取りまとめていただき会議資料として配付したが、今回もそのように取り計らいたいのので、ご面倒でも6月10日頃までに原稿を事務局宛ご送付願いたい。

また、前回の総会において各地区国立大学学長会議の討議事項等について各地区当番大学学長よりご報告願ったが、今回も同様にいたしたいので前回総会以降の地区学長会議の状況を当番大学学長においてお取りまとめいただきたい。

6. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

(1) 第1常置委員会（山村委員長）

第2臨調において、国立大学に関する当面する重要問題として「学部等の再編整理」の問題が提起されており、その対応として、国立大学のあり方について、臨調の指摘とは独立して検討を始めることになった。そのために「大学のあり方の検討小委員会」を設け、本年1月以降4回に亘り審議を行っている。

本小委員会は、発足の当初は第1常置委員会所属の6人のメンバーでスタートしたのであるが、この“大学のあり方”という大きな問題を検討するについては、この小人数では無理であるので、委員会を構成する委員の専攻分野のバランス等も考慮して委員を補充することとし、「資料13」の名簿に見られるような陣容を整えた。

このように新陣容を整えたのであるが、その後小委員会は1回しか開かれておらず議論が始まったばかりであるので、本日特に報告する程のものはない。ただ、前回の小委員会での議論では、“大学のあり方”という問題になると国大協全体の問題にも関わることになるので、その検討の範囲をどの程度にするかということが討議された。その結果、第1常置委員会の本来の担当事項は「大学の組織・制度」ということであるが、大学のあり方の問題を検討するについては、大学の研究・教育の問題にも当然触れざるを得ないであろうということになり、この問題も含めて検討することになった。

以上のような次第で、今後その検討がすすんで内容も出てくれば、またその時点でご報告することにしたい。

以上の報告があったのち、大学の組織・制度の問題に関連して飯島理事（大学設置審議会大学基準分科会会長）より、目下同分科会で検討中の大学設置基準等に関する当面の課題（下記）について、その経過や問題点について説明があった。

1. 校地基準の合理化
2. 学部の例示の変更
3. 教員資格の再検討
4. 昼夜開講制の設置基準
5. 修業年限及び大学院入学資格の弾力化
6. 高等専修学校修了者の大学入学資格
7. 主

として専門教育を行う大学 8. 独立大学院の設置基準

以上の報告と説明に関し次のような意見の表明があった。

○ 大学のあり方、また大学設置基準にも関わる問題であると思うが、今後の教養部のあり方の問題として、教養部に大学院を設けることの可否の問題について検討する必要があるのではなかろうか。

(2) 第2常置委員会(猪委員長)

① 国公立大学の入学者選抜方法等の再検討についてのアンケート調査について

これについては、前回の理事会でも説明したように、共通1次試験に対する各方面からの批判が強まっている現状にあるので、この際、各国立大学長に共通入試制度に対する忌憚のないご意見を伺い、今後の検討に役立てたいと思ひ、過日各大学長宛アンケート資料を送付しお願いした次第である。なお、このアンケートの回答は、5月末をもって締め切り整理したいと考えている。

② 「入試問題検討委員会」(仮称)の設置について

最近共通1次試験に対する各方面からのさまざまな意見や批判が出されており、これらのうちには必ずしもこの制度の趣旨や内容を十分理解していないものも見受けられるが、示唆に富むものも少なくない。また、国会においてもこの問題が取り上げられ、試験期日の繰り下げ、5教科7科目の科目減、あるいは“足切り”の廃止、推薦入学・二次募集の拡大等の諸問題が論議されている。

勿論このような問題については、第2常置委員会でもこれまで検討しているところであるが、今回の学長宛のアンケートの結果も踏まえ

て更に詰めを行ったうえ、改めて各大学にアンケートを行いたいと考えている。

ところで、第2常置委員会では共通入試に関わる当面の課題の検討に追われていて、大学入試の問題を根本的に検討する余裕がない状況にある。一方、現在の一般社会からの批判に対応するためには、本協会の基本的な姿勢というもの明らかにしておく必要も感じたので、会長にその旨を伝えたとこ、取敢えず関係者(会長、副会長、第2常置委員長、小野・宮沢・飯島各理事)が相寄り協議することになり、去る4月14日この問題をテーマに懇談した。その結果、世上で取沙汰されている共通入試手直しの技術的問題の対応ということに止まらず、大学入試のあり方という根本問題まで含めて検討する必要があるということになり、そのための検討機関を臨時に設けてはどうかということになった。そして、その趣旨に則り作案されたのが配付の「入試問題検討委員会(仮称)設置要綱」である。

ついで会長より、この設置要綱案により臨時の委員会を設置してよろしいかと諮られ、異議なく承認された。

③ 昭和59年度共通第1次学力試験の実施要領について

猪委員長より、このことについては入試センターより説明願いたいと述べられ、小坂入試センター所長から配付資料「昭和59年度共通第1次学力試験の実施について(案)」を基に次の事項について説明があった。

(1) 実施期日

本試験は昭和59年1月14日(土)、15日(日)とし、追試験は「1月21日(土)、22日(日)(原則として)」とする。

(2) 再・追試験の実施

① 再試験の実施

実施期日を「原則として、本試験の1週間後」と定める。

② 追試験の実施

実施期日を「原則として本試験の1週間後」と定めるとともに、再試験を実施する必要が生じた場合には「再試験と同一の期日」と定める。

追試験の試験場は、前回と同様2地区（東日本、西日本）とする。

疾病・負傷による追試験の受付を第1日の午前10時まで延長して行う。

③ 身体に障害がある者に対する試験実施上の配慮について

弱視者に対する試験実施上の措置事項として「拡大文字による出題」(1.4倍)を加える。

なお、このほか共通第1次学力試験実施要項・受験案内等の改訂、「国公立大学ガイドブック」の刊行の件について説明があり、また関連して「昭和60年度の新課程の作題委員会」を4月18日に発足させた旨の報告があった。

以上の説明があったのち会長より、追試験場の具体的決定は後日に譲ることとして、この実施案により来年度の共通1次試験を実施してよろしいかと諮られ、異議なく了承された。

なお、関連して、59年度の第2次試験の期日(3月4～5日)が日曜と月曜となるが、日曜を避ける措置が取れないかとの意見があり、これについては第2常置委員会で検討することとした。

ついで、次の事項について小坂入試センター所長より配付資料を基に説明があった。

(1) 昭和60年度共通第1次学力試験出題教科・科目の出題方法等

(2) 旧教育課程履修者に対する経過措置

以上の説明について猪委員長より次のように述べられた。

この「旧教育課程履修者に対する措置としての出題方法等」については、第2常置委員会の入試教科目改訂専門委員会で検討し、目下その表現について調整中であるので、当委員会にご一任願いたい。なお、この成案作成は6月10日を目途として進めているので、それを6月総会に提出し承認を得たいと考えている。

なお、小坂所長より、同センター宛に提出された次の要望書について報告があった。

○ 「国公立大学共通第1次学力試験における身体障害者特別措置について」(特に視覚障害者について)

(3) 第3常置委員会(世良委員長)

第3常置委員会は来る6月総会の際に編成替え(第4常置委員会と合併)が行われることもあり、暫く審議を中断していたが、来る6月3日に委員会を開催し、新第3常置委員会への送り事項について検討することになっている。

なお、前回の理事会で報告した人事院からの「国家公務員上級職合格者発表時期の繰り上げ」の問題については、就職協定遵守委員会の方で協議の結果、本年はこれを見合わせてほしいとの結論となり、この旨を人事院に申し入れた結果、人事院もこれを了承し、本年は従来どおりの合格発表期日によって行われることになった。

(4) 第4常置委員会(野村委員長)

予て検討を続けてきた「学生教育研究災害傷

害保険の改善」の問題については、この保険業務を主管する学徒援護会を通して促進を図ってきたが、これに必要な約款の改正が認められ、新学期の4月よりこれが施行されることになった。

今般の改正点の主なものは、キャンパス外の課外活動（危険度の高い特定のスポーツを除く）中及びキャンパス内の休憩中の災害・傷害が担保されるに至ったことと、課外活動中の死亡保険金が増額されたことなどである。なお、登校・下校時の災害事故への保険の適用は見送りとなった。

(5) 第5常置委員会（西川委員長）

① カナダ政府からの日本国大学長の招待について

このたび、カナダ政府から国立大学4大学（北海道大学、筑波大学、東京大学、広島大学）そのほか私立大学2大学の学長に招待があった。これは一昨年、の国大協からの招待に対する返礼の意味と受取ってよいのではないかと思う。

② ニュージーランド国大学長の招致について

本年は、ニュージーランド国の大学長3名を招致するという事に決まり、現在先方と折衝中である。なお、外国学長の招致事業については、なるべく一方交通となることなく、パートナーシップを原則とするという本委員会の意向に従い、今年度のニュージーランド国大学長の招待に当たっては、その旨を相手国に伝えるよう文部省に依頼してある。

③ フィリピン大学の75周年記念式典について

これは、直接国大協に関わりがあるということではないが、フィリピン大学より75周年の記念式典を催すので参会願いたいという招待状

が日本の大学長個人宛に来ているようである。帯広畜産大学はフィリピン大学と10年間くらい学生交換を行っている関係もあり、私は帯広畜産大学長の資格として、この記念式典（6月18日）に参列したいと思うのでご了承願いたい。

④ 留学生問題について

最近、元外務大臣の大来氏をはじめとする5人のメンバーで、留学生の問題を広い立場から取り上げていこうという計画が進められている。それで国大協としても、国際交流推進の観点からこの動きに関心を寄せ、適宜対応してゆきたいと考えている。

以上の報告に関連して飯島理事より、国際交流の問題に関する次の事項について報告があった。

① アジア太平洋地域大学協会設立について

現在ユネスコがスポンサーになって、世界各地域に大学協会を設立しようという運動が進められており、これに関連してアジア太平洋地域大学協会設立に関する会議がマニラで開催され、私が出席した。その際の会議の結果では、アジア太平洋地域大学協会というものを地域独自の機関として設置するという事になり、その規約（案）や会議での討議内容を各大学団体や関係機関に送ることになった。そして、これに対する各国での反響をみたりえて、今年の秋のユネスコ総会および来春のマニラ会議でもう一度検討し、できれば来年の秋頃に創立総会を開くという段取りとなっている。これが設立されると大学単位でこれに加入することになり、その加入経費は100～300ドル程度のものとなる。このアジア太平洋地域大学協会の設立については発展途上国では大きな期待を寄せているので、第5常置委員会でもその対応について検

討の要があるのではないと思われる。

② 日米学長会議について

日米文化センターの主催で今秋アメリカにおいて日米学長会議を開催しようという計画がある。これにはアメリカの教育評議会がサポートしてプログラム等を作成して送ってきている。それで、その後東京大学の国際主幹を通して、この計画の内容についてももう少し詳しく調査してもらったところ、計画自体があまりはっきりしないということであった。そこで、日米文化センターに対し、この学長会議の目的等にはっきりしない点があるので開催時期を遅らせてはどうかということをしり入れたところ、その後日米文化センターよりこの会議の開催を1年間延期するというのを伝えてきた。なお、過日私は日米文化センターの関係者と会う機会があったので、その際、もしも今後日米学長会議を開催するというのであれば、その目的、話題の範囲およびその内容等について日米双方の大学機関で相談のうちはっきりと決めて行うべきであろうということ伝えておいた。それらの点が明らかになれば、この計画の推進を図ってもよいのではないかと考えている。

(6) 第6常置委員会（諸星委員長）

① 日教組との会見について

3月10日に日教組大学部の代表と会い国立大学の教職員の待遇改善等についての要望を聞いた。

② 昭和58年度の国立学校特別会計予算概算要求編成方針（案）について

去る5月11日に第6常置委員会を開き、文部省関係官から来年度の概算要求編成方針（案）についての説明をきき、そのあとこれの内容について協議を行い、要望すべき事項の取りまと

めを行った。

③ 特別会計制度協議会での要望について

去る5月12日に特別会計制度協議会が開催されたが、その際、前日の第6常置委員会で取りまとめた要望事項について次のように説明した。

- 1) 58年度予算において、一般会計からの特別会計への繰り入れが前年度よりマイナスになっているが、来年度においてはそうならないようにできるだけ努力をしてほしい。
- 2) 当校費は大学の研究教育を支える柱であるので、少なくとも現状維持程度の額は確保してもらいたい。
- 3) 授業料値上げは極力抑えてもらいたい。また授業料の免除枠の拡大を図ってほしい。
- 4) 図書購入費が最近マイナス傾向にあるが、これの増額を図ってほしい。
- 5) 教職員の給与改訂については、いずれ要望書を提出するのでよろしくご配慮をお願いする。

④ 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書（案）について

例年提出している待遇改善に関する要望書を、人事院における国家公務員の給与ならびに処遇の見直し作業の状況を勘案しつつ「資料16」のとおり取りまとめたので、これを総会に提案したうえ関係方面に提出してよろしいかお諮りする。（丁承）

なお、これに関連して、指定職の定数枠の増大、人事院の国家公務員の給与制度見直し作業への対応などに関し、意見が提起された。

(7) 医学教育に関する特別委員会

(猪委員長)

最近、医師過剰の問題が世上で取沙汰されているが、これは臨調が指摘している医学部の整理統合の問題にも関わる面があるとともに医学教育のあり方にも関わる問題であるので、小委員会を設けて問題点を絞り、改善策を取りまとめたいと考えている。

(8) 教養課程に関する特別委員会

(須甲委員長)

前回の理事会において、教養課程に関するアンケート案の内容について説明を申し上げたが、その際、少し質問事項が多すぎるとか、もう少し解りやすい設問にしてはどうかというようなご批判をいただいた。そこでその後の委員会で更に検討を行い、修正すべきところは修正し一応素案をまとめたのであるが、本日完全なものとして提出するまでに至らなかったため、もう少し猶予をいただきたい。

なお、一般教育のあり方については各方面よりいろいろな意見が出されているので、前述のアンケート調査と並行して問題点の整理を行い、順序を追って検討したいと考えている。

(9) 教員養成制度特別委員会 (井沢委員長)

本委員会は昨年に引続き毎月1回小委員会を開き、「大学における教員養成——教員養成制度充実のための課題」について検討を重ね、その報告書(案)が本日お手許に配付した資料のようにでき上がったので、これを来る6月総会に提出したいと考えている。なお、この報告書(案)は中間報告であるので、これからこれを各大学に送付し、9月中頃までに各大学からの意見を承った上で修正すべきところは修正し

て、今秋の総会には最終報告書としてまとめたものを提出する予定である。

なお、最近教員免許法をめぐっての動向が急を告げているので、この報告書(案)のうち第2部の「免許法改正」に関する本委員会の基本的な考え方や提案について、各大学の意見を承り、それを基に手直しを行い、本協会としてのこの問題に対する見解を取りまとめたいと考えている。

(10) 大学院問題特別委員会 (金子委員長)

前回の理事会以降まだ委員会を開催していないので、本日は特別に報告する事項はない。なお、文部省でも大学関係者を中心とする学識経験者による調査会を設けて、大学院の諸問題に関する調査研究を行っているため、近く合同懇談会を開くことにしている。

7. 各委員会の検討事項について

これについて会長より次のように述べられた。

ただいま各委員長よりご報告があったように、各委員会では目下それぞれの担当事項に関わる問題についてご検討いただいているわけであるが、来る6月総会において各常置委員会の構成が改まることもあり、この際、最近の大学を取りまく諸情勢に対応した検討課題を重点的に絞って検討してはいかかかと考え、ご参考までに各委員会の今後の検討課題についてのメモをお配りした。なお、来る6月総会の2日目午後には、新構成による各常置委員会の審議状況についての報告が行われるが、これに関連して今後の各委員会の検討課題についての懇談を行う予定にしているため、ご了承いただきたい。

8. 大学運営協議会の存廃について

これについて会長より次のように提案があった。

大学運営協議会については、前回の理事会の際、来る6月総会において「大学運営協議会」の地区選出委員の改選は見合わせる事が了承され、同協議会の存廃の件については次回に改めて協議するという事になったので、これについてご意見を伺いたい。

同協議会は設置当初、特に大学紛争の折には活発な活動をされたが、時勢の推移によりその

後活動を停止してその機能を失っているのも、もし特にご異論がなければ今総会において、これを廃止することにしたいがいかがであろうか。

この提案に対して、特に異議もなく、大学運営協議会の廃止を了承した。

以上をもって本日の議事を終わり、最後に会長より、来る5月31日をもって任期満了により学長を退任される館理事（岐阜大学学長）に対し謝辞が述べられ、これに対して館理事より退任の挨拶があった。

理 事 会

日 時 昭和58年6月21日(火) 12:00~13:00

場 所 国立教育会館中会議室

出席者 平野会長

沢田, 松田各副会長

有江, 牧野, 石田, 井出, 宮沢, 野村, 猪, 柳田,

金子, 飯島, 山村, 堯天, 山田, 大藤, 坂上,

田中, 山川(代:野中農学部学長), 石神各理事

世良(第3), 西川(第5), 諸星(第6)各常置
委員長

福田, 吉田各監事

本日午前の総会において選任された新理事による理事会が開催され、慣例に従い平野会長を議長に選出して議事に入った。

【議 事】

1. 会長、副会長の互選について

初めに平野議長より次のとおり述べられた。

新しい理事会として会長、副会長の互選をお諮りする。本日の理事会は構成員の総数の過半数が出席されているので成立している。なお、互選の結果、会長、副会長の交代があった場合には、新任の会長、副会長は今回の総会関係の

行事が終了した時点から執務するという前例となっているのでお含みおき願いたい。

ついで、この選出方法について協議の結果、投票によることになり、開票立会人は理事を兼ねない常置委員会委員長にお願いすることにした。

(1) 会長の互選について

出席理事21名のうち山川理事（佐賀大学）は代理出席のため投票権がないことを確認し、残る20名の理事により単記無記名投票（大学名を記載）を行った結果、平野理事（東京大学）が得票多数をもって会長に選任された。

(2) 副会長の互選について

平野議長より次のことが述べられた。

副会長については、2名とも旧帝大より選出されないようにという従来の慣例があるが、これでよいかどうか、また選出方法を投票にするという場合に2名連記によるか、あるいは1名毎に行うかにつきお諮りする。

これについて協議の結果、副会長の選出は旧帝大とその他の大学というように区別して1名ずつ2回に分けて投票を行うこととした。

以上の要領により投票が行われた結果、沢田理事（京都大学）、松田理事（東京工業大学）の両理事が得票多数をもって副会長に選任された。

このあと新会長、副会長よりそれぞれ就任の挨拶があった。

2. 常置委員会委員（代表者）候補者の確認について

新会長、副会長の決定に伴い、本日午後選任が行われる常置委員会委員（代表者）候補者の確認を行った結果、変更の必要がないことが確かめられたので、前回（5月25日）の理事会において選考された名簿のとおり総会に提案することにした。（なお、この確認は、会長、副会長は常置委員会の委員にはならないので、新会長、副会長が委員として重複していないかどうかを確かめるための措置である。）

3. 監事候補者の選考について

平野議長より次のように述べられた。

監事の候補者については、監事の職務からして理事会がこれを選考するのは適当でないので、会長より候補者を提案し総会において決定するということにするが、その候補者として、これまでに引続き筑波大学長と東京医科歯科大

学長にお願いしたいと思う。なお、以上の2名の学長が、明日開催される新常置委員会において委員長に選任された場合には、次の監事候補者として東京学芸大学長と東京水産大学長にお願いすることにしたい。（監事は規定により常置委員会委員長を兼ねることができない。）

4. 第73回総会の日時・場所等について

来る11月総会の日時・場所等について、会長より次のように述べられた。

従来、11月総会の日程は2日間（2日目午後は学長懇談会）を当てていたが、今秋の総会は特段の議事もないようなので学長懇談会を含め下案のように1日間の日程で運営してはいかかかと考える。なお、この案で試行してみて、差支えがあるようであればまた改めることにしたい。

日 時：昭和58年11月16日（水）

なお、事務連絡会議は17日（木）とする。

場 所：学生会館

以上について審議の結果、提案どおり了承した。

5. 国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関するガイドライン試案について

これについて、猪理事（第2常置委員会委員長）より配付資料を基に次のように説明があり、了承された。

この「国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関するガイドライン試案」は、去る昭和55年6月開催の第66回国大協総会の際に大学入試センターより提案され了承された「共通第1次学力試験の資料提供に関する要望事項」（会報第89号47頁（¹）参照）の主旨を踏まえ、第2次試験に係る資料を含めてこれを更に一般化

するとともに、具体化しようと試みたものである。

これの作案については国立大学入学者選抜研究連絡協議会（入研協）に依頼していたが、同協議会では2年間の検討を経てこのたびこの試案を国大協に提出された。その主な内容は、資料の定義、資料の利用目的、資料の利用の制限、資料のランク、利用手続、等から成っており、これによって各国立大学の相互間、及び各国立大学と大学入試センターとの間における資料の交流及び公開の基準、手続等を明確にしようとしたものである。

それで、本日この試案が了承されればこれを各国立大学に送付して意見を求め、ガイドラインとして確立し活用を計りたいと考えているので、よろしく願いたい。

6. 「入試問題検討委員会」（仮称）の設置要綱について

これについて猪理事より次のような提言があり、了承された。

前理事会（5.25）において承認された「入試問題検討委員会（仮称）」の設置要綱についてであるが、この委員会の名称を「入試問題検討委員会」ということにすると“試験問題”について検討する委員会のように誤解される恐れもあるので、この委員会の目的に沿って「入試改善特別委員会」と改めた方がよいと思う。

また、この設置要綱の「3. 運営」の部分で“概ね1年後に「中間報告」をまとめ、最終報告は2年後を目途に取りまとめる方針とする”箇所は、“可及的速やかに報告をとりまとめることとする。”というように改めてはいかがであらうか。

以上をもって本日の議事を終了した。

第72回 総 会（第1日）

日 時 昭和58年6月21日(火) 10:00~17:00
場 所 国立教育会館大会議室
出席者 各国立大学長

初めに、平野会長から開会の挨拶があり、ついで次のように述べられた。

本日の総会の主な議題は、「役員・委員等の改選」「本協会の予算・決算の承認」および「各委員会の審議状況報告と協議」などであるが、特に第2常置委員会で検討中の共通入試の問題は当面の重要課題であるので、十分な審議を尽くしていただきたい。

以上の挨拶ののち、代理出席者について、山川佐賀大学長に代り野中農学部長が出席された旨の報告があった。

(1) 会議資料について

事務局から今回総会の配付資料について説明があった。

(2) 総会の日程について

会長から、今総会の日程については、去る5月25日開催の理事会において協議した結果、別紙（資料3）の要領により運営することになったので、ご了承のうえご協力をお願いしたい旨が述べられた。

I 会務報告

会長から、以下の事項について報告があった。

1. 前総会以後における学長の交代について

会長から、前回総会以後における学長の交代について次のとおり紹介があった。

(大学名)	(前任)	(新任)
室蘭工業大学	吉田 正夫	小林 晴夫
東北大学	前田 四郎	石田名香雄 (事務取扱)
長岡技術科学大学	川上 正光	齋藤 信義
福井大学	五十嵐直雄	八木 寿郎
福井医科大学	高瀬 武平	能勢 善嗣
岐阜大学	館 正知	早野 三郎
京都教育大学	林 保	川端 博
鳥取大学	綾部 正大	高木 篤

また、前回総会以後における学長の再任について次のとおり紹介があった。

東京農工大学	諸星静次郎
富山大学	柳田 友道

2. 委員長の交代について

会長から、前総会以後における常置委員会委員長の交代について次のとおり報告があった。

第1常置委員会

(前任)	前田 四郎(東北大学長)
(新任)	山村 雄一(大阪大学長)

3. 前総会以後の主な事項の報告と追認について

(1) 福井医科大学長の逝去について

高瀬福井医科大学長には、昨年11月21日病气(脳出血)のため急逝された。その大学葬が12月13日に行われたので、五十嵐福井大学長に会

長の弔辞を代読していただいた。ここに謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りする次第である。

(2) 要望書の提出等について

1) 人事院勧告に基づく給与改定の見送りに対する「声明」について

昨年11月開催の第71回総会においてご了承を得た、いわゆる“人勸凍結”に対する「会長声明」については、総会第1日終了後における記者会見の際にこれを報道関係者に公表するとともに、11月24日に文部大臣始め総理府総務長官、大蔵大臣、労働大臣、人事院総裁等にそれぞれこれを提出した。

2) 臨調の指摘事項に対する要請について

臨調で取り上げられていた「省庁組織の整理・再編合理化に関する主要指摘事項」のうち、文部省関係事項として「官庁営繕部門の建設省への移管」が掲げられていたが、これが実施されることになれば大学の営繕工事に重大な支障を及ぼす恐れがあるため、昨年11月25日、沢田副会長、藤巻お茶の水女子大学長(第1常置委員会委員)、石塚事務局長の3名が緊急に臨調第2部会の河合部会長代理に面会し、大学の実情を説明し、善処方を要請した。

3) 国立大学の学生納付金の改定と育英奨学制度に関する要望書について

昭和58年度予算編成に当たり、国立大学の学生納付金(入学金・授業料)の増額改定や育英奨学金について有利子化を図る等の意図がある由仄聞したので、これの学生生活に及ぼす影響の重大なるに鑑み、急遽関係者と協議して要望書を取りまとめ、昨年12月24日、事務局長がこれを携えて大蔵省および文部省を訪れ、両省大臣以下各関係官にこれを提出した。

(3) 共通第1次学力試験の実施について

第5回目を迎えた国公立大学共通第1次学力試験が去る1月15、16の両日実施され、全国的な好天気の下に無事遂行された。それに続く第2次試験も恙なく終わって58年度の大学入試業務も一段落したので、去る5月23日、第2常置委員会ではその実施結果を基に問題点の検討を行い、来年度の共通第1次学力試験の実施方法について協議した。その結果については、後刻第2常置委員会の猪委員長よりご報告があると思う。

(4) 懇談会の開催について

1) 共通入試問題に関する懇談会

最近、共通入試について世間の批判が高まり、国会においてもこれの改善についての論議が活発化している状況にあるが、このことに関し猪第2常置委員長より、これに対処する本協会の基本的態度について検討してほしい旨の要請があったので、去る4月14日、関係者（会長、両副会長、第2常置委員長、小野・宮沢・飯島各理事）が相寄りこの問題について懇談した。その結果、世上で取沙汰されている共通入試手直しの技術的問題の対応ということに止まらず、大学入試のあり方という根本問題まで含めて検討する必要があるということになり、そのための検討機関を臨時に設けてはどうかということになった。

なお、この検討機関の設置については、その後理事会（5月25日）で協議の結果、別紙（資料19）の要領により設置することが承認されたので、よろしくご了承願いたい。

2) 大学設置基準に関する当面の課題についての懇談会

大学設置審議会大学基準分科会においては現在、大学基準に関わる幾つかの問題が提起され検討中との由であるが、これについて文部省側

より、これらの諸問題（資料18参照）について国大協側の感触をききたいとの申し入れがあった。

それで、前述の入試問題の懇談会終了後、会長・両副会長・飯島理事（大学基準分科会会長）・小野理事の5名と文部省大学局幹部（大学局長・審議官ほか関係課長等7名）と懇談を行った。これらの問題については、今後も意見交換の機会があることと思うが、これらの問題は主として大学の組織・制度に関わる問題であるので、このあとの「各委員会委員長報告」の際、第1常置委員長の報告に関連して飯島名古屋大学長よりご説明いただきたいと思う。

(5) 大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

昭和58年度大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する国公立大学・高専11団体の申合せについては、昨年11月中旬以降大学団体側あるいは大学側と企業側との懇談会を開いて検討してきたが、過去数年の実績や企業側の採用計画策定期間等を勘案し、58年度（59年3月卒業）においても昨年と同様、10月—11月の線〔求人（求職）のための企業と学生との接触（いわゆる会社訪問等）は卒業前年の10月1日以降、選考開始は11月1日以降〕で実施することになった。

(6) 特別会計制度協議会について

昨年12月24日に第50回特別会計制度協議会を開催し、昭和58年度予算案について文部省から説明をきき、これについて種々意見交換を行った。

また、去る5月12日に第51回協議会を開催し、文部省から「昭和59年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案」について説明をきき、隔意のない意見交換を行った。来年度の子

算編成は、前年度以上のマイナスシーリングという厳しい状況となっているが、その詳細については後刻第6常置委員長よりご報告いただきたいと思う。

(7) 日教組との会見について

日教組大学部からの申し入れにより、昨年12月3日、諸星第6常置委員長が小林大学部執行委員ほか10名と会見し、臨調問題、人勸凍結問題、その他国立大学の子算・定員、待遇改善等の問題について意見交換を行った。

また、去る3月10日には、臨調答申、人勸凍結、大学教職員の待遇改善、大学予算、定員外職員の処遇改善等の諸問題について、さらに5月19日には、主として人事院の公務員給与制度改定構想について、諸星第6常置委員長と大学部幹部数名との会談が行われた。

II 協議事項

1. 昭和57年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局から「昭和57年度国立大学協会歳入歳出決算」(資料6)について説明があったのち、吉田監事から、監査の結果適正に処理されている旨の報告があり、異議なく承認された。

2. 国立大学協会会費の基準の改正について

(1) 会費基準の改正について

このことについて会長から次のように説明があった。

本協会の会費基準の改正については、昨年の11月総会の際にその趣旨——大学の諸問題の実質的な審議に当たる委員会等への会議出席旅費を当協会において賄うことにするため会費の増

額を図りたいとの趣旨——を説明し、ご了承方をお願いしたが、その後、去る2月25日開催の理事会に「資料7」の「会費基準の改定(案)」を諮った結果、これが承認された。

このことについては、3月4日付文書をもって各国立大学長にご通知し了承方をお願いしたが、本総会においてこれの追認を得たいので、よろしく願う。

ついで事務局よりこれについて補足説明があり、異議なく承認された。

(2) 会費基準改正に伴う会議出席旅費支給基準の制定について

会長より、以上の会費基準の改正に伴い、本協会が招集する諸会議の出席旅費は、58年度より当方において全面的に支給することになるため、新たに「資料8」のとおり会議出席旅費の支給基準を定めたいので、併せてご承認いただきたいと述べられ、ついで事務局より補足説明があり、異議なく承認された。

3. 昭和58年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局から「昭和58年度国立大学協会歳入歳出予算(案)」(資料9)について説明があったのち、会長から、本案については理事会には事前に諮り承認を得ているが、従来慣行により6月総会の際お諮りすることに理事会でも了承されているので追認願いたい旨説明があり、異議なく承認された。

4. 理事の選任について

会長より、このたびの総会では、理事の選任を行うことになっているが、先般来各地区で互選を願った理事候補者は別紙(資料10)のとおりであるので、これについて選任を願いたい旨

諮られ、異議なく承認された。

5. 大学運営協議会について

このことについて会長から次のように説明があった。

大学運営協議会は、昭和37年当時の大学を取り巻く情勢に対応し、大学の管理運営について自主的な改善を図ることを目的として設置(38.2.28)されたものであるが、同協議会は昭和50年以降全く開催されないまま今日に至っている(資料16参照)。この間、53年から54年にかけての1年間、この協議会の運営方法についての再検討が理事会等において数次に亘って行われたが、結局、同協議会の実施細則の一部を改正すること(「毎年2回以上招集する」との条項を削除)で結着がつけられた。

しかし、これの設置当時と状況も変わってきたこともあり、その後も同協議会は開催する機会もなく、また当面これが開催される見通しもないので、この際、同協議会を廃止してはどうかと考え、これを過般の理事会(5月25日)に諮った結果、「廃止」の結論となったので、本総会に諮りご決定をお願いしたい。

これについて格別の異議もなく、提案どおり「廃止」が承認された。

6. 各委員会委員長報告と協議

各委員会の報告に入るに先だち、会長より次のように述べられた。

委員会の審議状況の概要を各委員長にお取りまとめいただき会議資料として配付してあるので、「資料29」をご参照のうえご協議いただきたい。

なお、先程の「総会日程」の説明の際申し上げたように、各委員長報告に引続き共通入試の

問題についての懇談を行う関係から、第2常置委員会の報告は最後に回すことにいたしましたので、ご了承いただきたい。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況について、各委員会委員長から、大略次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会(山村委員長)

① 大学のあり方の検討小委員会について

第2臨調で「省庁組織の整備・再編合理化」という問題が取り上げられ、その一環として「国立大学の学部等の再編整理」について指摘があったので、その対策について協議した結果、当面の処置と長期的な対応が必要ではないかということになった。そして、長期的な対応としては、国立大学協会の自主的な立場から、国立大学のあり方について検討する必要があるということになり、そのために藤巻お茶の水女子大学長を委員長とする「大学のあり方の検討小委員会」を設置し、すでに5回にわたり検討を行っている。第1常置委員会でも、この小委員会における検討を受けて大学のあり方の検討を行っているところである。

現在は自由討議の段階であるが、大学の役割、国立大学の存在理由、大学の設置形態・設置基準、財政、教官の業務、研究と教育の体制などの諸問題について検討を行っている。

「大学のあり方」というテーマはその領域が広く、国立大学協会の各常置委員会の全部に関わる問題を包蔵するが、すでに各常置委員会や特別委員会で検討を行っている事項については、それらの委員会におまかせをする姿勢で、先にあげた問題について自由討議を開始したところである。この検討作業は2、3年後を目標としてまとめる予定である。

② 獣医学科の教育年限延長について

この問題は、獣医学の4カ年の教育は不十分であるので、これを6カ年に延長するというもので、昭和25年以来検討されてきた。そして、53年4月の学部入学者から、獣医師の国家試験の受験資格は修士課程修了者に引き上げられており、事実上、獣医学の臨床を行うのはほとんど修士課程で行っている。ただ問題は、獣医学部とはならず学科の形で教育が行われている大学があり、そのため、問題がまだ解決されていないことである。それで、当委員会としては、今後再編整備を推進することと、関係農学部長の賛成を前提として、「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」の「獣医学の学部6年制教育のあり方」および「獣医学の大学院のあり方」の改善案に賛成した。

以上の第1常置委員会の報告ののち、関連して飯島名古屋大学長（大学設置審議会基準分科会会長）から大学設置基準に関する当面の課題について次のとおり説明があった。

現在、大学設置審議会の基準分科会において大学の当面する色々な問題について、かなり抜本的な討議を行っている。それらの問題について過般国大協と連絡協議の懇談会を開催したことは、先程会長から報告があったとおりであり、今後も国大協と連絡を取りつつ検討をすすめたいと考えている。

さきほどご報告のあった獣医学教育の年限延長の問題については、当分科会ですでに答申をしたが、その後、夜間部を本校近くに置く場合の校地基準の関係の問題についても答申した。それから、昼夜開講制の問題、大学教員の資格を弾力化する問題、大学に対する入学資格ことに専門学校修了者に大学入学資格を与えるかど

うかという問題、さらに、大学の修業年限および大学院入学資格の弾力化等について基本的な議論を重ねる方針となっている。また、大学院については独立大学院の基準設定の問題を論ずることになっていて、いずれも国立大学に非常に深い関係があるので、できるだけ国立大学協会と十分な連絡を取ったうえで討議をすすめたい。

(2) 第3常置委員会（世良委員長）

① 就職問題について

大学卒業予定者のための就職事務開始時期等に関するいわゆる就職協定については、昨年、労働省がこの協定から脱退し、企業側と大学側の“紳士協定”という形で就職事務が行われることになったが、その結果は非常に成績が良かったという評価を得た。それで、就職問題懇談会で協議の結果、58年度も前年どおりの自主協定によって就職事務を行っていくということが決まった。

なお、人事院から、公務員試験の上級職の合格者発表を、昭和58年度から従来の期日（10月15日）よりも10日繰り上げたい旨申し入れがあったが、すでに58年度の就職協定は前年どおりとすることが大学・企業間で決った後であり、公務員試験合格者発表日を繰り上げると、そこに若干の問題が起こってくる可能性があるということで、人事院に再考を要請した結果、58年度は、従来どおりの期日に合格者発表を行うことになった。

② 新第3常置委員会への申し送り事項について

第3常置委員会は今度の総会において改組されることとなり、従来の第3・第4常置委員会の両者が合併して新しい第3常置委員会となることになった。それで、新しい第3常置委員会

に申し送る審議事項について協議した結果、次の二つの問題を取り上げることにした。

1) 厚生補導の理念の再検討

国立大学協会が発足してからすでに33年を過ぎており、その間、厚生補導についての考え方も微妙な変化が生じてきたように思われる。それで、この際、国大協、中教審、文部省などにおいてこれまで発表された厚生補導に関する資料を勉強しなおし、厚生補導というものをどのように考えるべきかを検討し、今後の諸問題検討のための新たな出発点としたい。

2) 学生の生活指導・相談

学園秩序はしだいに回復してきたが、その反面で学生の無気力化ということが各方面から指摘されている。それで、学生に気力を回復させ、活気ある大学生活を送らせるために、その生活指導や相談のありかたはどうあるべきかという問題を考えたい。もっともこの問題はきわめて大きくかつ複雑であり、大学入試のあり方、一般教育と専門教育のあり方等大学の全問題とも関わり、さらには小学校、中学校、高等学校の教育全体の問題とも関連してくる。それで、この問題の検討にあたっては、他の常置委員会とも連絡を取りながら問題を具体化し、その具体化した問題の個々について逐次検討をすすめたい。

(3) 第4常置委員会(野村委員長)

① 学生の育英奨学金について

学生の育英奨学金の問題に関して、文部省関係者で組織されている「育英奨学事業に関する調査研究会」から、国立大学協会の意見を徴したいという申し入れがあり、昨年(1970)の11月26日に私が出席して、次のような見解と希望を申し述べた。

先進諸国の育英奨学金は大部分が給費制であるのに対し、わが国の場合は貸与制を取っており、わが国の育英奨学事業はなお立ち遅れていると言わざるを得ない。さらに聞くところによると、外部資金導入による有利子化への転換が検討されている由であるが、このようなことは、育英奨学事業の本義からしてはなほ遺憾であり、そういうことにならないよう切望する。

なお、この調査研究会は今年28日に最終的な結論を出す予定とのことである。

② 学生教育研究災害傷害保険について

② 学生教育研究災害傷害保険について

本委員会は過去2年間にわたり、この学生教育研究災害傷害保険の改善について種々検討を続けてきたが、その結果、現行の掛金のままで担保範囲の拡大と保険金額の増額が可能ではないかという結論に達したので、この保険業務を主管する財団法人学徒援護会に保険内容の改善を働きかけた。さいわい、必要な約款の改正は、本年3月大蔵省の承認するところとなり、4月の新学期より新約款が適用されている。

今般の改正により担保範囲が拡大された主な点は次の三つである。

- 1) キャンパス外の課外活動(危険度の高い特定のスポーツを除く)でも大学に届出をして行った場合は、これを担保に加える。
- 2) 旧約款では、キャンパス内での正課の授業中と課外活動中の災害・傷害の二つに限って担保されていたが、その他の休憩中の災害・傷害も担保される。つまり、大学の校門を入ってから出るまでの間のあらゆる災害・傷害について担保が行われる。
- 3) 航空機搭乗中(正課・学校行事・課外活動中)の災害事故に対しても担保される。

それから、保険金の増額については、例えば課外活動中の死亡保険金が200万円から600万円に引き上げられた。詳しくは「資料22」をご覧ください。

なお、通学途上の交通事故については、遺憾ながら担保範囲に加えることはできなかった。現在の掛金ではこの辺が限度であり、これ以上の担保範囲の拡大はできないとのことである。

以上報告のあと会長から次の発言があった。

先日、文部省から「育英奨学事業に関する調査研究会」の状況報告があり、これについて国立大学協会でも検討をして貰いたいとの要望があった。

この調査研究会の見解については、さらに文部省としても時間をかけて検討していくことになると思うが、新しい第3常置委員会では、この調査研究会の報告が出たら、国立大学協会の自主的な立場からこれを検討して意見を取りまとめていただきたい。

(4) 第5常置委員会(西川委員長)

本年2月26日に委員会を開いたが、その際審議された主な点は次のとおりである。

① 昭和58年度の国際交流関係予算について

文部省の大学局から担当官の出席を求め、昭和58年度の教育・学術・文化の国際交流関係の予算について説明を聞き、これを中心にして質疑応答が行われた。

② 昭和58年度の外国学長招致事業について

さきに既に決定しているニュージーランド国からの3人の学長の招致について検討がなされ、文部省をとおして先方と積極的に交渉することとなった。その後文部省を介し作業がすすめられており、学長名や来日の日程などの詳細

については、遠からず決定するものと思われる。なお外国学長の招致事業については、なるべく一方交通となることなく、パートナーシップを原則とし、日本からも学長が相手国を訪問できるように取り計るべきであるという委員会の意向に従い、ニュージーランド国に対してそのように伝えるよう文部省にお願いし、文部省はその旨先方に伝えたとのことである。

なお、昭和56年度に学長が来日したカナダ国政府から、文部省に対し北海道大学、筑波大学、東京大学、広島大学、上智大学、関西学院大学の6大学長を招待したいとの申出があり、これらの大学長は去る4月27日から5月7日まで11日間カナダに滞在し、クインズ大学をはじめとする6つの大学を訪問された。これは、先般の国立大学協会からの招待に対する返礼と考えている。

なお、以上2点のほか、国内の大学間同士の教育や研究交流の問題ならびに海外の特定の大学と日本の個々の大学との交流協定の問題については、これまで文部省に依頼して関係資料が入手されているが、これらの取扱いなどについては今後さらに検討をすすめてゆきたいと考えている。

また、ごく最近になって文部省から国際交流に関して第5常置委員会に対して一部問い合わせがあった。これについては明日の委員会でご報告申し上げるので検討をお願いしたい。

(5) 第6常置委員会(諸星委員長)

本委員会として報告する主要事項は次のとおりである。

57.12.3(金):日教組大学部幹部と会見し、国立大学教職員の待遇改善、特に助手問題について要望を聞き懇談した。

57.12.15(水)：給与問題小委員会を開催し、創設の促進を図っている「研究技術専門官制度」の詰め作業を行った。文部省から係官2名が出席し、この問題についての人事院との折衝経過について説明があった。

57.12.23(木)：昭和58年度予算編成に当たり、国立大学の学生納付金の増額改定や育英奨学金の有利子化導入の動きがあったので、これの対応について会長、第4、第6両常置委員長その他関係者で協議し、「国立大学の学生納付金の改定と育英奨学制度について(要望)」を取りまとめ、翌24日これを大蔵省および文部省に提出した。

57.12.24(金)：第50回特別会計制度協議会が霞山会館において開催され、58年度予算案について文部省から説明をきき、意見交換を行った。

58.1.27(木)：大学財政小委員会を開催し、昭和58年度の予算について文部省側から説明を受けた。また、会長から要望のあった文科系の研究費増額の問題について検討し、図書購入費の増額を図ることについて文部省と折衝することにした。

58.3.10(木)：日教組大学部幹部と会見し、臨調答申、人勅凍結、大学予算、教職員の待遇改善等の諸問題について懇談した。

58.5.11(水)：第6常置委員会を開き、昭和59年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案について文部省側から説明をきき、意見交換を行った。

58.5.12(木)：第51回特別会計制度協議会が開催され、「昭和59年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案」について文部省側と協議した。

なお、その際、第6常置委員会の意見として文部省に要望した点は次のとおりである。

① 昭和58年度予算において、一般会計から特別会計への繰り入れが対前年度比マイナスとなったが、これは初めての出来事であり憂慮すべき事態であるので、善処してほしい。

② 当校費は大学の研究教育のための基本財源であるので、少なくとも現状維持を確保してほしい。

③ 授業料の値上げは極力抑制してほしい。これを増額するのであれば、授業料の減免枠の拡大を配慮してほしい。

④ 図書購入費がダウンしているのは教育・研究に支障を及ぼすので、善処してほしい。

⑤ 国立大学教職員の待遇改善については、いずれ要望書を提出するから、配慮方を願う。よい人材を集めるには給与の条件が第一であるので努力してほしい。

58.5.19(木)：給与問題小委員会を開いて「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」をまとめた。

同日：東大生産研職組ならびに日教組大学部幹部から待遇改善の問題についての要望を聞いた。

(6) 医学教育に関する特別委員会

(猪委員長)

本年1月21日に特別委員会を開催し、臨調から指摘のあった医学部の整理統合問題についての検討を行った。また、予てから検討中の医師国家試験の改善の問題について討議を行った。ざいわい、佐賀医科大学の古川学長、千葉大学の井出学長がこの国家試験の改善委員会の委員でもある関係で、両学長を通じ改善委員会の情報を得る一方、本委員会の意見を反映して貰い

ながらこの問題に対処してゆくことにした。

ついで去る5月2日に小委員会を開催し、前回論議した医学部の整理統合問題に関連する諸問題について検討した。この医学部の整理統合問題に関しては、医学部の学生定員を減らせという声が国会その他から出ており、これについて文部省は厚生省とすでに討議を開始し、また専門家の意見を聞いている。そのような状況にあるので医学部の整理縮小に伴う医学教育の水準維持、改善充実の問題を取り上げることとし、医学教育のカリキュラム、教育方法、入試のあり方等について検討することになった。

昨6月20日に文部省から医学教育課長を招いて特別委員会を開催し、引続いて医学部の整理統合の問題について協議した。この問題は医師過剰問題とも関連しているので、できるだけ多くの資料を集めて検討を行い、また、国立大学協会と関係のない専門家の意見も聞いて、精力的に検討しようということになった。関連して、医学部・医科大学の博士課程の学生数が少ないという問題について現状分析を行い、定員を確保するための方法について話し合った。

(7) 教養課程に関する特別委員会

(須甲委員長)

① 教養課程に関するアンケート調査について

教養課程に関するいろいろな問題点について各大学等でアンケート調査の報告や意見・見解等が出されているが、これらのものとは別な角度から、卒業生が在学中に受けた教養課程教育に対してどのような考えを持っているのかを調査し、その中から新しい問題点を見出そうと考えた。それで、昨年11月16日に、卒業生を対象としたアンケート調査の実施を決定したが、その後、理事会でのこれに対する意見や、各地区

の教養課程の研究会の報告内容、各大学の一般教育履修の改革案等を参考にして、アンケート調査の成果を一層効果あらしめるためにさらに慎重に検討を重ねることとし、本年9月頃を目途として最終案を決定することになっている。

② 一般教育に関する今後の検討項目について

新制大学が発足してからかなりの年月が経過し、一般教育の履修方法についていろいろの問題点が生じ、多くの大学では現実的にこれに対応する教育方法が行われつつある。そのような状況で、一般教育の問題点は一応出揃っているとみられるので、前述のアンケート調査の結果を待たずに、これと並行して一般教育に関わる問題点を整理したうえ順序を追って検討していくことにした。ただ、この検討に当っては、大学・学部等の改編にもつながることもあるので、関係があると思われる他の委員会、特に第1常置委員会と密接な連携を保ちつつ審議をすすめることにしている。

(8) 教員養成制度特別委員会（井沢委員長）

昨年に引き続き毎月1回小委員会を開き、「大学における教員養成—教員養成制度充実のための課題—」について検討を重ね、ここに「資料25」のとおり報告書案がまとまった。

最近、免許法改正をめぐっての動向が急を告げているので、この案のうち主として第2部の「免許法改正」に関する本委員会の基本的な考え方や提案について各大学の意見を9月10日頃までに承り、それによってこの案の手直しを行い、11月の総会に最終報告書として提出する予定である。

なお、先般文部大臣から免許法改正について教育職員養成審議会に諮問があり、同審議会ではその件を目下審議中である。このような状況

に対応するため、明後日の午前に委員会を開催して、文部省の説明を聞くことにした。

(9) 図書館特別委員会（松山委員長）

前回の総会でご報告したように、当委員会の当面の課題は、学術情報システムの実働化に伴う大学図書館の対応について討議し、図書館協議会と緊密な連絡をとりながら、今後の図書館のあり方についての総合的なビジョンを確立することを当面の課題としており、専門委員による小委員会を発足させ、そこで審議を開始すべく準備中である。

なお、前回4月25日開催の委員会において次の2点が協議された。

1) 学術情報センターについては、現在文献情報センターという形のを東大に設置して、ここで目録・所在情報システムの技術開発および試行を行うこととなり、ようやくシステム実現の過程に入りうる状況に達したとはいえ、総合的なシステムの実現までには、なお多くの課題が山積しており、関係者一同の一層の努力が望まれる。

なお、これについての問題点を簡単に上げると、①検索システム自体が現在は試行であり、まだ最終的なシステムではない。②一次情報の参照システムを発足させようとしても、その資料が各研究室に散在していて簡単に借りられない。そのほか人員配置の問題もでてる。

2) 大学図書館関係の予算措置の中で一番大きなしわ寄せを各大学が感じているのは、外国雑誌の購入費で、実質的には半分になっているのが実状であり、早急な対策を要望したい。この件については第6常置委員会から文部省へ善処方要望をお願いする。

以上の報告に関連して会長から東大の文献情報センターについて次のとおり説明があった。

本年4月から東大に文献情報センターが設置された。これは元来全国立大学の共同利用センターとなるものであるが、予算の関係で東大の学内共同利用機関となった。しかし、実質的には、全国の共同利用機関であり、運営委員には他大学の方も入っていただいて今後の運営について検討を願っている。

(10) 大学院問題特別委員会（金子委員長）

本年2月25日に特別委員会を開き、文部省から齋藤審議官の出席を得てオーバードクター問題、国際交流、大学院組織などについて意見の交換を行った。詳しくは会報第100号の本委員会議事要録を参照されたい。

なお、文部省側でも大学関係者を中心とする学識経験者による調査会を設けて大学院の諸問題に関する調査研究を行っているので、近く合同懇談会を開くことになっていたが、その第1回の懇談会を来る7月7日に開くことになり、本委員会からは群馬大、横浜国大、岡山大の各学長に出席をお願いした。

——正午より午後1時30分まで昼食休憩——

（この間、中会議室において新理事会を開催。午後1時30分より総会再開。）

7. 会長、副会長の選任について

会長から、本日昼食時に行われた新理事会において会長、副会長の互選を行った結果、会長に平野東京大学長、副会長に沢田京都大学長および松田東京工業大学長が選任された旨の報告があり、会長、副会長よりそれぞれ就任の挨拶があった。

8. 常置委員会委員（代表者）の選任について

会長から次のように諮られ、異議なく承認された。

常置委員会の委員（代表者）候補者の選考については、去る2月25日の理事会の決定に基づき、各大学の代表者（学長）に希望する委員会について意向照会を行った。その結果を基に5月25日に「委員等選考役員会」を開催し、別紙「常置委員会委員候補者選考方針」（資料12）に基づいて委員候補者を選考し、これを同日開催された理事会に諮り、「資料13」のとおり委員候補者を決定した。ついては、本案のとおり選任してよろしいかお諮りする。

以上の提案が承認されたのち次のように付言された。

常置委員会の委員は2年ごとに改選されることになっているが、これに関する事務処理は相当繁雑であるので、今後委員の任期を3年に延長することも検討の余地があらうと思われる。

9. 常置委員会委員（教員）の選任について

会長から次のとおり報告があった。

常置委員会の教員委員については、理事会が選任することになっているが、これについては、去る5月25日午前開催の「委員等選考役員会」の審議を経て同日午後開催の理事会で次期教員委員の選考を行った結果、別紙（資料14）のとおり現任者を再任することとし、その所属大学および本人の承諾を得てそれぞれ委嘱したのでご報告する。

なお、都合により辞意を表明された1名の方および退官等で既に辞任された5名の方々の後任については、前委員の所属大学より後任の推薦を願ったので、ご了承いただきたい。

10. 入試改善特別委員会の設置について

会長から次のとおり説明があり、了承された。

この入試改善特別委員会の設置については、既に会務報告においてご説明したが、これから第2常置委員会の報告が行われ、引続いて入試問題の懇談をすることになっているので、ここで改めてご説明したい。

第2常置委員会は、従来主として共通第1次学力試験に関する問題について検討を続けてきたが、このたび第2常置委員長から、最近における共通入試に対する各方面からの批判に対応するため、国大協として大学入試全般について基本的な検討をしてほしい旨の申出があったので、これを検討する機関として「別紙19」の設置要綱のとおり「入試改善特別委員会」を設けることにした。この特別委員会は、共通第1次学力試験が実施されて5年を経過した時点におけるこれに対する意見や批判をふまえ、問題の所在を明らかにするとともに、適切な大学入試のあり方を検討することを目的とし、その構成は、第2常置委員会との関係や各地区別、大学の種別等の要素を勘案して15～20名程度の委員をお願いすることにした。なお、本特別委員会の運営については、第2常置委員会と連携を保ちつつ審議を進め、可及的速やかに結論を取りまとめることにしている。

（ここで議長を交代し、松田副会長が司会して議事を続行）

11. 各委員会委員長報告と協議（午前の続き）

(1) 第2常置委員会（猪委員長）

第2常置委員会では、1月19日に委員会を開き、共通第1次学力試験に関する当面の検討事

項である①試験期日の繰り下げ、②自己採点方式の見直し、③試験科目数を減らすことの可否、④推薦入学の枠の拡大、⑤2次募集の活用等の諸問題について検討した。そして、その結果を基に、各学長に入学選抜方法等の再検討についてアンケートを求めることとし、去る2月25日の理事会でこれの了承を得た。その後、3月16日に拡大小委員会と入試教科目改訂専門委員会との合同会議を開き、このアンケート案の検討と原案作成を行うとともに入試改善についての意見交換を行った。そして5月2日には、このアンケートの原案について各理事および本委員会委員から寄せられた意見を基に修正した調査票を各学長あてに送付し、5月末日までに回答をお願いした。この回答はまだ全部集まっていないが、貴重なご意見をいただき感謝している。このアンケートの結果は、今度新設された入試改善特別委員会の審議の際に報告し、検討のうえ問題が絞られたら、改めて各大学にアンケートを実施したいと考えている。

次に5月7日には、入試教科目改訂専門委員会を開いて「昭和60年度共通第1次学力試験出題教科・科目の出題方法等」ならびに「旧課程履修者に対する経過措置」について検討した。また、5月23日には「昭和59年度共通第1次学力試験の実施について」ならびに「昭和60年度共通第1次学力試験の出題教科・科目の出題方法等」について協議した。

以上の経過報告ののち、「昭和59年度共通第1次学力試験の実施について」に関し小坂大学入試センター所長より、また「昭和60年度共通第1次学力試験の出題教科・科目の出題方法等」（旧課程履修者の経過措置を含む）に関し松井専門委員（第2常置委員会）より、それぞれ詳細な説明があり、これについて若干質疑や

意見が交されたのち、いずれも原案どおり承認された。

ついで小坂入試センター所長から、昨日挙行された新庁舎落成式への参列についての謝辞、および共通第1次学力試験の試験問題作成に対する各大学教官の協力への謝辞、ならびに大学入試センターが作成刊行した諸冊子（配付資料）についての紹介があった。

12. 国立大学の入試改善についての懇談

初めに議長から、次のように挨拶があった。

国立大学の入学試験の改善について検討するため、このたび入試改善特別委員会が発足したが、これは共通入試制度に対する世間の批判や国会での論議が盛んなので、この際大学入試のあり方という根本に溯って検討しようという趣旨に基づくものである。第2常置委員会では、現在世上で取沙汰されている共通入試の問題点についての改善方策を検討中であるが、この作業の結果を含め、入試問題全般を見直して適切な大学入試のあり方を検討するのが特別委員会の目的である。本日のこの「入試改善についての懇談」で、特別委員会で審議する際のヒントとなるようなご意見を伺えれば幸いである。

大学が入学者の選抜試験を行うに当たっては、①大学教育を受けるにふさわしい能力を持っているか否かを判定する、②公正かつ妥当な方法で選抜する、③高校教育を乱さないようにする、ことの三点について配慮しなければならないと思うが、懇談に入るに先立ってまず、猪第2常置委員会委員長から問題提起の意味でご意見を伺いたい。

以上の挨拶ののち、猪第2常置委員会委員長から、概ね次のような意見が述べられた。

ただいまの議長の話にもあったように、入試には三本の柱（上述の①～③）がある。共通第1次学力試験の導入に当たっては、これらの点を考慮して慎重な検討を行い、この入学者選抜方法が入試改善に役立つとの結論を得て実施に移された。このような共通入試制度導入の経過をふまえて第2常置委員会では、共通第1次試験の順調な発展を図ってきたが、最近になって共通入試に対する世間の批判が高まり、国会においてもこの問題が盛んに論議されるようになった。これらの批判や意見の中には、共通入試制度の主旨を十分理解していない面もみられるが、これを黙殺してしまうわけにもいかない。それで、昨年11月からこれらの批判に対する検討を始めたが、基本的には現行制度を維持するのがよいという意見が多い。しかし、具体的に提起されている意見の中には検討を要する問題もあるので、第2常置委員会としては、試験科目を減らすこと、自己採点方式を考え直すこと、試験期日を繰り下げること、資格試験化の可否等の問題を中心に検討しているが、これらはいずれも現行制度の基本に関わる問題であるので、個々の問題の技術的な対応とともに入試制度全般についての基本的姿勢を明らかにする必要がある。そのようなことから、このたび入試改善特別委員会が設置されたわけであるが、本日はこのような経緯を踏まえ、現在提起されている諸問題について、基本との関係も考慮しつつ自由にご議論をお願いしたい。

ついで議長の要請により、飯島名古屋大学長から、共通第1次学力試験が導入された経緯について大略次のような説明があった。

私が国大協に参加した昭和44年当時に国大協で大きな問題となっていたのは、いわゆる一期

校・二期校の問題であった。40年代における大学進学率の増大に伴い二期校は、入試に関して困難な問題が生じてきた。それは、一期校と二期校の併願によって二期校の受験者が膨大になり、しかもその試験期日が3月下旬に行われ、これを3月末に合格発表するというハードスケジュールを組まざるを得ないということ、また受験志願者は多いが一期校合格によって欠席者が多いとか、合格発表後に入学辞退者が多く出るとかの問題である。それと、一期校は一流校、二期校は二流校であるという世間の印象もあり、これは学生にとっても、大学にとっても好ましくないで、この一期校・二期校制度を解消してほしいとの要求が主として二期校側から強く出された。

このため、国大協では入試期特別委員会を設けてこの問題を検討することになった。当初は一期・二期を廃止して試験期日を一本化する案が考えられたが、文部省や国会や世間は2回の受験チャンスの維持を支持していたので、これを進めるのは困難となった。それで、次は一期・二期の合理的な再編ということになったが、これも種々の隘路があって結局実現しなかった。

以上のように入試期問題については結局全大学の合意が得られる案ができず、一期校・二期校の解消もできなかった。一方、進学率の増大で、特に二期校では多数の受験生を短期間に処理する関係から、難問奇問を出題する傾向が現われることなどもあり、世間からの大学入試に対する批判が一層強まってきた。それで、大学側としてもこれらの批判に答えるべく検討はしていたが、文部省の入試改善会議でも国立大学の入試制度の改革を考えるようになり、国大協でも入試調査特別委員会を設けて、外国の入試制度の事例なども研究しつつ入試改善の方策を

検討し、47年9月に全国共通1次試験の基本構想がまとめられた。これに対し文部省は、国大協が国立大学入試の抜本的改善に取り組むということであれば、その調査研究のための予算措置を講ずるということであった。そのことについては、国大協としては、賛否両論あったが、最終的には、経費については受けるが、調査研究の結果についての拘束は受けないということで、48年8月に入試改善調査委員会を設けて共通第1次試験の実施方法等具体的問題の調査・研究に着手した。

これの検討においては、入試に関してかなり徹底した議論が行われたが、簡単に言えば、現在の入試体制は必要悪であるが、できるだけその弊害を除去するという観点から検討が進められた。それで、入学試験を一つの尺度で（1回のペーパーテストの結果）で選別することは好ましくなく、多くの要素によって選別することが好ましいということで、調査書の活用、心理テスト、面接の重視その他各大学の個性的な選択を取り入れることなどが論議された。他方、資格試験ということの議論などもあったが、国立大学が共同して実施するのであれば、一般の学力をみる1次試験は共有化し、各大学が実施する適性を評価する2次試験はバラエティーを持たせ、これを総合して合否判定をすれば効果があるということになり、そのような方針の下に共通1次試験の検討が始められた。なお、共通第1次学力試験は、国立大学の入試改善のために、各大学が自主的に行う入学試験の一部を共有するものであるということから、国立大学のみ限定することとした。本来、入試改善は、国・公・私立大学全部を含めてやるのであれば実効は薄い、国立大学協会としては、私立大学のやり方には言及できないので、国立

大学だけで発足したわけである。

このように、1次試験によって高校での一般的・基礎的学力を共通の尺度によって評価することによって、いわゆる難問奇問への非難も解消され、またこれと2次試験における志望学部・学科への適性評価とを総合して合否判定するというところで、いわゆる“一発勝負”ということへの批判にも応え得るのではないかということであった。

ところで、この共通1次試験を実施するに当たっては、多数の受験生を対象とするため、その答案の処理は電算機に頼らざるを得ないので、電算処理の可能性と、マークシート方式による適正な出題の可能性について、それぞれの専門家グループによる検討が行われ、2度にわたる模擬試験も実施された。そして、このような大規模な共通1次学力試験を行うためには、しっかりした入試センターをつくる必要があるが、文部省がこれを受入れるなら、共通1次試験は有効に機能するであろうということであった。そして、この共通1次試験を実施するに際しては、国立大学の入試期日を一本化する必要があるということから、懸案の一期校・二期校問題もこれを契機に解消するというところであった。

以上のような検討を経て共通1次試験の実施案が理事会ならびに総会に提案され、これについて若干論議があったが、51年6月の第58回総会で「共通第1次試験は大学入試の改善に資するものである」との判断が下され、ついで同年11月の第59回総会において「共通第1次試験は昭和54年度大学入学者選抜から実施可能である」との結論に達した。

このようにして実施へ向ってのスタートが切られたわけであるが、これの実施に当たっての

当時の問題点は次のようなことであった。

- ① その一つは、共通1次試験の実施時期の問題である。これについては、各大学のロードが増えることや私大の入学試験等の関係、さらに、高校教育の最終学年にひずみを与えないこと、入試業務の技術的な面から2次試験との間隔をあけること、そのほか降雪による交通の問題等を勘案して現行のように1月中旬ということに決定された。
- ② 第2の問題は、共通第1次試験の実施により入試期が一本化されることになるが、これは受験生にとっては、従来の、国立大学受験の2回の機会が一度になってしまうことで、その影響は大きいものがある。その点を配慮して、「自己採点方式」という新しい構想を導入し、共通1次試験の成績を自己評価して志望校の選択の幅を多少とももたせるような措置を講ずることにした。しかし、これは言わば苦肉の策である。
- ③ 第3の問題は、いわゆる足切りの問題である。これは本来行わないのが好いとされたが、各大学が行う2次試験を丁寧に行おうとする場合には、人数の制限はやむを得ない措置として考えられた。しかし、これについては、国会等でも批判があったが、私は2次試験を適正な規模で行うためには必ずしも悪いこととは考えていない。

以上述べたように、最近世間で論議されている共通1次試験に関する問題は、当時十分検討されたので、その経過が無駄にならないようにしかるべき改善策を検討していただきたい。ただ敢ていうならば、当時考えられなかったことで、現在問題になっているものとして、①受験産業がこれほど見事にかかわってくるとは予想できなかったこと、②今日見られるような私立

大学の動向を予測できなかったこと、などがある。

以上、用意のないまま共通1次試験導入当時の事情を略述し、討議のご参考に供する次第である。

以上の説明ののち議長から、当時共通1次試験の電算処理の問題にかかわった小野群馬大学長に経過説明が求められ、これについて小野群馬大学長から、次のような説明があった。

入試改善問題の発端は、新聞と国会で受験地獄のことが取り上げられたことにある。当時は、大学紛争の直後であったこともあり、大学改革の問題が大きく取り上げられたときで、入試改善もその一環として取り上げられたものである。共通1次試験のことが国大協で取り上げられた経緯については、先程飯島学長より詳細な説明があったが、共通1次試験では多数の答案を短期間のうちに処理する必要があり、どうしても電子計算機で処理せざるを得ないということで、コンピューター専門委員会において電算処理について種々検討を重ねた。これについては、コンピューターの性能との関係があり、いろいろ問題があったが、研究を続けている間に改良された電算機も開発され、実施の見通しがついた。しかし、コンピューターにかけるためのマークシート方式の試験については種々な制約があり、それに対する批判があった。また、コンピューター処理をする場合、受験番号の誤記のことが問題になった。それは、誤って番号をマークした答案を0点とするのは、非教育的であるという観点からである。

それから先程も話のあった共通1次試験の私立大学の参加のことであるが、これについては当時の電算処理では私立大学を含めることは技

術的に不可能であった。そのような点からも共通1次試験は国立大学だけに限られることになり（後に公立大学も参加）、これの実施機関である大学入試センターは国立大学の共同利用機関ということになった。

次に共通1次試験の出題教科・科目を5教科7科目にすることについては、出題科目を文理系別にするなどの話もあった。なお、これを3教科にすることについては高校教育をゆがめるという観点から反対であった。

そのほか、新しい制度の導入に際して、受験生に親切にするということから、追試験、再試験の機会を与えること、共通1次試験の成績を自己採点して志望校の変更の機会を与えるため、正解例の発表や平均点の公表などが考慮された。

それから試験実施時期の問題であるが、当初の12月下旬の案が1月になったため、答案処理の問題と雪による交通問題が大きくクローズア

ップされたが、電算処理の問題は解決できた。

以上のようなことなどがあって、共通1次試験が54年度から実施され今年で5回目を迎えたが、最近になってこれに対して、試験実施時期の繰り下げ、出題科目の縮小、自己採点の見直し等の意見や批判が出されている。しかし、これらのことは当初から検討されていた問題で事新しい問題ではない。しかし、諸情勢の変化もあり、現状に即して見直しを行う必要はあろう。

以上の説明ののち、北条信州大学長より同大学経済学部で実施した第2次試験の新しい試みについての報告があり、ついで懇談に移り、共通1次試験の実施期日の問題、資格試験化の問題、“輪切り”の問題、その他について意見交換が行われた。

以上をもって入試改善についての懇談を終わり、本日の日程を終了した。

第72回 総 会（第2日）

日 時 昭和58年6月22日(水) 13:30~16:00
場 所 国立教育会館大会議室
出席者 各国立大学長

平野会長主宰のもとに開会。

第5常置委員会 西川帯広畜産大学長

第6常置委員会 有江北海道大学長

1. 各常置委員会委員長の選出結果について

平野会長から、本日午前中に開催された各常置委員会において行われた各常置委員会の委員長の互選の結果について、次のとおり報告があった。

第1常置委員会 山村大阪大学長

第2常置委員会 猪新潟大学長

第3常置委員会 世良宇都宮大学長

第4常置委員会 諸星東京農工大学長

2. 監事の選任について

会長から、監事はその職責の点からして、理事会以外の場で候補者を選考するのが筋であると思うが、取敢えず昨日の理事会で相談の結果、福田筑波大学長、吉田東京医科歯科大学長の両学長にお願いしたいということになったので、そのように監事の選任を行ってよろしいかと諮られ、異議なく承認された。

(ここで議長が交代し、沢田副会長が司会して議事を続行)

3. 常置委員会委員長の報告と協議

本日午前中に開催された新メンバーによる各常置委員会の審議状況について各委員長から、それぞれ次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会(山村委員長)

昨日ご報告した「大学のあり方の検討小委員会」の審議内容や当委員会に関わる諸問題について協議を行い、当面討議する問題点を次のとおりとした。

○ 大学の役割—特に新制大学の理念について
新制大学においては、果して教育と研究が両立しているといえるのであろうか。教育のみということになっていることはないか。

○ 大学の設置形態について

現在、大学はその設置形態から、国立、公立、私立に分けられるが、臨調で提起されている第3セクターによる大学の設置についてどのように考えていくか。また、各大学がそれぞれ特色を出せるように、大学設置基準の弾力化が必要であるが、その場合、総合化を目差すのみでよいのか。

○ 大学の財政について

大学の財政についてはもう少し自由度があってもよいのではないかと思うが、会計法との関係をどうするか。

○ 教官の評価について

教官の研究・教育上の成果をどのように評価していくか。また、若手研究者の活性化を図るため、日本学術振興会の流動研究員制度の強化等を考える必要がある。

○ 教育と研究との連携について

教養部と大学院との関係をどう考えるか。

○ 高等教育の計画的整備について

昭和67年をピークとする第2次ベビーブームによる大学進学者の増加とその後にくる入学者の減少に対応する高等教育のあり方について。

○ 併設短期大学の扱いについて

併設短大を学部と同等の扱いにしてほしいとの短大側からの要望について。

○ 放送大学について

放送大学が本年4月開学され、その具体的内容も次第に明らかになってきたので、これと国立大学との関係の問題について更に検討していく。

以上8つの問題について、状況に応じ審議を進めていくことにした。

(2) 第2常置委員会(猪委員長)

本委員会において今後継続して検討していく事項は次のとおりである。

○ 共通1次試験の出題科目数について

5教科7科目と決められた趣旨を踏まえながら、これを減らすことができるか。また、そのことの是非はどうか。更に、試験問題のレベルを下げて受験者により成績がとれるようにすることはどうか。あるいは入試教科・科目を理系と文系とに分けること(メニュー方式)、科目を選択させること(アラカルト方式)などの試験形式はどうか、などの問題について検討していくこととした。

○ 自己採点方式について

現行の自己採点方式には、偏差値による進路指導によって大学の格付けが生ずるというマイナス面も現われているので、共通1次試験と2次試験の方法を工夫するとともに、推薦入学、再試験についても検討していくこととした。

○ 試験実施期日の繰り下げについて

現在の1月中旬の実施期日を2月上旬に繰り下げて実施する案も出ているが、降雪による交通途絶の問題、再試験の時期との関係、自己採点方式との関連等、入試の基本につながる問題もあるので、さらに慎重に検討していくことにした。

(3) 第3常置委員会（世良委員長）

本委員会としては、当面次の事項を検討していくこととした。

○ 厚生補導のあり方について

学生問題についてはこれまで、大学紛争の対応が中心であったが、その後情勢が変化し、現在は無気力学生の増加が問題となっている。このような事態に対処するに当たって、まず学生の厚生補導はいかにあるべきかの検討から始めることにし、その過程で学生を取り巻く現代の諸問題を取り上げて検討していくこととした。

○ 育英奨学制度について

臨調の「育英奨学事業の見直し」の提言を受けて、文部省の「育英奨学事業に関する調査研究会」では育英奨学事業のあり方について検討を続けてきたが、その最終報告が来る6月28日に出される予定であるので、その結果を踏まえて報告書に対する第3常置委員会としての意見を取りまとめることとした。

(4) 第4常置委員会（諸星委員長）

本委員会としては次の事項を検討した。

○ 高梨委員から「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)」の内容について報告を受け、本委員会としてこれを了承した。これについては本総会においてご承認いただき関係方面に提出したいので、よろしく願いたい。

○ 予てからその創設を要望している研究技術専門官制度については、このたび出された人事院の「人事行政に関する改定施策案」で“技術的な専門職種を中心とする一定の職種を対象とした専門技術職俸給表（仮称）を新設する”という方針が示されたが、その中身は必ずしも本協会の要望と合致しない面があるので、今後さらに推進の努力を続けたい。

○ 指定職俸給表の適用については、大学間において差があるので、平等化について要望をしていく。特に副学長については、すべてが指定職俸給表の適用が受けられるように要望していくこととした。

○ 助手の待遇改善については予てから検討し、第1常置委員会とも協議してきたが、今後さらに検討を進めたい。

○ サバティカル・イヤー制度の導入については以前論議したことがあるが、7年間に1年間のサバティカル・イヤーを設けることについて、さらに検討していくこととした。

○ 教官の税法上の優遇措置について要望していくこととした。

○ 定員削減に対する対策は第6常置委員会の担当であるが、本委員会にも関連する問題であるので、検討を続けたい。

なお、提案の「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」については、審議の結果、異議なく承認された。

(5) 第5常置委員会（西川委員長）

これまでに本委員会でも検討してきた事項を検討整理して、今後検討すべき重点事項をまとめたが、それらは次のとおりである。

○ 昭和49年以降毎年実施している「外国学長招致事業」の明年度計画については、次回の

委員会で決定することにした。

- 従来検討していた国内の大学間の教育・研究交流および外国の大学との学術交流協定の問題については、これに関する諸種の資料があるので、これを整理して後日、各大学に配布したいと考えている。
- 理事会から提案された「留学生の問題」については、留学生も逐年増加し、受入れる側の大学においてもいろいろ問題があり、また社会的関心も高まってきているので、できれば各大学にアンケートをするなどして問題点を整理して、本委員会として積極的に取り組んでいきたい。
- 「文部省在外研究員」の経費節減について、大学局長名で各大学に通知が出されているが、この扱いについては、通知文を読んでから検討し、必要に応じて文部省に対して要望していきたい。

(6) 第6常置委員会（有江委員長）

昭和58年度予算ならびに59年度の国立学校特別会計予算概算要求編成方針を基に、これについての特別会計制度協議会の討議を中心に次の点について検討した。

- 58年度予算において、一般会計から特別会計への繰り入れが初めて前年比マイナスとなるという状況となったが、このような状況に対して如何なる対応をなすべきか。
- 教官当積算校費、学生当積算校費が最近減額傾向にあり、これを補充する措置として教育研究特別経費の配分が行われているが、このような状況に対して如何なる対応をなすべきか。
- 国立大学の授業料は最近頻りに値上げされ、これが国立大学離れの一因ともなってい

る。授業料問題については、受益者負担という考え方もあるが、教育の機会均等の見地からできるだけ低廉であることが望ましいので、これのあるべき姿について検討していきたい。

- 図書館特別委員会からの要望に基づき、外国図書の低廉な購入方法について検討してみたい。

なお、以上のほか、予算面の立場から、若手研究者の活性化の問題や助手の問題についても、第1常置委員会および第4常置委員会との連携を保ちつつ本委員会としても検討していきたい。

また、第6次定員削減では、教官も削減対象に含まれており、国立大学としてどのように対応していくかという問題がある。

以上のような問題が今後の検討課題として考えられるので、これに対応するため本委員会に、財政問題に関する小委員会と定員問題に関する小委員会を設置して検討していくこととなった。

4. 各委員会の検討事項についての懇談

初めに沢田議長より次のように挨拶があった。

ただいま各常置委員会委員長から委員会の審議状況についてご報告があったが、これに関連し、各委員会（特別委員会を含む）の今後の検討課題についてご意見、ご希望があれば提起していただき、各委員会の審議の参考に供してはいかかかと考え、懇談の機会を設けることにしたので、活発な討議をお願いしたい。

続いて議長より、話題提供ということで、国立大学における研究と教育との関わりの問題——学術研究の重視——について、第1常置委

員会の山村委員長に質問があった。

これに対し、山村委員長より次のような意見が述べられた。

大学は教育と学術研究という二つの機能を併せもっており、特に学術研究という機能を有することが他の学校との相違を特徴づけている点である。この点に鑑み、第1常置委員会としては「大学のあり方」の検討に当たり、「国立大学における研究」に焦点を合わせて討議していきたいと考えている。

先程の報告において、「大学の役割——特に新制大学の理念について」ということを今後の検討事項として挙げたのは、新制度による大学は旧制大学と比較した場合、研究と教育の比重が変ってきているのではないかと見られる点があるように思えたからである。また「教育と研究の連携——特に教養部と大学院の関係について」を取り上げたのも同趣旨によるものである。なお、大学の研究機能を強化するためには大学院の整備充実が必要であるが、いわゆる新制大学では修士課程止りであって博士課程は殆ど設置されていない。それで、この点も含めて検討したいと考えている。

ついで関連して次のような意見交換があった。

- 従来の旧帝大系の大学院博士課程では、研究者養成が主眼とされているが、産業の高度化が進展する社会においては、博士論文作成の経験がある研究者の素質を有する高度な技術者が現場の中核となるということが必要なのではないか。このためには、大学院における「博士」養成も多様化する必要があるのではないか。
- いわゆる新設大学に対する博士課程の拡充

整備や博士課程のあり方についての検討は重要であるが、既設の大学院にも種々問題があるので併せて検討してほしい。

- 私立大学では博士課程が簡単に設置できるが、国立大学では仲々できない。そのため人材が埋もれることになる。大学院問題についてはこれの設置促進の問題もあるが、それと同時に現在の社会情勢に即した大学院のあり方について検討しなければならないと思っている。
- 大学院問題については文部省の「大学院の諸問題に関する調査研究会議」でも検討しているが、国大協の大学院問題特別委員会とよく連携をとって審議を進めたいと考えている。ところで、一口に大学院問題といっても、その実情は各専攻分野によって非常に異なっている。例えば、文学と農学を一体として扱うことはできないので、その点を考慮して検討しなければならない。

以上で大学院に関する問題の討議を終わり、ついで留学生の問題について次のような意見が交された。

- 現在の日本の大学の留学生のあり方については根本的検討が必要である。従来日本の大学では、留学生は“お客様扱い”あるいは“臨時的”なものとして扱われてきたが、これは留学生も「正規の学生」であるという考え方へと発想の転換を図る必要がある。留学生問題は対外関係の上から重要な問題であるので、臨時的な問題と考えず基本的問題として対処しなければならない。

次に、留学生担当の職員が少ないというトレーニングにも欠けている。大学としてはこれらの職員の養成に努めるとともに、留学生セ

ンターないし留学生相談セクションをつくる必要がある。それから、留学生宿舎については豪華なものにするよりも量的拡大を図り、教官や学生との交流が自由にできるように考えるべきである。

その他、留学生に関しては、日本語教官の充実、地域社会の協力の促進、大学間の協力システムの開発等が重要である。さらに留学生経費の増大、留学生の学位授与、卒業後のアフターケアなどにも十分配慮して、欧米並の留学生受入れ体制に近づける努力が必要である。

- ただいまの意見には全く同感である。国際化がいわれている時代に先進国である日本の留学生受入れは極めて少数である。これの飛躍的増大を図るため、「留学生問題特別委員会」を設置して推進してはどうか。
- 東京水産大学、東京商船大学、電気通信大学の3大学で、韓国の水産系の大学の教官44名の短期留学を引受けることになったが、通常の授業に割り込む形で種々苦勞があった。もし留学生問題特別委員会といったようなものをつくるのであれば、このような普通の留学生問題と異なるケースのことについても総合的に検討していただきたい。
- 最近問題になっている帰国子女の教育問題も検討の要があるが、この“帰国子女の受入れ”という言い方は適切でないので“外国学校卒業者の入学”とした方がよいと思う。

以上で留学生に関する問題の討議を終わり、ついで次のような問題について意見の交換があった。

- 図書館経費の増額要求については、最近学生の図書購入費が減っている状況に鑑み、特

に重点を置いていただきたい。

- 学術情報システムの確立が急がれるが、それが確立されない前に図書購入費を削減されることは支障が多い。
- 育英奨学事業については、臨時行政調査会から外部資金の導入による有利子化の転換が提言されているが、育英奨学の本来の趣旨に立って、国大協としてもこの問題に対応していくことが必要である。

以上をもって「各委員会の検討事項についての懇談」を終わった。

5. 各地区学長会議の報告

議長より、前回総会以後に開催された各地区の国立大学学長会議の討議状況をこの機会に各当番学長よりご報告願いたい、と述べられ、各地区当番学長より学長会議の協議事項について次のように報告があった。

(1) 北海道地区（小林室蘭工業大学学長）

北海道地区の学長会議は、6月6日、7日の両日に7大学の学長が集まって開かれた。その際の主な協議事項は次の2つである。

- 民間との共同研究の取扱いについて
- 外国人教員の任用について

その他報告事項として、北海道大学の放送講座の話、国大協の各常置委員会の審議状況の紹介などがあった。

(2) 東北地区（石田東北大学学長）

東北地区の学長会議は、6月10日の午前、午後に戻って開かれ、次の3つの事項について討議した。

- 入学定員の確保について
- 昭和60年度以降の共通1次試験について
- 学寮問題について

(3) 関東・甲信越地区

今期は開催されなかった。

(4) 中部地区（加藤静岡大学長）

東海・北陸地区の学長会議は、5月12日午後
に14大学の学長が集まって開かれた。その際の
主な協議事項は次のとおりであった。

- 共通1次試験の改善と、2次試験の工夫について

(5) 近畿地区（後藤奈良女子大学長）

近畿地区の学長会議は、6月3日に開催され、
次のような問題について協議した。

- 共通1次試験の問題点と改善策について
- 帰国子女の受入れについて

(6) 中国・四国地区（高木鳥取大学長）

中国・四国地区の学長会議は、5月12日、13
日の両日開催され、次のような問題について協
議した。

- 入学定員の確保について
- 臨調答申に係る大学運営の問題について

(7) 九州地区（井上九州工業大学長）

九州地区の学長会議は、5月19日、20日の両
日開かれ、次のような問題を協議した。

- 留年生の現状と対策について
- 在外研究員制度の改善について

このあと若干自由討議が行われ、次のような
事項について意見があった。

- いわゆる新制大学の教官が旧設大学に移動
することの影響について。
- 関東・甲信越地区を関東地区と東京地区に
二分することについて。
- 国際交流を円滑にするため、大学予算の一
定額を自由に使用できるよう弾力化すること
について。

6. その他

会長から、次回の第73回総会は、11月16日
（水）、事務連絡会議は11月17日（木）、それぞ
れ神田の学士会館で開催することにしたいがよ
ろしいかと諮られ、了承された。

以上をもって今総会の議事を終了し、最後に
会長から、次回総会までに任期満了となる宮沢
一橋大学長、橋爪愛知教育大学長、小林奈良教
育大学長、川崎滋賀大学長の4学長に対し、今
日までの国立大学協会への協力に対して謝意を
表され、これに対し各大学長から、それぞれ退
任の挨拶があった。

以上をもって2日間に亘る第72回総会を閉会
した。

第39回事務連絡会議

日時 昭和58年6月24日（金） 10:00～15:00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学事務局長

（説明者）大学入試センター木村管理部長

（事務連絡）文部省坂元大学課長、菴谷教職員養
成課長、佐藤研究機関課長、永末留学生課課長補
佐、込山給与班主査

開会に当り平野会長から次のように挨拶があ
った。

事務局長各位には日頃大学運営にご尽力いた

だきこの機会に各大学長に代ってお礼を申し上
げたい。

ところで、国大協の総会は春（6月）と秋

(11月)の年2回開催しているが、総会で九十数校もの学長が一堂に会して国大協が抱えている問題に関して実質的な討議を行うことは難しいと思われるので、実質的な討議は各常置委員会や特別委員会を中心にして行うのがのぞましいのではないかと考える。それで、そのための会議出席旅費について今年度より国大協において全面的に支弁することとし、各学長がそれぞれ所属する委員会に出来るかぎりご出席いただけるよう配慮した。

このように、国大協は常置委員会等を中心とした運営を行い、それぞれの委員会で大学が抱えているさまざまな問題についてキメ細かな議論を展開してゆく必要があると思われる。この総会の運営ということと関連して、事務局長の事務連絡会議についても、これまでのように国大協の論議の内容についての報告を主としていることに止まっていてよいのかどうかも考えている。これは煎じ詰めると国立大学の学長と事務局長は互いにどのような関係にあることがのぞましいか、ということにもつながることになろう。

昨日開催された学長会議の懇親会の折にある文部省のOBからいわれたことであるが、「大学は自ら鍛えることによって強くなり、必要に応じて大学としての立場をはっきり主張する役割にあるのではなかろうか」ということであった。それで、事務局長各位におかれては、大学運営に関連して文部省等と種々折衝されるような場合、大変ご苦勞をおかけすることになるが、大学サイドに立ってご尽力いただければ幸いである。

以上のような会長挨拶があったのち、石塚事務局長より最近の人事異動により新たに就任さ

れた以下の事務局長の紹介があった。

山本 研一（東北大学）

神山 正（東京医科歯科大学）

安藤 幸男（電機通信大学）

齋藤 六平（京都教育大学）

広重利之輔（大分医科大学）

ついで、竹下事務局長から配付資料の説明および会議日程の説明があったのち、次のように今総会の状況報告が行われた。

I 総会状況報告

1. 会務報告

石塚事務局長より、別紙資料「第72回総会概況」および「第72回国立大学協会事業報告書」にもとづき、今総会において会長から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。

(詳細は総会議事要録参照)

(1) 福井医科大学長の逝去について

(2) 要望書の提出等について

①人事院勧告に基づく給与改定の見送りに対する「声明」について

②臨調の指摘事項に対する要請について

③国立大学の学生納付金の改定と育英奨学制度に関する要望書について

(3) 共通第1次学力試験の実施について

(4) 懇談会の開催について

①共通入試問題に関する懇談会

②大学設置基準に関する当面の課題についての懇談会

(5) 大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

(6) 特別会計制度協議会について

(7) 日教組との会見について

2. 議事概要

石塚事務局長より、別紙資料「第72回総会概況」および「第72回国立大学協会事業報告書」にもとづき、総会における議事概要について次のように説明があった。

(1) 昭和57年度国立大学協会歳入歳出決算について

(2) 国立大学協会会費の基準の改正について

①会費基準の改正について

②会費基準改正に伴う会議出席旅費支給基準の制定について

(3) 昭和58年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

以上の件について別紙「資料6」「資料7」「資料8」「資料9」にもとづき事務局からの説明と、(1)の監査結果について吉田監事(東京医科歯科大学長)から適正である旨報告があり、いずれも総会で承認された。ついで以上件の件につき事務連絡会議においてもご了承願いたい。(了承)

(4) 理事の選任について

別紙「資料10」のとおり新理事が決定された。

(5) 大学運営協議会について

会長より、大学運営協議会は大学の管理運営について自主的な改善を図ることを目的として昭和38年に新設されたが、昭和50年以降開催されないまま今日に至っており、また当面開催される見通しもないので、この際これを廃止したい、と諮られた結果、これが承認され同協議会の廃止が決まった。

(6) 各委員会の委員長報告と協議

総会1日目に、前総会以後の各委員会の審議状況について各委員長から報告があり、また提

案された要望書(「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」)を採択した。総会2日目には、当日午前中に開催された各常置委員会(注;今総会より常置委員会の担当事項が一部改正された)の審議状況について各委員長より報告があった。(詳細は総会議事要録参照)

(7) 会長、副会長の選任について

総会1日目の昼休み時間に開催された新理事会において互選を行った結果、会長(平野龍一東京大学長)および両副会長(沢田敏男京都大学長、松田武彦東京工業大学長)がいずれも再選された。

(8) 常置委員会委員の選任について

①代表者である委員の選任について

別紙「資料13」のとおり新委員が決定された。

②教員委員の選任について

別紙「資料14」のとおり理事会で決定された旨報告があった。

(9) 常置委員会委員長の選任について

総会2日目の午前中に開催された各常置委員会において委員長の互選が行われ、新委員長が次のとおり決定された。

第1常置委員会委員長 山村大阪大学長

第2常置委員会委員長 猪新潟大学長

第3常置委員会委員長 世良宇都宮大学長

第4常置委員会委員長 諸星東京農工大学長

第5常置委員会委員長 西川帯広畜産大学長

第6常置委員会委員長 有江北海道大学長

(10) 監事の選任について

会長より、福田筑波大学長、吉田東京医科歯科大学長の両学長に引続き監事を委嘱することとしたい旨諮られた結果、これが了承され両学長が監事に選任された。

(11) 国立大学の入試改善についての懇談

第2常置委員長の報告に関連して、「大学入試の改善に関する問題」について共通入試制度導入の経緯を振り返りつつ種々懇談が行われた。

なお、国立大学における入試制度について現在、共通入試の改善を検討している第2常置委員会とは別個に、大学入試のあり方を根本に遡って検討する新たな組織を設けることとし、これを「入試改善特別委員会」として発足させることが今総会で決定された。

(12) 各地区学長会議の状況報告

総会に先立って開催された各地区の学長会議における審議の様相について、それぞれ地区世話大学の学長より報告があった。

以上で第72回総会の全日程を終え、ついで午後5時より会長、両副会長、関係委員長等が出席して記者会見を行った。

以上をもって、事務局長からの総会関係事項についての報告を終わり、ついで昨日開催された文部省主催の学長会議の様相について概略次のような報告があった。

学長会議では、初めに文部大臣の挨拶があり、ついで宮地大学局長、大崎学術国際局長、阿部管理局長の三局長よりそれぞれ所掌事項に関して説明があったのち、大学の当面する諸問題について種々意見交換が行われた。その内容は、大学院（博士課程）の設置促進について、研究費の充実について（研究費助成のための財団の設置）、大学教官の給与改善について、留学生受入れの拡大について、民間寄付の受入れと免税について、等でありそれぞれ提案学長から趣旨説明があり、これに対し文部省関係官から回答があり、意見交換が行われた。

II 大学入試センター連絡事項

木村大学入試センター管理部長より、共通第1次学力試験に関する事項について次のような説明があった。

事務局長各位には平素より共通入試の実施についてご尽力賜わり、この機会を借りてお礼を申し上げたい。また、去る6月20日、入試センター新庁舎の完成披露の折には多数の学長のご臨席を賜わり併せてお礼申し上げたい。

初めに、来年度の大学入学者選抜実施要領が過般決定されたことに伴い、これを承けて大学入試センターでは「共通第1次学力試験実施要項」および「同受験案内」を作成したので、これについてご紹介申し上げる。来年度の入学者選抜方法については今年度と一部変更になった点があるが、以下お手許の配付資料をもとにその主な改正点についてご説明申し上げたい。

〔実施要項および受験案内の主な改正点〕

① 実施期日

本試験については規定（1月中旬の土曜・日曜に実施する）に従い、1月14日（土）、15日（日）の両日とし、追試験については本試験1週間後の1月21日（土）、22日（日）とした。

② 検定料

検定料の額を8,000円から9,000円に改訂した。

③ 再・追試験

再試験を実施する場合は、その実施期日を「原則として本試験の1週間後」とするが、「当日の実施が不可能な場合は、この期日より後にできるだけ速やかに実施する」とした。また、追試験の実施期日については、「原則として本試験の1週間後」とするが、

再試験を実施する必要が生じた場合には、「原則として再試験と同一の期日」に実施することとした。なお、疾病・負傷による追試験の受付を試験第1日目の午前10時まで延長して行うこととした。

④ 身体に障害がある者に対する試験実施上の配慮

身体に障害がある者に対する措置事項として、弱視者には「拡大文字による出題」、肢体不自由者には「タイプライターの持参使用」を加えた。

⑤ 高等学校等コード表

⑥ その他

なお、「受験案内」については来る7月1日より大学志願者に配付できるよう、過般各大学宛送付している。

次に、このほかの配付資料について簡単にご説明申し上げますと、「共通1次試験一現状と課題一」（配付資料4）は、共通第1次学力試験の現状と課題に関する考察を中心にまとめたものであり、関係方面に広く配布している。また、「入試フォーラムNo.1」（配付資料5）は、過去5回の共通第1次学力試験の総括および研究状況等広く入試センターの業務、研究成果の紹介を中心として大学の入試改善に資するため今回創刊したものであり、引続き季刊として刊行してゆきたいと考えている。なお、「国公立大学ガイドブック」については、国公立大学志願者が受験する大学・学部を選ぶ際の参考となるよう国大協・公大協・入試センターの三者の共同編集によって各大学の特色や教育内容等についての紹介を掲載・刊行しており、来年度版の原稿を来る6月30日締切りで各大学にご依頼しているが、これの内容・体裁等の一層の充実を図りたいと考えるので、各大学におかれても

大学・学部の特色の紹介文の工夫とか写真・イラスト等の活用ということなどについてもお考えいただければ幸いである。次に、「大学入試研究の動向」（配付資料7）は、国立大学の入学試験に関する研究の動向を概観したものであり、これは国立大学入学者選抜研究連絡協議会が各大学の入試研究委員会等および入試センター研究部の研究成果をまとめた「研究報告書」の第1号から第3号までの内容を要約して冊子としたものである。

（以上で午前の会議を終了し、午後1時より会議を再開）

III 文部省連絡事項

文部省から関係官が出席し、それぞれ以下の所管事項に関し説明があった。

坂元大学課長

○ 昭和59年度国立学校特別会計概算要求について

来年度特別会計概算要求に関する各大学からのヒアリングについては来る7月18日～22日までの5日間を予定しているが、厳しい国の財政事情を賢察され、また限られた時間内でご説明いただかねばならないので、説明項目については事前に十分絞ったうえでお願いしたい。

○ 学部・学科、附属研究施設等の組織の見直しについて

お手許配付の「行政改革に関する臨時行政調査会答申集（国立大学等関係）（抄）」は、臨時行政調査会が国の行政制度及び行政運営の改革に関する提言を任務として昭和56年に発足し去る3月に最終答申（第5次）を提言しその任務を終えたが、その5次に亘る答申の中から国立

大学関係の答申等を抜粋のうえ取りまとめたものである。これの63頁に最終答申にもとづき去る5月24日に閣議決定された「最終答申後における行政改革の具体化方策について(抄)」があるが、その2-(4)の「組織及び事務・事業の見直し等」の項には「特に附属機関等については、速やかに見直しのための年次計画を作成して、順次その組織、事業等を見直しを行うものとする」とある。国立大学においては当然、大学自治ということが前提とならなければならないであろうが、大学が学内組織見直しのための機関を設けて、自主的に学部・学科、研究施設等について見直しを行っていただきたい。このことについては昨日の学長会議の際にも申し上げたが、重ねてお願い申し上げる次第である。

菴谷教職員養成課長

○ 教員の養成及び免許制度の改善について
菴谷課長より、去る6月15日付で文部大臣より教育職員養成審議会に諮問された「教員の養成及び免許制度の改善について」に関し、その諮問の理由および検討すべき事項について説明があった。

佐藤研究機関課長

○ 国立大学における研究施設のあり方について
佐藤課長より、学術審議会では目下、小委員会において「研究所等のあり方」についての検討がすすめられているが、来年度特別会計概算

要求に関する各大学よりのヒアリングについては、学術国際局関係では特に「大学の研究施設の運営状況」についてお伺いする予定であるので、この点よろしくお伺いしたい旨説明があった。

永末留学生課課長補佐

○ 留学生のアルバイト就業の緩和について
永末課長補佐より、留学生がアルバイトをするについては、従来原則として法務省の許可を必要としていたが、諸般の事情を勘案し今後、週20時間の範囲において、法令、公序良俗に反するおそれのない業務については、法務省の許可なく就業できるよう近く法令の改正を行うことになった旨の説明があり、更に、留学生がアルバイトによって学業が疎かになることのないよう指導にあたっていただきたい旨付言があった。

込山人事課給与班主査

○ 人事院における国家公務員の俸給の見直しについて
込山主査より、人事院が昭和60年度の実施を目的に検討をすすめている「国家公務員の俸給の改定」作業および、関連して国大協が実現を要望している「研究技術専門官制度」構想の進展状況について説明があった。

以上をもって本日の会議を終了した。

大学のあり方の検討小委員会

日時 昭和58年5月31日(火) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 藤巻委員長

長谷委員

下沢, 西野, 大口, 明島, 市川, 高田, 山野,

篠沢各専門委員

議事に先立ち委員長より新委員明島教授の紹介があった。

【議事】

◎ 今後の検討課題について

初めに藤巻委員長より、本日は前回配付された資料および前回の議事をふまえた各委員のお考えを自由にご発言いただき、本小委員会の議事の進め方を少しずつ軌道に乗せていきたい旨発言があり、協議に入った。

各委員はそれぞれ意見を述べたが、これらの発言を整理すると次のようになる。

1. 大学の役割について

- (1) 新制大学発足当時、新制大学の理念は「良き市民の育成」であったが、現在この理念は生きているのか。
- (2) 現在の大学は、果して研究・教育が両立するよう整備されているのか。
- (3) 現状は教育機関と位置づけられており、研究は第一線におくれをとらない程度にしか行えないと思う。
- (4) 学間には実学、虚学があるという前提で、戦後は実学のみ重点がおかれてきたのではないか。
- (5) 現在の大学は研究も教育も中途半端に終わっているように思える。

2. 大学の設置形態・設置基準に関連する事項について

- (1) IDEの天城勲氏の論文によると、設置形態を第三セクターにすることが述べられている。これについて十分審議した方がよい。
- (2) 設置形態の中に、すでに私立、公立はある。しかし、事情は国立とそう変わらないのではないか。
- (3) 金の出所が変れば、大学人の意識も変わるかもしれない。
- (4) 要は設置基準が各大学の自主的發展を妨げているように見える。例えば、学部の構成をはじめから固定して定めておくならば、全国各大学共、同じパターンにならざるをえないであろう。
多様化の要請に応えたり、境界領域を作ろうとしても、設置基準が障害となっている可能性はないか。
- (5) 単位互換や人事交流なども、もう少しflexibleにならないだろうか。
- (6) 大学間格差が設置基準の故に生じている側面があると思う。

3. 財政に関連する事項

- (1) 会計法の制約のために種々の障害があるのではないか。この障害を洗い出してはどうか。各大学が収入を得たとき、その大学

が自主的に使用できるようにはならないか。

(2) 現在、講座費が自動的に配分されているが、諸外国の教官からみると不思議らしい。これを見直さなくてよいか。

(3) 授業料が、専攻によらず一定でよいだろうか。講座費は少なくとも、実験・非実験に分れているし、大学格差もある。

4. 教官の業務に関連する事項

(1) 研究活動の活性化や若手教官の自由な研究を伸ばす施策が本委員会の主要任務であるとするれば、教官の意識の調査や教官の資質の向上に関する提言が必要となるのではないか。

(2) 教官の評価について、何かシステムができないだろうか。

(3) 教官自己規制に対する提言は？

(4) 若手研究者（助手）が国際会議に出席しにくいのは、研究活動の伸展を阻害していないか。

5. その他の意見

(1) 入試の方法の改善も大切であろう。（これは第2常置にゆだねることにした。）

(2) 産学協同も検討事項であろう。

これらの討議の結果、今回の結論として、2つの大学に関する「調査研究報告書」の第3部会報告に指摘されている事項の検討から出発して、これに財政問題の検討を加えた形で、この委員会の審議を行うこととし、次回には各委員が分担する審議項目を決めることとした。

次回 7月20日（水）13：30～

日時 昭和58年6月8日（水）14：30～16：30

場所 国立大学協会会議室

出席者 山村委員長

長谷、山本、谷、藤巻、早野、川崎、桐栄、

石田、山田、大藤、添田、福見、石神各委員

下沢、遠藤各専門委員

第1常置委員会

山村委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、新たに委員に就任された早野三郎委員（岐阜大学長）、石田名香雄委員（東北大学長）の紹介があったのち、次のように挨拶があった。

本日は、ご案内の議題にもあるように「大学のあり方について（小委員会の経過報告と今後の進め方について）」ご審議願うのが主であるが、併せて本委員会の今後の検討課題についてご審議願いたい。

以上の挨拶ののち議事に入った。

【議事】

◎ 大学のあり方について（小委員会の経過報告と今後の進め方について）

まず藤巻小委員会委員長より、小委員会の審議経過について概ね次のような報告があった。

前回（2.24）の本委員会の際に、過去3回の小委員会の状況をご報告したが、その後4月13日と5月31日の2回小委員会を開催した。その議事要録が本日配付されているが、その要点を簡単にご説明したい。

この4月13日の第4回小委員会から新規のメンバーが6人加わり、11人の構成で新たなスタートを切ることになった。それで、まず過去3回の審議経過の報告を行い、これを基にこの問題に取り組む姿勢や問題点等について自由討議を行った。ついで5月31日の小委員会では、前回の議論を踏まえこの問題の基本的視点ならびに中心的な課題等について討議した。その論議を整理して議事要録にまとめてあるが、それを大別すると次の5項目となる。

- ① 大学の役割について
- ② 大学の設置形態・設置基準に関連する事項について
- ③ 財政に関連する事項について
- ④ 教官の業務に関連する事項について
- ⑤ その他の事項について

これらの5つの事項に含まれる問題の内容は議事要録に記載のとおりであるが、次回には各委員が分担する審議項目を決め、検討作業を軌道に乗せたいと考えている。

以上がその後の経過の概要であるが、同小委員会のメンバーである長谷委員および下沢専門委員より補足説明をお願いしたい。

ついで長谷委員より次のように補足説明があった。

小委員会の全般的な経過についてはただいま報告のあったとおりであるが、今回この小委員会ができて「大学のあり方」について検討するようになったのは、臨調から国立大学の設置形態についての指摘があったことが契機にもなっているので、まず第一に国立大学の役割（存在理由）や設置形態の問題について検討する必要があると考えている。

次に、放送大学がよいよ本年4月に開学し、昭和60年度より学生を受け入れることにな

ったが、この計画が順調に進展し、活動しはじめると、既設の大学の教養教育にかなり大きな影響が出てくるものと思われる。そこで、今後の大学教育のあり方を検討するについては、放送大学との関連、あるいは高等学校教育との関係等の客観情勢を見ながら考えてゆく必要があると思われる。

引続いて下沢専門委員より次のような補足説明があった。

5月31日の小委員会の議事要録は私がまとめたものであるが、これは当日の自由討議でのいろいろな意見を論議の流れと関係なしに整理したものであるので、ご了承いただきたい。

それから、大学のあり方問題についての小委員会の検討の進め方についてであるが、これには、勿論根本的な議論はしなければならないが、根本理念からスタートすると、何もかも変えてから議論するようなことになりはしないかと危惧される。それで、具体的な議論を進めるには、現実の問題点を捉えながら出発して、それを通して将来の展望を考えてゆくのがよいと思う。

このように、具体的な議論が根本理念と矛盾しないようにアプローチしながら少しずつ出来ることから検討を進めることにしてはどうかと考えている。

概ね以上のように報告があったのち、これについて次のような意見の交換があった。

- この検討結果のまとめは何時頃を目標にしているのだろうか。
- 余り時間をかけないで2～3年の期間としたい。最短距離としては2年くらいを考えている。
- この「大学のあり方」という問題は関わる

ところが広いので、5月31日の議事要録記載の検討項目に即して議論を進めることにしたい。

(1) 大学の役割について

- この「大学の役割」に関する問題の第4項に「学問には実学、虚学があるという前提で、戦後は実学のみ重点がおかれて来たのではないか」とあるが、この実学と虚学ということが問題である。ここで虚学と言われている学問には人文系あるいは社会系の学問が含まれているのではないかとと思われるが、人文系や社会系の学問が何故虚学と呼ばれるのかその辺のところはわからない。学問の分野に虚学と呼ばれるような学問が本当に存在するものかどうか、その真の意味を伺いたい。

次に、教育行政のあり方についてであるが、例えばわが国における人口増に伴う学生増の問題、あるいはこのピーク後の問題等いろいろな問題があるが、教育行政は、ただ単なる時々刻々の目先の問題に追われるというのではなくて、日本の教育という大きな全体像を考えながら遠い将来を見通したスケールの大きい行政であってほしいと考える。そういう視点が必要だと考える。

- 実学と虚学については、工学系の方では、明瞭な利用の目的（主として人間社会において）をもつ学問体系というものを強いて言うならば実学と言っており、これに対して利用の目的を持たないけれども学問そのものの進展に寄与するものを強いて虚学と呼ぶならば呼ぶというように解釈している。しかし、このような言い方には捉われることなく今後の議論をした方がよいのではないかと思う。
- 実学という言葉はあるが虚学という言葉はない。これに対応する表現としては実験科

目、非実験科目というものがある。

- この実学、虚学のことを議論した裏には産学協同の問題が絡んでいたわけである。

それから、私がかねてから考えている問題に、学部性格の問題がある。例えば学部にはライセンス型とノンライセンス型があるように思う。ライセンス型の学部には医学部、教育学部などがあり、ノンライセンス型の学部と思われるものに文学部や理学部があり、そうしてその中間型に工学部等があるように思う。

このように、学部をその性格上から見たときには、それなりの違いがあるようである。この実学と虚学の問題を取り上げた理由の一つには、例えば学長や学部長レベルで、これに関連する問題で話し合われたときに利害が相反する場合があるのではないかとも思い、この問題は少し詰めておいた方がよいのではないかということで象徴的に取り上げておいたまでである。

- 東北大学歴代の学長の中の或る学長の言葉であるが、世界の大学のかたちには、次の4つの型があるとのことである。

- ① 研究第一主義の型（ドイツの大学）
- ② キリスト教に則って、もの事について一生懸命にやるような社会的役割を果す人物の養成を指向する型（スコットランド大学、ハーバード大学）
- ③ 人格、思想、学問も円満で確実な人材を育成し社会の指導層を形成する型（オックスフォード大学、ケンブリッジ大学）
- ④ いわゆるキャリア型（東京大学、北京大学、カルカッタ大学）

このように、世界の大学の型を分けて見る見方からすると、現在の日本の情勢は、世間

も大学志望者もこのキャリア型大学志向に片寄り過ぎる傾向にあるように思われる。大学にはその目的や型の違ったものがないと、その特色が失われるのではないか。

- 「大学の役割」の第3項に「大学の現状は、教育機関として位置づけられており、研究は第一線に遅れをとらない程度しか行えない。」とあるが、大学は研究と教育を行うことが本義とされている点からすると理解しがたいように思われる。これの発言の趣旨はどのようなことなのか。
- 大学は基本的には教育と研究が両立して行われるべきものであるが、現在の日本の大学の状況では、教官は教育に相当の時間を取られ、研究するゆとりがないというのが実情であろう。このような事情から、現実の問題として、大学での研究は第一線に遅れない程度にしか行えないのではないかということである。
- 大学の役割を考えるに当たって、この点は重要なことである。現状は、教官は教育の仕事に追われて研究時間を制約されている。それで、サバティカル・イヤーなどは到底とれない。しかし、大学としての役割を果たすためには教育と研究を両立させるべきであり、それが実際に行えないとするならば、何か制度的に考えられないものか、国大協としても検討する必要があるのではないか。
- 先ほどの話に「研究第一主義」という型の紹介があったが、このような大学であれば、サバティカル・イヤーを取ることによって研究が進むということが考えられる。ところが、日本の現在の情勢では、とてもサバティカル・イヤーを取り入れるような余裕がない。しかし、研究と教育の両立ということは

非常に重要な問題であり、国立大学の存在価値にも関わることであるので、十分検討すべき問題と思う。

- 現在、人文系の学部修士課程の大学院を設置してほしいという要望が方々から出ているが、文部省では、現在の財政状況からして難色を示している。また仮に修士課程の設置が認められたとしても、勉学意欲のある学生は更にその上の博士課程への進学を希望する。しかし、既設の博士課程大学院には、他大学の学生は容易に入学することができない。そこで、このような学生のために「大学院大学」というような機関が設けられないのかという話が出てきた。
- 教育のために研究時間が制約されるということ以外に、教官にはいろいろと雑用が多い。種々の会議などで時間とエネルギーを消耗するのも問題である。

概ね以上のような意見交換があったのち、博士課程の問題に関連して山本委員より、東京芸術大学の博士課程設置までの経緯と現状について説明があった。

(2) 大学の設置形態・設置基準に関連する事項について

- 大学の特色を出すべきであるという問題は共通1次試験にも関連していわれていることである。しかし、大学の特色とは何であるかと言っても、それは非常に漠然としている。これを強いて言えば地域の特徴を大学の学部が捉えて研究することではなかろうか。この辺のことについても、ひとつ検討していただきたい。
- 大学の学部での特色ということになると、

それはまちまちになり、必ずしも大学としての特色と結びつくものにはならない。大学の特色とするには、これら学部の特徴を踏まえた上で、これを調整して大学の特色としなければならないと思う。

- 大学の特色という問題は、確かに当委員会の今後の重要な検討課題の一つであると考えられる。
- 地方大学の悩みの一つであるが、単科大学のような特種の大学は別として、いわゆる新制大学といわれている地方大学にあっては、総合大学となることを指向するようになり地域の特色を出そうとしても出しようがない。地方の大学がこのような状況にあるのは果して何によるのかよくわからないが、それが大学の規模の問題であるのか、それとも設置形態が問題であるのか、その辺の問題について少し検討してもらえないものであろうか。
- 大学の規模によって問題が異なってくるので、大学の規模によって問題を整理する必要がある。
- 単位互換の問題であるが、これをもう少し拡大して制度の弾力化として捉えることにしてはどうであろうか。例えば、教養課程を終えたものが、直ぐそれにつながる専門課程へ進むことになるが、この枠をはずして専門課程へ進む場合には、どの大学でもよいから学生の望む大学の専門課程へ進めるようにしてはどうであろうか。このようになれば、現在の教養課程にある学生はもっと勉学に意欲が出るのではなかろうか。
- 単位互換の弾力化の問題であるが、これは一般教育の科目内容を充実するために取られる処置なのか、それとも、例えばA大学、B大学それぞれの大学の経費節約に役立てるた

めなのか、その辺のところはどうなのか。

- これは経費節約の面にも関係するが、主として設置基準に関わる問題である。なお、この単位互換については、学生の移動ということも考えている。また、人事交流の弾力化については、非常勤講師も含めて考えている。
 - 地方の公立芸大の中には、設置基準に則ると、一般教育の教官が25パーセントを占め、専門教育の教官の割合が非常に窮屈となるので、一般教育は近在の国立大学にお世話願えないかというような意見も出ているようである。
 - そのようなことも考えられるが、今後放送大学が開校して活動をはじめると、また一般教育に対する事情も変わってくるのではなかろうか。
 - 放送大学については、第1常置委員会では以前に説明も伺ったが、その当時はまだはつきりしない部分も幾つかあって釈然としないところもあった。その後放送大学の内容も随分固まってきているようであるので、一度香月学長か、あるいはそれに代わるしかるべき方に当委員会にきていただきお話を承ってはどうかと考えている。
- (3) 財政に関連する事項について
- 財政に関連する事項のところ、「各大学が収入をえたとき、その大学が自主的に使用できるようにしたら、大学が経営努力をするようにならないだろうか」とあるが、その際の議論では演習林や農場の収入あるいは病院の収入等に関する議論は出なかったのではなかろうか。
 - この際の議論では、公開講座の参会費に関する問題が主であって、農場や病院収入に関する問題についての議論は出なかった。臨調

の方では、国立大学の企業努力や経営努力について言及しているようであるが、国立大学がそのような努力をしなければならぬものかどうか疑問である。

- 会計検査では病院の収入増大を重点としてみているようであるが、これに対しては臨床関係者から不満の声がある。
- 講座費の自動的配分の見直しのことが掲げられているが、これにはメリット、デメリットがある。これを変えることはいろいろ問題がある。
- 講座費は実験と非実験では配賦額が違うのに、授業料は専攻に拘らず一定額であるのはおかしいのではないかとの意見もある。

- 国の教育というものはそのようなコスト的な観点から考えるべきではない。

(4) 教官の業務に関連する事項について

- この問題は小委員会では相当活発に議論された。
- その際に教官の契約制の問題は出なかったであろうか。
- 教官の契約制の問題は今度の議論では出な

かった。

- 大学の中には、助手の任期を決めているという大学もあるようであるが、この助手の任期制の問題はどうであろうか。

- 助手の任期制の問題は大学の学部の問題として行うことには問題はないと思うが、国大協が大学全体の問題として検討するには、問題があるように考えられる。

このほか、教特法の問題についても若干議論があったが、今回はこの問題には直接触れない方がよいのではないかということになった。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられ、本日の議事を終了した。

本日は自由討議ということであったが、小委員会の意見を基に活発な意見が交され、今後の審議の進展に資することが多かった。今後もこのように、一応小委員会の方である程度議論を進めていただき、それを本委員会に報告して貰って、本日のようにまた意見を交換するといったかたちで当分進めていくことにしたい。

日 時 昭和58年6月22日(水) 10:00~12:00

場 所 国立教育会館第5研修室

出席者 沢田副会長

山村委員長

長谷部、黒田、石田、長谷、谷、藤巻、宮川、

北条、八木、飯島、堯天、深瀬、添田、福見、

中村、石神各委員

(放送大学) 香月学長

第1常置委員会

議事に先立ち、山村委員(大阪大学長)が座長に推薦され、同委員司会のもとに開会した。

ついで、各委員の自己紹介があったのち議事に入った。

【議 事】

1. 委員長の選任について

まず、委員長の互選を行い、山村委員(大阪大学長)が委員長に再任された。

2. 今後の検討課題について

初めに、委員長から次のように述べられた。

配付資料「常置委員会の担当事項について」には、過去10年間における第1常置委員会のこれまでの主な審議事項が挙げられている。この中で「国立大学のあり方について」が前回から持ち越しの極めて重要な議題である。

この問題は、第2次臨時行政調査会の第2部会で指摘されている「国立大学の学部等の再編整理」の問題に関連するものであるが、第1常置委員会としては臨調の指摘にこだわることなく国大協として自主的な立場から「国立大学のあり方」という問題について長期的に検討することになり、国立大学の存在意義や設置形態等を含めて、その検討を進めることになった。そして、そのための組織として「国立大学のあり方の検討小委員会」が設けられた。「国立大学のあり方の検討小委員会」は、これまでに5回開催され、国立大学の「大学の役割」、「大学の存在意義」、「大学の設置形態・設置基準」、「財政に関連する事項」、「教官の業務」、「研究と教育の体制」等の広い範囲にわたり自由討議を行っている。これらは、2年～3年を目標に取りまとめられる予定であるが、本日はそれを踏まえて、「国立大学のあり方」について今後どういう問題を取り上げていくかを議論することとしたい。

この議論については、「国立大学のあり方の検討小委員会」に伝えることとし、さらに、小委員会での検討状況はこの委員会に報告するということを繰り返し、報告案を作成してゆくこととしたい。この委員会では、この問題に関して特に範囲を決めず、自由な立場での検討を加えて頂きたいと考えている。

また、これまで放送大学についての問題も当委員会で検討してきたが、本日は、香月学長が、後程この委員会にご出席されるので、具体的に放送大学に関する進行状況等をご報告いただき、それに基づき今後検討をすることとした。

その他、総会で沢田副会長からご発言のあった教養部をどうするのか、教養部と大学院の関係はどうするのかという問題もある。

この他に、こういう問題を検討したいというものがあればご発言をお願いしたい。

以上の説明に関連し、飯島委員から次のような報告があった。

文部省の委員会等での議題となっているものの多くが、第1常置委員会と密接な関係をもっていると思われるので、ご参考までにご報告する。

大学設置審議会基準分科会では、大学設置基準の基本的見直しの必要があるのではないかとの意見もあり、現在は自由討議の段階であるが、教員の資格の再検討、昼夜開講制、大学院の入学資格及び修業年限の弾力化、および一般教育のあり方等についての問題点が出され、比較的包括的に大学のあり方について意見交換がされている。

また、大学設置審議会大学設置計画分科会の高等教育専門委員会では、将来の高等教育のあり方について検討されており、この中で、昭和67年を頂点とする昭和61年から75年にかけての15年間にわたる第2次ベビー・ブームによる急激な学生数変動の予想に対し、その時の高等教育についてどのように対処するかという問題が検討されている。学生増を全て私立大学に委ねることは不可能であり、国立大学としても検討

する必要がある。その場合に、私立大学との間でどのような学生増の比率になるのか、また、臨調答申や厳しい行財政の中で国立大学が、学部・学科増設の抑制の中で臨時増員の形で非常勤講師を増加する等の措置はどうか等の意見が出ている。この問題は、教養部で一般教育を行っている国立大学では、教官へのプレッシャーが予想される。

さらに、大学院の諸問題に関する調査研究会議では、現在の大学院博士課程のあり方が問題となっており、学生数・大学院の規模・内容・外国人学生の学位等の問題、博士課程を旧制大学を中心とした枠から拡張すること等の問題が議論されている。この他、連合大学院構想や独立大学院構想、大学に基礎を置かない共同利用研の博士課程の設置についての問題も議論されている。

このように、文部省レベルでの諸委員会では、「大学のあり方」について種々の関連ある議論が行われているのでご参考にご供する次第である。

ついで、「国立大学のあり方の検討小委員会」の藤巻委員長から、同小委員会の審議について報告があった後、今後問題によっては項目に従って小さなワーキング・グループで検討していくことも考えている旨の説明があり、引続き意見の交換が行われた。

○ 大学の設置形態の問題では、第3セクター論も出ているが、問題の根本は、国立学校特別会計への一般会計からの繰り入れの比率が落ちていることではないか。これを回復することが困難ならば、国立大学も自主財源を確保し、拡大する方向で議論してはどうか。

大学設置基準は、私立大学を含めたもので

あり、国立大学の立場だけで議論するわけにはいかない。そこで、大学設置基準の弾力化を検討するよりも、国立大学の自主財政努力がどの程度可能かという問題の中で必要な措置をとることを考えるべきではないか。その場合に、大学設置基準による規制よりも、会計法上の問題が多いとも思われる。たとえば、若手研究者の活性化についての問題では、博士課程大学院生は、学生か研究者かという見方の問題もある。大学院生は会計法では学生の取扱いになってしまうために、科学研究費補助金の共同研究者になれない等の問題があるほか研究費や旅費の問題がある。研究者と見ればその解決が早いかもしれない。また、その他にオーバー・ドクター問題やポスト・ドクトラルの問題もある。

○ 臨調答申に関連して大学改革の問題を検討するにしても、教官の意識に関わる問題もあり、仲々簡単ではないと思われる。「国立大学のあり方」の報告は、いつまでを目標に取りまとめる予定であろうか。

○ 国立大学のあり方について多くの問題が挙げられており、これを整理するには、2年くらいはかかるであろう。

○ 「国立大学のあり方の検討小委員会」では、早期に審議可能な具体的部分もあるが、第2次ベビー・ブームの頂点を迎える時期と現在「国立大学のあり方の検討小委員会」で検討中の大学のあり方が具現する時期がほぼ一致していると思われるので、そのことを意識して、その時の高等教育にどう対処していくのかという問題を議題にしてはどうか。

○ この問題は、対策を間違えるとその後の影響が大きいので、多くの資料に基づき、日本の高等教育のあり方はこうあるべきだという

意識を持って検討することが大切ではないか。

- 学生数の分布も地域差があり、地域別あるいは、大都市とその周辺部の整備のあり方等の問題も含めた検討が必要と思われる。
- 私立大学を含めた全大学の中で、国立大学をどのように考えるかが問題ではないか。
- 国立大学と私立大学との配分をどうするか。国立大学では、財政難のこの状態で第2次ベビー・ブームによる学生増を吸収することは困難である。第1次ベビー・ブームの時は、高度成長期だったので学部・学科等の増設がかなり可能であったが、今度は、その可能性は低い。
- 第2次ベビー・ブームが過ぎた後の縮小はどこで検討するのか。大学全体でこの問題を取り上げて審議する必要があると思われる。
- その問題については、この第1常置委員会で取扱うことになると思われるが、私立大学も含まれるので、その時は特別委員会で検討願うこととし、その成り行き次第では第1常置委員会で扱うこととしてはどうか。この他では、大学院問題と教養部の問題が上げられるが、大学院問題に焦点を合わせて検討しては、どうか。
- 国立短期大学協会では、現在全国に35ある併設の短大について、当初短大を設置する時は、暫定措置で併設となっていたが、併設の短大を母体大学のひとつの学部にはできないかという問題がある。近年、学生数が減少してきているので、短大を制度的に4年制大学の学部と同様の取扱いとして充実を図りたいということであるので、この問題についてもご検討いただきたい。

概ね以上のような意見交換が行われ、「国立大学のあり方の検討小委員」で審議している事項については従来どおりとし、その他に、今後15～16年間の学生数の推移に対応する高等教育および国立大学のあり方の問題、教育と研究では大学院問題および沢田副会長から提言のあった教養部の問題、短大を大学の中に組み入れることについての問題、放送大学についての問題等を今後の検討課題とし、その他にも、随時検討が必要な問題があれば取り上げてゆくことが了承された。

3. 放送大学について

初めに、香月放送大学長から、放送大学について概ね次のような説明があった。

新しい大学としての放送大学は、数々の難問を抱えているが、「放送大学」の資料の中の問題を説明したい。

放送大学は、大学の新しい設置形態として、特殊法人が大学を設置することとなった。

その経緯は、放送大学が、放送というメディアを通して授業を行うために、当初はNHK等に放送を依頼する予定であったが、種々の事情から困難であるため結局、大学自体が放送局を持つこととなった。イギリスの例では、放送の時間帯を確保することが困難であるため、印刷物を中心に授業が進められているようであるが、やはり、放送局を持つことが重要であると思われる。しかし、放送法によると国が放送局を持つことはできないという規定があるために、特殊法人が放送大学を設置するということになった。

放送教育開発センターは、国公立大学の共同利用となっており、放送大学の本部は、千葉県幕張に設置し、学生の受け入れは、昭和60年

4月からを予定している。

放送大学の目的は、現在の大学が抱えているいくつかの問題を一つでも解決してゆこうというものであり、次のようなことを考えている。

- キャンパスを取り払い、18歳以上ならば、どんな年齢層でも、どんな人でも大学に入学できることとしてある。
- 教育の問題は、印刷教材を学生にならない人にも市販されるようにする。
- 単位互換による単位認定の問題があるので、授業は内容豊富なものにする。
- 一般教育を、教養学としてとらえ、科目は学際的・複学的なものにする。

以上の説明に対し、次のような質疑応答があった。

- 期末試験はどうするのか。
- 入学試験は行わないが、期末試験は学習センターで行う。

- 体育の授業はどうするのか。
- 体育は、公共団体で主催する各種体育関係のものに参加すれば、単位を認定するように考えている。
- 大学の機能としては、研究機能を持つことが必要であるが、その点と若手教育者の確保をどのように考えるのか。
- 建物の設置等の問題もあるが、助教授クラスは、主として関東地区の国立大学の研究室と連絡を持つことを必要としている。

以上のような質疑応答があった後、これまでは、放送大学に関する具体的情報が欠如していたために審議が止まっていたが、今後は、放送大学に関する問題について時間をかけて審議してゆくことが了承され、次回を次のように決めて本日の議事を終了した。

次回 10月17日(月) 14:00~17:00

入試教科目改訂専門委員会

日時 昭和58年5月7日(土) 14:00~17:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 猪委員長

喜多、帷子、高野、安倍、福原、末松、堀部、

丸井、宮崎、松井各委員

猪委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

各国立大学長宛のアンケート「国公立大学の入学者選抜方法等の再検討について(依頼)」については、去る1月19日開催の第2常置委員会における協議結果にもとづきその後、丸井委員および松井専門委員の協力のもとにこれの原案を作成し、これを3月16日開催の拡大小委員会と本専門委員会の合同会議に諮り、さらにこれを整理したうえ各理事および各第2常置委員

会委員にこれを送付して意見照会を行った。その結果に基づき若干の字句修正を施して取りまとめたものがお手許配付の資料であって、これを来る5月末日回答締切りとして去る5月2日に各国立大学長宛送付したので、ご了承いただきたい。

ところで、昨秋国大協総会で「昭和60年度以降の共通第1次学力試験出題教科・科目等」が決定されたが、その後入試センター新教育課程試験問題調査研究委員会等においてこれの具体

的な出題の範囲・方法および旧教育課程履修者に対する経過措置等について検討が重ねられ、その結果、お手許配付のとおり「昭和60年度共通第1次学力試験出題教科・科目の出題方法等」および「旧教育課程履修者に対する経過措置」が取りまとめられたので、本日はこれについてご協議いただきたい。なお、これらの内容について説明願うため、後刻入試センターより白石事業部長および豊島事業課長に出席いただくことになっている。

以上のように述べられたのち議事に入った。

【議 事】

◎ 昭和60年度以降の出題教科・科目について

初めに松井専門委員より、同委員が第2常置委員会および入試センターの実施方法専門委員会等におけるこれまでの審議の経過等にもとづきその原則的な事項を整理した資料「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目の内容・範囲等及び旧教育課程履修者に対する

経過措置の諸問題」について詳細な説明があった。

以上の説明があったのち、入試センターより提出された「昭和60年度の共通第1次学力試験の出題教科・科目の出題方法等」および「旧教育課程履修者に対する経過措置」について審議が行われた。

その結果、「昭和60年度の共通第1次学力試験の出題教科・科目の出題方法等」については、一カ所表記の統一上字句修正を施すこととし、「旧教育課程履修者に対する経過措置」については、「科目選択の特例」の項についての記述表現、「社会」（複合科目）の出題方法および選択方法、「数学」の出題科目、「理科」の選択方法などの箇所の記述表現に修正を加えることとしてはどうかということになった。それで、これらの点についてその趣旨を入試センターの実施方法専門委員会・新教育課程試験問題調査研究委員会に伝えて再検討を依頼することとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

日 時 昭和58年5月23日(月) 14:30~16:00

場 所 学士会分館8号室

出席者 猪委員長

小林、帷子、黒木、福田、井出、金子、八木、丸井、井沢、脇坂、井上、松山各委員
安倍、富崎、猪岡、松井、金子各専門委員
(大学入試センター)小坂所長、木村管理部長

第2常置委員会

猪委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに就任された小林委員(室蘭工業大学長)および八木委員(福井大学長)の紹介があった。

【議 事】

1. 昭和59年度共通第1次学力試験に関する検討事項について

委員長より、このことについては先ず大学入試センターより説明を伺うことにしたい、と述

べられ、ついで小坂所長より配付資料「昭和59年度共通第1次学力試験の実施について(案)」をもとに次の事項について詳細な説明ならびに提案があった。

- ①実施期日(本試験および追試験)
- ②再・追試験の実施
- ③身体に障害がある者に対する試験実施上の配慮
- ④共通第1次学力試験実施要項, 受験案内等の改訂
- ⑤広報活動(国公立大学ガイドブックの刊行等)

ついで委員長より、提起されたそれぞれの事項について次のように諮られた。

① 実施期日について

実施期日については、規定(1月中旬の土曜・日曜に実施する)に従い、入試センターの原案にあるように本試験については昭和59年1月14日(土)、15日(日)に、追試験については本試験1週間後の1月21日(土)、22日(日)に実施することとしたいが、よろしいか。(了承)

② 再・追試験の実施について

従来、再試験および追試験の実施期日については実施要項に明文化されていないが、これを入試センターの原案にあるように、再試験の実施期日を「原則として本試験の1週間後」と定め、また追試験の実施期日を同じく「原則として本試験の1週間後」と定めるとともに、再試験を実施する必要がある場合には「原則として再試験と同一の期日」と定めることとしてよろしいか。また、追試験の試験場を前回と同様、2地区(東日本・西日本)とすること、疾病・負傷による追試験の受付を試験第1日の午前10時まで延長(従来は試験前日の午後5時まで)して行うこととしてよろしいか。(了承)

③ 身体に障害がある者に対する試験実施上の配慮について

これについては従来、盲者に対しては試験時間の延長(1.5倍)措置を講じているが、弱視者については部屋の窓際の明るい場所に着席して貰うとか、拡大鏡の使用を認めるといったこと以外、特別の措置は講じていなかった。それで、今回弱視者について試験実施上の措置事項として「拡大文字による出題」(1.4倍)を加えることとしたいということであるが、よろしいか。(了承)

④ 共通第1次学力試験実施要項, 受験案内等の改訂について

前述①～③の改訂事項を盛り込むほか、検定料の改訂(8,000円を9,000円に増額)その他所要の整備を図るとのことであるが、よろしいか。(了承)

⑤ 国公立大学ガイドブックの刊行について

国公立大学ガイドブックについては、国大協、公大協および大学入試センター三者の共編により過去4回刊行しているが、これまでの刊行実績をふまえて59年度版のガイドブックについて、体裁・内容等の充実を図って刊行したいとする入試センターの意向であるが、これを認めてよろしいか。(了承)

以上で、「昭和59年度共通第1次学力試験の実施について」の協議を終えた。

なお、③の事項に関連して小坂所長より、入試センター所長宛関係者より提出のあった要望書〔5月10日付、佐藤全国盲学校大学進学対策委員会委員長・全国高等学校長協会特殊学校部理事長名「国公立大学共通第1次学力試験における身体障害者特別措置について(特に視覚障害者について)」についての紹介があり、また

同要望書の要望事項のうち特に、事前協議（身に障害を有する者が共通第1次試験の出願をする際には、当該大学との間で事前に協議を行ったうえ「協議書」を提出することになっているが、その協議が早急に調わない場合には「協議中」である旨の文書を添えることになっている）について、受験生から申出があった場合には各大学はこれの趣旨をご理解のうえ相談に応じていただきたい旨発言があった。

2. 昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等について

初めに松井専門委員より、同委員が第2常置委員会および入試センターの実施方法専門委員会等におけるこれまでの審議の経過等に基づきその原則的な点を整理した資料「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目の内容・範囲等及び旧教育課程履修者に対する経過措置の諸問題」（入試センターの新教育課程教科専門委員会の試験問題作成に資するもの）について詳細な説明があった。

ついで、小坂大学入試センター所長より、昨秋国大協総会で「昭和60年度以降の共通第1次

学力試験出題教科・科目等」が決定されたのを承けてその後、入試センター新教育課程試験問題調査研究委員会で検討を重ねこれの具体的な出題の範囲・方法および旧教育課程履修者に対する経過措置について取りまとめた「昭和60年度共通第1次学力試験出題教科・科目の出題方法等」及び「旧教育課程履修者に対する経過措置」について（いずれも去る5月7日開催の入試教科目改訂専門委員会に提示し協議の結果、若干字句修正を施したもの）説明があった。

以上の説明について協議が行われたが、このうち特に「社会」の複合科目の出題範囲、出題方法（問題を選択解答させることになっているが、この場合問題冊子を新教育課程・旧教育課程に分けるか同一冊子とするか、また同一冊子とした場合の問題選択の方法等）などに関する記述の表記をめぐって種々論議があった。その結果、これについては本日の協議をふまえ引続き入試センターの関係委員会において検討を行って、来る6月の総会までに最終的な取りまとめを行うこととした。

以上をもって本日の会議を終了した。

日時 昭和58年6月20日(月) 14:00~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 猪委員長

第2常置委員会

小林、帷子、伊藤、黒木、福田、井出、金子、八木、丸井、井沢、脇坂、谷口、深瀬、幡、井上、松山、江橋各委員
宮崎、猪岡、松井、金子各専門委員
(大学入試センター) 木村管理部長

猪委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

「昭和60年度共通第1次学力試験出題教科・科目の出題方法等」および「旧教育課程履修者

に対する経過措置」については、去る5月7日開催の入試教科目改訂専門委員会および5月23日開催の本委員会において入試センターより提出されたこれの案文をもとにそれぞれ協議を行

ったところ、前者については表記統一上カ所字句修正を施すこととした他はこれを了承したが、後者については「社会」「数学」「理科」の科目選択の記述表現の他二、三記述表現を改めてはどうかという意見となった。それで、その旨を入試センターに申し入れ、これを受けて実施方法専門委員会等で再検討し、字句修正等が施されたものが本日配付の資料である。これについては後刻、入試センター管理部長より改めて修正点等について説明を伺うこととした。

次は、「入試問題検討委員会（仮称）」の設置のことである。これが設置されるに至った経緯は次のような次第であるので、ご了承いただきたい。

最近、共通入試について世間の批判が高まり、これに対処するためには単に共通入試手直しの技術的問題の対応ということに止まらず、大学入試のあり方という根本問題まで含めて検討する必要があると思われたので、過日この旨を会長に伝えたところ、去る4月14日、この問題に関する関係者（会長、両副会長、第2常置委員長、小野・宮沢・飯島各理事）による懇談会が開かれた。その結果、主として共通入試の具体的問題の検討に携っている第2常置委員会とは別個に、国立大学の入試制度を全般的見地から検討するための特別委員会（「入試問題検討委員会（仮称）」）を設置してはどうかということになった。そして、これを去る5月25日開催の理事会に諮ったところ承認が得られたので、明日開催される総会にこれを報告し、了承を得たうえ早急に発足する段取りとなっている（注；総会第1日の昼に開催された理事会でこの名称が「入試改善特別委員会」と改められた）。お手許配付の同委員会設置要綱にその設置の目

的・組織・運営が記されているが、この特別委員会と本委員会との連携を保つ必要があるので、特別委員会の構成員17名のうち6名は本委員会の委員および専門委員が兼ねることになっている。

以上のように述べられたのち議事に入った。

【議 事】

1. 「昭和60年度共通第1次学力試験出題教科・科目の出題方法等」および「旧教育課程履修者に対する経過措置」について

初めに木村入試センター管理部長より、標記の二つの事項について、その後実施方法専門委員会等で再検討を行ったうえ字句修正を施した原案について配付資料をもとに説明があり、ついで松井専門委員より、修正された記述表現等について補足説明があった。

以上の説明があったのち、配付資料をもとに修正された記述表現等について協議が行われた結果、これが了承されたので、これを明日開催される総会に諮ったうえ、入試センターより公表することとした。

2. 入学者選抜方法等に関するアンケート調査（「国公立大学の入学者選抜方法等の再検討について」）について

このことについて委員長より次のように述べられた。

過般各大学長宛実施したアンケート「国公立大学の入学者選抜方法等の再検討について」は、これまでにほとんどの大学より回答をいただいた。その内容についてはまだ十分整理できていないが、貴重なご意見も多数頂戴している。今

後、これらの意見等をも踏まえて入試改善について検討をすすめてゆきたいが、本委員会としてある程度意見がまとまった段階で各国立大学宛改めてアンケート調査を行うことも考えてみたい。

以上のような前置きがあったのち、各大学長より寄せられたアンケートの回答内容について若干紹介があり、ついでアンケートの今後の取扱い等をめぐって意見の交換が行われた。

3. 「国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関するガイドライン試案」について

これについて委員長より次のように述べられた。

最近、各大学および入試センター等で入学試験の追跡調査、研究などを行うため、それぞれで有する入学者選抜に関する資料を相互に利用し合う必要性が増してきている。この入試の資料については取扱いに慎重を要するが、従来どの場合にはどこまで資料提供をしてよいかとい

った基準がなく、それぞれの判断に委ねられていた。それで、これについて何らかのガイドラインを設けてはどうかということになり、その検討方を国立大学入学者選抜研究連絡協議会に依頼していた。それがこのほどお手許配付の「国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関するガイドライン試案」として取りまとめられたので、これについて松井専門委員（国立大学入学者選抜研究連絡協議会副会長）より説明を願ったうえご協議いただきたい。

ついで、松井専門委員より、同試案の作成の経緯およびその内容について説明があり、これについて協議が行われた結果、異議なく了承された。それで、これを明日開催される理事会（総会第1日目昼）および総会に諮って了承を得たうえ、各国立大学宛送付してこれに対する意見を求めることとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

日 時 昭和58年6月22日(水) 10:00~12:00

場 所 国立教育会館第6研修室

出席者 松田副会長

猪委員長

岡路、帷子、久佐、福田、小野、井出、金子、

橘爪、丸井、井沢、脇坂、谷口、山田、田中、

坂上、井上、松山、江橋各委員

松井専門委員

第2常置委員会

議事に先立ち、松田副会長（東京工業大学長）が座長に推薦され、同副会長司会のもとに開会した。

ついで、各委員の自己紹介があったのち議事に入った。

【議 事】

1. 委員長の選任について

まず、委員長の互選を行い、猪委員（新潟大学長）が委員長に再任された。

ついで委員長より次のように挨拶があった。

従来より本委員会に所属されていた方々はご存知であると思うが、本委員会は目下非常に難しい局面にあるので、委員各位のご協力をお願いしたい。

なお、大学入試改善の問題については、昨日の総会で「入試改善特別委員会」を新しく設けることが承認されたので、今後は第2常置委員会で審議した問題点をその都度同特別委員会に報告し、互いに連絡を密にしながら大学入試改善についての作業を進めてゆくことにしたいと考えている。

2. 委員会の今後の審議について

初めに委員長より、今後の審議事項について次のように述べられた。

共通1次試験に関する当面の検討課題として、

- 5教科7科目の試験科目が受験生に過重負担となっているという問題
 - 自己採点方式をどうするかという問題
 - 試験期日を繰り下げて実施するという問題
 - 推薦入学と2次募集を拡大するという問題
- 等4つの問題があるが、今後もこれらの問題を中心に検討をすすめてゆきたいと考えている。この4点を検討することによって、大学入試問題の改革を要する点が出てくるものと思われる。

以上のように述べられたのち、委員長よりこの各項についてさらに次のような説明があった。

① 5教科7科目の問題について

共通第1次学力試験の出題教科・科目として5教科7科目を課すことは、高校教育における一般的、基礎的な学力達成度をみる上から必要であり、また大学において将来いろいろな専門

分野で勉強する上からもこの程度の科目数の試験は必要であると考えている。

この5教科7科目に対して、世間では「過重負担」という批判があるが、これは私立大学の入試に比べてのことであり、一部の進学校では5教科7科目でも問題ないというところもある。また、高校長協会では現行の5教科7科目を望んでいる。

なお、この出題教科・科目に関しては、自由に希望の科目を選ぶアラカルト方式あるいは文系・理系に分けて行うコース別方式を検討してはどうかという意見もある。

② 自己採点方式の問題について

偏差値教育の助長に繋がる「自己採点方式」の存否についてこれまで論議を重ねてきたが、現在のように受験産業が入試問題に深く関わっている以上、どのような方法を考えたとしても受験産業の介入をなくすことは無理であると思われる。

そこで、一つの考え方として、共通1次試験のウエートを軽くするとか、2次試験のあり方を工夫するとか、または共通1次試験を資格試験化するとかいうことも検討の要があると思われる。

いずれにしても、自己採点方式を止めるかどうかについては、共通1次試験の基本に係る問題であるので、慎重に検討をしなければならぬ。

③ 試験期日の繰り下げの問題について

これについては時期的・技術的には可能であると大学入試センターからは意見が出されている。その一つの案としては2月上旬にこれを実施し、試験終了後4～5日後に各大学に第2次試験の出願をする、というものがある。このようにすれば、受験生としては、この4～5日の

期間に自己採点をして志望する大学を選べるう
え、高校側に対しては3学年の3学期の授業を
妨げないですむのではないか。また、出題する
側からすると出題もしやすくなるというメリッ
トがある。しかし、この試験期日の繰り下げの
問題は、技術的に可能であってもなお慎重に検
討する必要がある。

④ 推薦入学と2次募集の拡大の問題につ いて

この問題については以前より十分に討議され
ているが、これについてはできる限り拡大する
方針ですすめたい。

以上の説明があったのち、次のような意見の
交換が行われた。

- 入試の出題科目数については、私学はかなり
特殊性を持つことができるが、国立大学で
も信州大学やお茶の水女子大学のように、2
次試験との組合せを工夫することによって特
色を出せるのではないか。
- 国立大学が私立大学のように3教科にした
場合には、いま以上に受験競争が激しくなる
うえ、高校教育がいろいろな面で乱されるこ
とになる。その点からしても5教科7科目が
適当であると思う。
- 出題科目を文系と理系とに分ける場合に、
例えば、ある大学の経済学部は文系に、他の
大学の経済学部は理系に指定するという可
能性があるので、受験生が混乱する恐れがあ
る。
- 共通1次試験の基本的な考え方、位置づけ
からして、5教科7科目は高校の教育を歪め
ていないという点からすれば、これは決して
過重負担ではないと思う。この出題科目数の
問題は、試験問題の難易度とか、平均点の基
準とか、1点きざみの成績評価等の問題を合
わせ検討することによって、負担過重という
意味が受け取る側によって変わってくるもの
と思われる。
- 国際バカロレアは7段階評価であり、平均
4でも合格する。参考になるのは、1科目が
2であっても他の科目に6か7があればよい
というふうに、平均的な能力と特色ある能力
をみながら7段階をたくみに使っている点で
ある。
共通1次試験の成績評価を、例えば、20点
とか50点きざみでみるという方法論もさるこ
とながら、第2次試験との組合せに、なお検
討の余地があるのではないかと思われる。国
立大学の教育一般に対する資質をどうとらえ
るかによって、共通1次試験と第2次試験と
の組合せが考えられるのではなからうか。
- 共通1次試験の評価の仕方と、第2次試験
との組合せについて検討する必要がある。
- 共通1次試験はまだ定着したといえないの
で、アラカルト方式、バカロレア方式にした
時にどうなるかというテストがこれからでも
出来るから、あと5年ぐらい様子を見てもよ
いのではないかと思う。
- 共通1次試験は、全ての受験生に5教科7
科目を課して、全ての大学がその総点をも
って成績評価をしている。これに対して、最
近、文系と理系に分けたコース別の試験にし
た方がよいという話が高等学校長協会等に
でているが、大学入試センターおよび第2常置
委員会の専門委員会がこの案を検討しても、
受験科目数は5教科6科目にとどまってい
まう。それに、文系・理系と分けて出題する場
合、どの時点で受験生に選ばせるかの問題が
ある。また、5教科7科目の中から科目減ば

かり考えて科目指定するような大学がでてくると、将来混乱を来す恐れがある。

- 世間でいわれる“国立大学離れ”とは、志願倍率が旧制度時代に比べて見かけ上減っていることからの批判である。しかし、合格者を発表し、その内何名が入学手続きを取ったか調べると、旧制度時代では良いところで9割、悪いところでは6割である。これに対し、新制度ではこれが9割以上となっており、志願した者が確実に受験し、合格者の入学率が格段に上がっている。
- 国立大学の試験日を複数制にし、Aグループ、Bグループと分けて実施した場合、かつての一期校・二期校制の時のようなコンプレックスはないであろう。しかし、実際問題として、必ず2回目の方のところの受験率が大きくなる。
- このグループ制には2つの問題が考えられる。第1は教育上の問題で、米国では複数の大学に合格すると、双方の大学に在籍することを認めているが、わが国では1つの大学に入学するのが普通である。第2には、実際にどの時期で試験をし、いつ合格発表をするかということを緻密に検討しておく必要がある。
- 受験産業が、受験生の自己採点に加えて進学指導の綿密な資料提供をして、成績の良い生徒に対しては地元大学より他県の上ランクの大学へ入学するよう徹底指導をする。これは新しい意味でのコンプレックスでもあり、自己採点方式の是非が問われる点である。
- 試験日の複数制についてであるが、Aグループの大学とかBグループの大学とかをどこで決めるのか。その大学が希望しない限りそ

の所属を指定するのは無理である。

- 医師国家試験においても、過去に出た問題を出題しないようにすると、年々出題そのものが難しくなり、最近では細かな問題を作る傾向にある。

共通1次試験の基本的な理念からいうと、高校教育の学力の達成度をみるのが主旨なので、出題科目数を減らすということは基本的に反することと思う。また、コース別方式の文系・理系に分けるというやり方も一つの案であるが、文系であれ理系であれ、共に基礎的な知識は必要であるので、これを分けてしまって一部の科目を除外するというのも問題があると思う。一方、試験問題が難しくなってくるので、高校の基本的な学力さえあれば十分という易しい共通1次試験にすれば、偏差値で大学が格付けされることも少なくなるのではなかろうか。
- 本学では、定員の25%~30%の推薦入学を行いよい結果を収めているが、これ以上増減する必要はないと考えている。推薦入学に当たっては、当初から高校の格差を認めないという方式を採っており、地方のいわゆる受験校以外の高校が多少有利になるが、それらの学生も入学後は良い成績をあげている状況である。
- 自己採点方式をどうするかという問題は、共通1次試験が1回である限り、ある程度認めざるを得ない。自己採点の結果がよければ安心しているので、大学が2次試験に幅をもたせる等の工夫をすべきである。
- 傾斜配点の比率等を種々検討してみたが、合否には5パーセント程度しか影響を与えなかった。

概ね以上のような意見交換が行われたのち、委員長から、次のように述べられた。

現在第2常置委員会の仕事は重要な局面にきており、大学入試の見直しはどうしても避けて通ることのできない状況である。それで、入試

改善特別委員会と共に綿密な検討を行い、世間に対しても十分に説明できるような改善策をまとめたいと思うので、よろしく願いたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

第3常置委員会

日時 昭和58年6月3日(金) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 世良委員長

牧野、久佐、須甲、町田、柳田、水野、松本、

森本(代;俵)、沢田、吉武、永松各委員

根本、立野各専門委員

世良委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より新たに委員に就任された久佐守委員(山形大学長)、川端博委員(京都教育大学長)および本日森本委員の代理として出席された俵副学長(高知医科大学)の紹介があった。

【議事】

1. 就職協定について

これについて委員長より次のように述べられた。

大学卒業予定者の採用選考時期等に関するいわゆる「就職協定」は、昨年は労働省抜きの大学側と企業側との“紳士協定”で行われたが、それにもかかわらず、結果としては非常に良好な成績を収めることができた。そこで、昨年末(12月15日)に開催された就職問題懇談会就職協定遵守委員会においては、今年度も昨年同様の“自主協定”によって実施するという事になった。

なお、このことについては文部省より各大学へ文書をもって既に通知済みであり、また国大

協会長からも同趣旨の通知が出されているので、よろしくご協力の程お願いする。

なお、この就職協定に関連する問題であるが、過般人事院より「国家公務員上級職の合格者発表期日の繰り上げ」の問題が提起された。これは、現在10月15日に行っている国家公務員上級職の合格発表期日を10日間くらい早めて10月上旬に行うように58年度から改めたいというものである。この人事院の提案に対して、就職協定遵守委員会では協議した結果、この期日変更については、既に58年度の就職協定が決定されたのちに、これの遵守に影響を及ぼすおそれのある事柄を新たに行うことは好ましくないとの結論となり、この旨を人事院に文書をもって申し入れた。その結果、人事院はこの要望の趣旨を受け入れ、58年度はこの改正案を見送ることになったが、来年度以降についてはさらに検討することになる。

次に、就職問題に関連する事項として「就職応募書類の様式統一」の問題が就職問題懇談会で審議された。この問題は同和問題に関連したもので、就職応募書類の記載事項に関わるものである。これについて先般労働省から「モデル

応募社用紙の設定(案)」を示して大学側の意見を求めてきたが、これについては今後同懇談会の小委員会で検討することになった。

2. 今後の検討課題について

これについて委員長より次のように述べられた。

当委員会がこれまで検討をしてきた「留年問題」については、昨年の秋をもって一応審議を打切ることになった。それで、現在は取り組むべき課題が何も決っていないが、当委員会はこの6月総会をもって編成替えとなり、新しい第3常置委員会(学生の厚生補導の問題を担当)として発足することになるので、これまでの検討事項を整理したうえで今後検討すべき課題があればそれを新しい委員会に申し送りたいと思う。そのため、次のような資料を用意したので、これらを参考にしてご協議をお願いしたい。

- ①「各委員会の検討課題について(メモ)」
- ②過去10年間における各常置委員会の主な審議事項
- ③旧第4常置委員会から新第3常置委員会への送り事項
- ④学生相談研究会の調査報告に関する新聞記事
- ⑤育英奨学事業に関する要望書

これに関して次のような意見の交換があった。

○ 配付資料の「各委員会の検討課題について(メモ)」の中に記載されている第3常置委員会への課題「学生の生活指導・相談について」という問題については、大学における教育指導のあり方ということが大きな関わりを持つものと思われる。高校での教育はクラス

別で指導されているが、大学では学生は大きな集団となっていて個々の指導はできない。それで、学生の生活指導・相談ということになると、教養課程の組織とか、授業形態といった問題が出てくるが、これは大学全体の教育体制にも関わってくる問題である。

- 教養課程には助言教官制度が設けられているが、学生が相談にできれば会うといった程度で、余り積極的な役割を果していない。学生相談所の方には、もう少し大きな心配を抱えている学生が訪ねてくる。
- 学生相談所には重症の者は余りこない。かといって、呼び出してアドバイスをするというのも問題がある。
- 学生の無気力とか大学生生活不適應とかいうことが問題となっているが、これの対策としては、なるべく早く専門の学問に触れて勉強意欲を起こさせることが大事である。それには教養課程と専門課程の分け方——横割か縦割かの問題が関わってくる。
- 精神科の先生の調査によると、志望外の学部に入学した学生に問題が多いようである。
- 学部・学科の内容を知らないで入学して、あとで自分の志望と合わないことが判りフラストレーションを起こすことになる。
- この「学生の生活指導・相談について」というテーマは、教養部や大学の組織論にも関係するが、狭い意味では助言やカウンセリングに関わる事柄であろう。
- 狭い意味といった場合、例えば学生相談所の強化とか助言教官組織の整備とか言った組織や定員に関係したものと受取ってよいのか。学生指導の問題は関わる範囲が広いので、その辺の問題を整理してから取り掛かる必要があるように思う。

- 各大学には、学生補導協議会というような機関が設けられていると思うが、この機関の機能の状況はどのようであろうか。私の大学では、何か学生の問題が生じた場合にのみ協議を行い、その後は何も行動していないというのが現状である。教官の意識では、補導協議会という機関は審議機関であって実施機関ではないという考え方があるようである。
- 学生の生活指導・相談について、学生部では実際にはどのようなことを扱っているのだろうか。
- 私の大学では、学生数も少ない関係があるが、クラスに2名の指導教官が振り当てられていて直接学生の指導に当たっている。ところが実際には、学生自ら進んで相談にくるということはなく、学生部がいろいろと学生の情報をキャッチして教官に知らせ指導をお願いしているというのが実情である。その相談事項としては学業成績の問題とか勉学の意欲に関わる問題が多いようである。
- 学生に対する学生部の主な役割は、学生の厚生問題の面を担当することであって、学生の個人の悩みというような補導の面については、補導教官や保健管理センターの教官が相談の相手となって対応している。しかし、それが必ずしもうまくはっておらず、来て貰いたい学生は余り来ない。相談事項としては経済問題、成績問題、精神問題等多様である。
- 学生部と学生指導ということについては、学生部の組織が大学によってまちまちであり、学生部の中に教務関係や学生相談所を含んでいる大学もあれば、またこれらのものが学生部の管轄外に置かれているという大学もあって、そのかたちは各大学一様ではない。

このような状況にあるので、学生の厚生補導の問題を学生部を基準にして考えるのは難しい。

- 学生の生活指導・相談の問題を今後当委員会の検討課題としようと考えたのは、現在の学生が一般に無気力であり、これに何か活力を与えるような方策はないかということからであろうか。
- 学生の生活指導の問題はそれだけには限らないが、学生の無気力化ということは現在特に目立つ現象であり、教育上からも重要な問題のように思われる。そこで大学として、これをそのまま放置しておいてよいものかどうかということである。
- 無気力症候群の問題は大学だけの問題であろうか。
- 学生の生活指導のために助言教官とか指導教官が置かれているが、教官はこれにどのように対処しているのであろうか。教官の意識によってその結果は違ってくる。この問題は単に制度を整えれば解決するという問題ではない。当委員会として、例えば指導教官1人に対して学生何名くらいが適当であるとか、その他客観的なデータを揃えて、大学がこの問題を考える基礎資料となるものを提供することはできるが、主観的な問題に立ち入ることはできないのではなかろうか。
- 旧第4常置委員会からの送り事項の中に「保健管理センター研究・教育施設としての業務拡充について」とあるが、これはどのような問題であろうか。
- これは全国保健管理センター所長会議において取り上げられた問題で、文部大臣宛に要望書として提出された事項である。その内容は、保健管理センターの教官が学生の保健管

理業務を遂行するため教育の場にたずさわる機会が年々増大しており、その職責を果たすためには、現行の国立学校設置法にある「厚生補導のための施設」という項を拡充して「厚生補導のための施設及びそれに伴う研究・教育施設」というように改正してほしいという要望である。

- 保健管理の問題は重要であるが、大学によって問題の性質が違う。例えば小さい規模の大学の保健管理センターでは、助教授一人の定員であり、この助教授は研究する施設から全く切り離されており、また大学の中でも孤立したかたちになるという組織上の問題がある。この保健管理センターの業務拡充の問題を今後当委員会において検討するということになると、医学部との関係や定員、施設設備等の問題に関わり、相当に大きな問題となることであろう。
- 保健管理センターの問題については、学生の問題ということもあろうが、まず教官の位置づけということが重要な問題である。

概ね以上のような意見の交換があったのち委員長から、この「学生の生活指導・相談」の問題は、その関わる範囲が広く取扱いが難しいが、問題点を絞って検討することも意味があると思うので、この問題を今後の検討課題として新第3常置委員会への申し送り事項としてよろしいか、と諮られ、了承された。

ついで委員長より、根本専門委員がこのたび放送大学事務局長に転出されることになった旨の紹介があり、この際当委員会に対する意見があれば伺っておきたいと求められた。

これに対して、根本専門委員より退任の挨拶ののち、概ね次のような意見が述べられた。

私は長年大学の学生関係現場の仕事に携わってきた経験もあるので、その経験を踏まえて若干意見を申し述べたい。

いわゆる厚生補導という分野は、大学の行政面あるいは教育面から見ても、大学の一番弱い部分の出易い分野と言うことができるのではなからうか。本日の会議では、当委員会の今後の検討課題について議論されたのであるが、学生の厚生補導の問題については、これまで国大協では、「厚生」と「補導」の問題を別々にして第3常置委員会と第4常置委員会が受け持ち審議してきたわけである。それがこのたび、「厚生補導」ということでこれらの問題を一本化して新第3常置委員会において検討することになった。この処置は時勢に伴った適切な対応であると考えている。

そこで、新しい出発に当たりまず取り掛かる最初の問題として、これまで中教審あるいは国大協において学生の厚生補導の問題をどのように考えてきたかを検討し、厚生補導の基本理念の見直しをしてはどうかと考える。

これについて、率直な意見を申し上げれば、学生の厚生補導という問題は、大学教育との関連で教官が担当しなければならない問題であるのか、それとも事務官に任せてもよいという問題であるのかどうか、その辺の問題もはっきりとしておくべきであろう。また、学生の自治活動や課外活動について、大学がこれを積極的に奨励すべきものか、あるいは受け身に対応すればよいものか、という点についても、厚生補導の概念や機能を明らかにしたうえで態度を決めるべきであろうと思われる。

本日討議された「学生の生活指導」という問題は、正に厚生補導そのものの問題であるので、この問題の検討に当たっては、まず「厚生

補導」の考え方から洗い直してみる必要があると思われる。

以上の提言について、次のような意見が交された。

- 学生の厚生補導は教官が担当しなければならない問題であるかどうかということであるが、一時期、学生部長の任を事務官をもって当てるという時代があった。しかし、日本の大学では学生の厚生補導の問題は、教官が担当すべき問題であるという大勢となった。
- しかし、教官の中には、学生の厚生補導の問題は必ずしも教官がやらなければならないことであると捉えていない教官も多数いるようである。
- 学生の立場に立って考えるということが厚生補導の基本である、というのが従来の考え方である。そうなる则このアプローチの仕方にいろいろ難しい点がある。
- 先程の根本専門委員の提言では、今後学生の厚生補導に関する問題を検討するに当たって、まず厚生補導についてのこれまでの文部省や国大協等の考えを総ざらいして、これに対する基本的見解をまとめておく必要があるということであるが、この点はいかがであるうか。
- 厚生補導ということについて国大協として一定の見解をまとめるということは難しいが、新第3常置委員会が発足して、従来別々に扱われていた「厚生」と「補導」の問題が一本化される機会に、一度厚生補導の問題のバックグラウンドを調べてみてはどうかということである。
- 厚生補導の問題に関連して、学生部の役割ということについて意見を伺いたい。大学紛

争の時には、学生部はこれの対応に責任を持って当たるものとされたが、紛争以後は単に厚生補導の事務処理を行うところとされ、学生の厚生補導については、各学部の教授会や教官が行い、学生部はその世話をするというようになっているようである。このような点について各大学ではどのように考えておられるのであろうか。

これにつづいて、幾つかの大学の実情が述べられたのち、今後の検討課題についてさらに論議が交され、最後に委員長より次のように述べられた。

当委員会の今後の検討課題について、「学生の生活指導・相談」の問題および関連して「学生の厚生補導の意義」などを中心に種々議論を頂いたが、その結果に基づき、次のことを新第3常置委員会への申し送り事項としたい。

新第3常置委員会が「学生の厚生補導」の問題を担当することになった機会に、まず“厚生補導とは何か”ということを読み直し、それを踏まえて現在の学生生活で問題になっている無気力・意欲欠如等の対策としての“学生の生活指導・相談”の問題を取り上げることにはしたい。なお、この学生指導の問題は、その関わる範囲が広いが、その中の具体的テーマを取り上げて検討を進めることにしたい。また、当面の問題となっている「育英奨学事業のあり方」の問題については、文部省の方の「育英奨学事業に関する調査研究会」の報告を俟って、検討することにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

日時 昭和58年6月22日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 世良委員長

小池, 原田, 伊藤, 須甲, 吉田, 辰野, 鈴木,

柳田, 能勢, 福井, 水野, 森本, 澤田, 吉武,

永松, 玉井各委員

根本臨時専門委員

(文部省) 井上学生課長他1名

第3常置委員会

議事に先立ち、世良委員（宇都宮大学長）が座長に推薦され、同委員司会のもとに開会した。

ついで、各委員の自己紹介があったのち議事に入った。

【議事】

1. 委員長の選任について

まず、委員長の互選を行い、世良委員（宇都宮大学長）が委員長に再任された。

ついで委員長から、次のとおり述べられた。

本日の議題は「今後の審議事項について」であるが、これについては、今般第3・第4常置委員会が編成替えされて新第3常置委員会となったので、これまで両常置委員会が行ってきた主たる審議事項並びに当面の審議事項等を記した配付の資料をご参照のうえご審議をお願いしたい。

なお、育英奨学事業に関する問題の説明のために文部省より井上学生課長に出席いただいているので、議事の運営上初めに井上学生課長より説明を伺い、この問題から協議を行うことにしたい。

2. 今後における育英奨学事業のあり方について

初めに井上学生課長から、この問題が検討さ

れるに至った経緯について以下のとおり説明があった。

この「育英奨学事業のあり方」の問題については、既に旧第4常置委員会でご審議いただき、同委員会の意見として取りまとめて「育英奨学事業に関する調査研究会」に意見が提出されている。この問題が取り上げられるに至ったのは、第2次臨時行政調査会の第1次答申において「育英奨学事業については、外部資金の導入による有利子制度への転換、教職員に就職した者等に対する返還免除制度の廃止および返還期間の短縮を図る。」との提言がなされたため、文部省では「育英奨学事業の今後のあり方」について審議機関を設け本格的に検討を行うことにしたものである。そして、昭和56年12月に学識経験者等による「育英奨学事業に関する懇談会」を設け、昨年5月にこれを「育英奨学事業に関する調査研究会」に組織替えし、これまで14回会議を開催し、検討をしてきた。

昨年7月に公表された第2次臨時行政調査会の基本答申においては、これについてさらに「高等教育の機会均等を確保するため、授業料負担については、育英奨学金の充実等によって対処することとし、外部資金の導入による有利子制度への転換、返還免除制度の廃止を進めて、育英奨学金の量的拡充を図る。」という指摘があった。そこで、この育英奨学事業の見直

しについては、現行の日本育英会による育英奨学事業制度の基本を踏まえつつ、育英奨学事業の目標、その規模・内容、その方法等について全般的な制度の見直しを行ってきている。

この育英奨学事業は、昭和18年に現在の日本育英会が発足して、翌19年に日本育英会法が制定されて、この40年間ほぼ同じような無利子貸与事業を行ってきている。そのような状況において第2次臨時行政調査会の外部資金導入による有利子制度への転換というような考え方が示されているので、それにどう対応するかということがまず大きな課題である。なお、6月14日に第14回の調査研究会が開かれて報告のとりまとめが事実上行われ、次回6月28日に最終的な情報交換の確認をし、文部省に対して報告を行う予定になっている。

概ね以上のような経過説明があったのち、今後における育英奨学事業のあり方についての同調査研究会の基本的構想について詳細な説明があり、最後に次のように述べられた。

6月28日には調査研究会の最終報告がなされ、文部省はこれを受けて、来年度の概算要求に盛り込み、それが認められれば、通常国会に日本育英会法の改正案を提出する段取りになっているので、国立大学協会においても、その報告を参考にしながら今後の育英奨学事業についてのご意見をまとめていただければ幸いである。

以上の説明に関して、次のような質疑応答が行われた。

- 奨学金の額を増額する必要があると言われているが、どの程度まで奨学金を給付することができるのかお伺いしたい。
- 今の財政事情からいって、はたしてどこま

でできるのかわからない。調査研究会の報告を受けてから検討をしなければならないので、国立大学協会としての考え方についても検討をお願いしたい。

- 奨学生選考の際の家庭の収入の把握に際しての給与所得世帯と給与所得世帯以外の世帯との不公平の問題についてお伺いしたい。
 - 給与所得世帯と給与所得世帯以外の世帯との不公平感を生じさせないような家計基準を奨学金の貸与基準の中で設けるように検討すべきであるという指摘があり、これは文部省としても十分検討するし、日本育英会にも検討をお願いすることになっている。
 - 奨学金給付について現行より何%減とか、あるいは人数制限ということはないのかお伺いしたい。
 - まだ59年度の概算要求の要求額が決定していないが、財政当局で検討しているのは、平均7%くらいのマイナスシーリングということのようである。具体的な数字は7月上旬の閣議で決定されるが、仮に平均7%になるとしても対象によって何%とするかは、今後具体的には各省にシーリング枠を示すことによって最終的に決定される予定である。
- 以上をもって本議題についての協議を終わった。

3. 今後の審議事項について

このことについて根本専門委員より次のとおり説明があった。

新しい第3常置委員会が発足するに当たり、今後どのようなことを検討課題にするかということに関して先般旧第3常置委員会で協議が行われたが、その際私が提言したことを文書にまとめてほしいとのことであったので、お手許に

配付のような資料を作成した。これには検討課題と考えられる事項として(1)「当面する課題として緊急に検討すべき事項」と(2)「大学における学生の厚生補導のあり方について」の2つを挙げているが、(1)については、さきほどの井上学生課長から説明のあった育英奨学事業制度に関する問題を取り上げている。

次に、(2)「大学における学生の厚生補導のあり方」を検討課題として取り上げた理由は次のとおりである。

国立大学協会は発足以来30有余年を経たが、この間、第3常置委員会は「補導」、第4常置委員会は「学生の厚生」という分担によりそれぞれ独自に、また、必要に応じて両委員会が合同して、いわゆる「学生問題」を扱ってきたが、このたび両委員会が合併されて新たな第3常置委員会となり、「学生の厚生補導」を一体的に担当することになった。

現在の大学は、大学紛争の荒波が遠く去って久しく、今やいわゆる五月病と称する無気力症候群が年間を通じて学生の間蔓延しているといわれるが、これまでも学生に関する問題は必要悪のように扱われ、大学は、事が起こってから止むを得ず重い腰を上げてその場限りの対処をするのが常であるといわれてきた。

学生の厚生補導の領域は、狭義に考えても、入学時の修学と生活のためのオリエンテーションから始まって卒業後の進路指導まで、また、個人的な心身の相談とともに集団的な課外活

動上の諸問題への対応を含み、学生生活の全般にわたって、きわめて広範囲である。

大学における厚生補導のあり方については、これまで学徒厚生審議会、中央教育審議会、国立大学協会をはじめ、主として国公立大学の学生部関係の研修会、諸会議において、さまざまな答申、報告、研究成果等が発表されている。

このたび、新しい第3常置委員会が発足するのを機会として、何よりもまず、これまでの検討成果を踏まえつつ、大学における学生の厚生補導の任務と役割を省みることから検討を始めようかということである。

以上に関連して、鈴木委員から旧第4常置委員会からの申し送り事項（今後の検討課題案として）について資料を基に説明があった。

以上で本日予定した議題の協議を終了し、委員長から今後の検討課題として、次のようにまとめられた。

(1) 厚生補導のあり方——その検討を踏まえたうえ、「学生の生活指導・相談」の問題（学生の無気力問題を取り上げ活気ある大学生活を送らせるための工夫について）——を上げる。

(2) 育英奨学制度のあり方の問題について

なお、今回の委員会までに上記に関する資料を準備したい旨述べられた。

日時 昭和58年6月22日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館中会議室

出席者 諸星委員長

小林, 梅津, 黒木, 天野, 町田, 加藤, 吉利,
川端, 松本, 高木, 前田, 砂田, 山川(代:野中),
古川, 八戸, 高梨各委員

第4常置委員会

議事に先立ち、諸星委員（東京農工大学長）が座長に推薦され、同委員司会のもとに開会した。

ついで、各委員の自己紹介があったのち議事に入った。

【議事】

1. 委員長の選任について

まず、委員長の互選を行い、諸星委員（東京農工大学長）が委員長に選任された。

2. 今後の審議事項について

初めに、委員長から次のように述べられた。

本常置委員会は今般の常置委員会の編成替えにより、これまで第6常置委員会で担当していた「教職員の待遇改善」に関する分野の問題を担当することになったが、先般の第6常置委員会でまとめた「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」については、既に5月25日開催の理事会で承認され、本日の総会に諮ることになっている。この要望書は高梨委員が中心になってまとめていただいたので、同委員からその内容について説明を伺ったのち、審議に移ることにしたい。

ついで高梨委員から、本要望書作成の経緯ならびに要望書の各項目についての説明があった。

以上の説明ののち、概ね次のような意見の交

換があった。

(1) 部局長のすべてについて指定職の完全適用を図ることについて

- このことについての要望の趣旨は、部局長には指定職を適用して管理職手当を止めることにして、管理職手当受給者と指定職俸給表適用者の区別を明確にするということか。
- そのとおりである。
- 現在、部局長に対する指定職の適用にあたっては、部局長経験年数によって指定職になる場合とならない場合とがあるが、現実的にはそういうところから改善していったらどうか。
- 人事院では、指定職定数は全部局長に行きわたるよう配当しており、停年前の教官に対するこれの流用を止めれば全部局長に指定職適用は可能である、と言っている。一方、この定数の大学に対する割り当ては文部省で行っているが、文部省も停年前の者に対する指定職適用については基準を厳しくしようとしているようである。
- 指定職適用の基準を改めるよりも、管理職手当拡大等の改善措置を図る方が賢明ではなからうか。
- 学部長で指定職のものとそうでないものがあるが、どのような基準で区別しているのか、また定数の配分は文部省でしているのか。
- 配分は文部省の人事課の方で行っている。適用の基準としては、学生数（大学の規模）

や大学院の有無、また本人の年齢等であろう。

- 副学長に対する指定職適用についても要望書に盛り込めないか。

- 要望書に記載している“学生部長等”の「等」の中に含めている。

(2) 助手の待遇改善について

- 助手問題については、制度にかかわる問題があるが、国大協が制度改正の案まで作るのか、それとも現実の改善要望だけになるのか、制度まで立ち入らないとこの問題は解決されないのではなからうか。

- 助手の待遇改善については、研究技術専門官制度の新設との関わりもあるが、この制度の実現は厳しい情勢にある。

- 助手問題については10年来審議しており、第6常置委員会でもその改善案を検討したが、その際に行った実態調査によると、その任用・運用面で各大学まちまちであり、また人文系と自然系において態様はさまざまであった。助手を3等級に格上げする案については、講師の職階名称を廃止すればできるが、国大協としてはまだ廃止の合意が得られていない。技官に相当するような職務を行っている助手については、研究技術専門官に移行する等要望書で改善要望をしているが、助手全体としてはその運用が多様なので一本化して考えるのが難しい。

(3) サバティカル・イヤーについて

- これについて第6常置委員会で検討されたことはあるであろうか。

- 第6常置委員会では、かつてこれの導入についての提案をしたが、総会で否決された経緯がある。しかし再審議は可能であろう。

- サバティカル・イヤーについては、せめて

私立大学並にするようその利用方法も含めて再検討してもよいのではないか。

(4) 研究技術専門官制度について

高梨委員から、研究技術専門官制度について説明があった。

(5) 他の常置委員会の審議事項との関係について

- 定員削減問題は、予算上だけの問題ではないので本委員会としても検討する必要があるし、第6常置委員会と合同で検討する問題も残るのではないか。

- 助手問題については、第1常置委員会でも制度的な側面から審議しているが、本委員会での審議とも互いに関連があるので、両委員会の合同小委員会を設けている。

(6) その他

- 漁業訓練練習船の高級船員の処遇について、水産学部長協議会で要望書を作成して近日中に提出する予定であるので、この機会にご報告する。なお、農学部の附属農場長には俸給の特別調整額がついているが、実験・実習場長にはついていない等同様の問題がたくさんあるので、今後ご検討いただきたい。

- 退職金関係で、教官の退職の日は年度末とするよう文部省から要請があった。昭和60年度からの国家公務員の定年制実施の際には考慮しなければならないであろう。

- 大学教官の必要経費の税金控除の問題は、本委員会の待遇改善問題の中に含まれるのではなからうか。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長から、本日の総会に報告する本委員会の今後の審議事項については①研究技術専門官制度の推進、②指定職俸給表適用についての各大学間格

差の解消, ③全部局長に対する指定職俸給表の適用, ④助手の待遇改善, ⑤サバティカル・イヤーの導入, ⑥大学教官の必要経費の税金控

除, ⑦定員削減に伴う待遇の劣悪化, の各問題としたい旨が述べられ, 了承された。

第5常置委員会

日時 昭和58年6月22日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館第7研修室

出席者 西川委員長

大塚, 鈴木, 山本, 田中, 野村, 佐々, 榊, 川崎, 林, 小林, 頼実, 小西, 三善, 宮城各委員

議事に先立ち, 西川委員(帯広畜産大学長)が座長に推薦され, 同委員司会のもとに開会した。

ついで, 各委員の自己紹介があったのち議事に入った。

【議事】

1. 委員長の選任について

まず, 委員長の互選を行い, 西川委員が委員長に再選された。

2. 当面の諸問題について

委員長から, 本委員会の今後の審議事項についての協議に入る前に, 昨日の総会で報告できなかった事項についてご意見を伺っておきたい旨の発言ののち, 次のような説明があった。

①学長の国際交流について

本年度は, ニュージーランド国から3大学の学長を招待することとなっている。なお, この外ま国との学長交流については, 以前本委員会において, 当方からの招待だけの一方交通ではずいとの意見が強かったため, なるべく相互交流の基本姿勢を保持したい旨文部省へも話をするつもりである。なお, このことについては, 安倍外務大臣も非常に強い関心を示し, 相互交

流の建前から, 日本側からも大学長を迎えて欲しい旨ニュージーランド大使と直接話をする意向をもっていると聞いている。

なお, 今回初めて本委員会の委員になられた方々に, この学長の国際交流の概要をご説明しておきたい。

この外国学長招致事業については, 文部省が招へいの費用を予算化し, その予算の範囲で, 国立大学協会が選定した相手国に対し外交ルートを通して交渉する方式をとっている。なお, 余談ではあるが, 今年カナダ政府から日本の6大学長に対し招待があった。これには私立大学2校も含まれているので, 国大協のみに関わる事柄ではないかもしれないが, 私としては一応, この招待は一昨年国大協が招待したことに対する答礼と理解している。

②アジア・太平洋地域大学協会の設立について

ユネスコを通じ現在, アジア・太平洋地域大学協会設立の計画があり, 文部省国際教育文化課が窓口となり, 名古屋大学の飯島学長が参考資料収集の作業を行っている。

この件については, フィリピンのマニラにおいて会合が開かれたのち原案の作成もすすんでいるので, 本年9月か10月頃には各国政府に文書が届くものと思う。なお, 文部省から, この

問題について本委員会で検討してほしい旨の依頼があるため、あるいは、委員会を開催することとなる可能性も考えられるので、ご承知おき願いたい。

③日米大学長会議について

去る5月25日の理事会で平野会長が、日米文化センター仲介の日米大学長会議について触れられたが、事情によりその開催が1年延びたとのことである。

④在外研究員について

2週間程前に文部省から、在外研究員に関し、今後その取扱いについて多少の変更があるため、各大学長あてに関係文書を発送する旨の連絡があった。

その概要は、原則として、長期在外研究員（甲種研究員）は6カ月以上10カ月以内、短期在外研究員は1カ月以上2カ月以内とする。また、候補者の選考については、希望者の健康状態・語学力等にも十分留意し、若手研究者を派遣するよう配慮願いたいというものである。

ご承知のように、この在外研究員の特に「短期」の分については、いろいろ批判も多く、観光旅行に終わってしまうのではないとも言われている。この今回の措置は、臨調がらみの経費節減のためとも受け取れるが、航空運賃についても、文部省が発日・渡航国等の調整を行い、団体扱いにすることにより旅費の節約を考えているとのことである。ただし、文部省としては節約分をカットするのではなく、その分派遣人員の増加等に充てる意向であると聞いている。

以上の説明に関し次のような意見の交換があった。

○ 次年度の外国学長招へい計画については、

昨年度2位に選ばれたイギリスにするのであろうか。

- 東欧諸国から呼ぶことは、難しいのであろうか。
- 東欧諸国から呼ぶことは非常に難しい。私のところで本年国際学会の世話をしているが、案内を出しても応答が全くない。すべて政府が決めているため個人との折衝はできない。本年8月に開催する学会について、ソ連もハンガリーも全く応答がないため困っている。
- 東南アジア、特にマレーシアとタイが大学間の交流を強く望んでいる。
- タイについては学長の相互交流が既に実現しているが、マレーシアはなかなか難しい。過去に学長交流の呼びかけをしたが実現しなかった。
- マレーシアは確かに難しい国で、事業が軌道に乗るまでは大変なところもあるが、一度動き出すと非常にスムーズに行くようなところがある。
- 文部省の挺入れで、中国と同じようにマレーシアにも日本語学校が設置され、次年度から、学部留学生の受入れも決まっている。
- やはり、発展途上国との交流が一番大切ではないかと考える。インドネシアに対し日本政府はかなり援助を行っているし、韓国はいろいろな分野でかなり伸びている。そういった国を知ることが必要ではないか。
- 本委員会でも前に韓国との交流の問題が議論されたが、特にオフィシャルに招待しなくとも、個々にかんがりの学長が来日しているということで招致国としなかったという経緯がある。しかし、招待することとなれば、旅費が非常に安いということは、大きなメリット

と考えられる。

- 招致国の選定にあたり、アジアとヨーロッパ等を1年おきに選択するというような取り決めは特になのか。
- 必ずしもそういった方式はない。
- 現在まで招致した国々のリストを見ながら検討した方が、より能率的と思うがどうかであろうか。

概ね以上のような意見の交換があったのち委員長から、以下のような発言があった。

この件に関しては、特に本日結論を出す必要はなく、例年2月の委員会で最終的な決定を行っている。一応事務局の方で、過去の実績について、年度、国、人数等のリストを作成していただき、それを次の会議で配付することとした。

また、この件については一部の理事から、学長交流事業を中止してはどうかとの意見もあるが、本委員会としてはもう少しこれを継続し、永い目でみて判断した方がよいのではないかと考えている。

3. 今後の審議事項について

配付の「常置委員会の担当事項について」の資料を基に今後の検討課題について検討を行うこととなり、資料の朗読に続き委員から次の事項について説明があった。

①大学間の交流について（内地研究員、単位の互換等）

本委員会の担当事項は「大学間の協力」ということであるため、国外の大学との交流だけでなく、国内の大学間交流も検討している訳である。現在、内地研究員や、単位の互換等の問題が懸案となっている。文部省ではこの件に関

し、実績調査を行い、半年程前に参考資料を作成している。

②国際交流について（外国人教員、在外研究員、留学生、学術交流等）

③外国人教師の待遇改善について（非常勤講師の処遇改善について）

④学長の国際交流について

この件については先程ご協議頂いたとおりである。

⑤外国人教員の国公立大学教員任用について

⑥国立大学長の中国視察について

⑦外国人教師の住居の整備について

⑧帰国子女の大学進学について

この件については現在主に第2常置委員会において入試制度の問題として検討している。

本委員会の最近における検討事項はおおよそ以上のとおりであるが、全体的に二、三補足説明を行いたい。

日本の大学と外国の大学の国際学術交流協定については、文部省が実態調査を行いその取りまとめを行っているが、この協定締結に至る動機、協定のメリット・デメリットを整理すれば実情の把握に役立つであろうと考えている。

なお、本日の配付資料の中に去る5月25日の理事会提出資料「各委員会の検討課題について（メモ）」があるが、その中に、第5常置委員会の検討課題として「留学生問題」が提案されている。年々留学生の数もふえ、抱える問題も多くなってきている現状から、この理事会での提案を受け今後本委員会で検討していきたいと考える。

この留学生問題については、ごく最近、新聞紙上に「留学生のアルバイト規制緩和」が報道され、また本日の朝日新聞には「日本留学をいかに実らせるか」という社説が載っている。な

お、平野会長からも、「留学生問題」を本委員会で大きく取り上げてほしい旨の要請があったことを申し添える。

委員長から、概ね以上のような説明があったのち、次のような意見の交換があった。

○ 留学生の問題は非常に範囲が広く、入試の問題、教育効果の問題、受入れ態勢の問題、宿舍の問題、学位授与の問題等がある。これらの問題に真剣に取り組まないと、せっかく日本に来て勉強しても、反日感情を抱いて帰国するようなことになりかねない。

私の大学では留学生を40~50人受け入れているが、人数的には1学科増にも匹敵するにもかかわらず文部省からの予算措置はなく、大学の方の負担となっている現状である。

- 私の大学では、ドクターコースがないため、留学生が困っている。
- 最近文部省の方から、国費留学生の受入れ枠を減らすといっているが、総理大臣が、発展途上国の人材育成に協力すると言っているのに、予算は増えず、受入れ枠を減らし、期間も短くするというのはおかしいのではなからうか。
- 本委員会で留学生問題を検討することは必要であるが、それはあくまで教育上の問題についてであり、留学生の生活面での問題についてまでは無理であろう。宮崎では、市長の挺入れで寄付をつのり、留学生村を建設しようという案が出ている。
- 私は現在、国際教育協会の理事をしている関係から二、三お話ししたい。

留学生の帰国後の追跡調査によると、現地の日本企業は必ずしも、彼らの採用に積極的ではない。これは留学生問題において留意す

べき点であろう。

国立大学と私立大学の留学生受入れ態勢を比較すると、私立大学の方が充実しているように思われる。例えば、日本語教師を置くとか、留学生寮が完備しているとか、また、亜細亜大学、拓殖大学等は留学生のための補講等も設けていると聞いている。

さらにもう一つの問題は、現在、日本が受け入れている留学生は約8,000人といわれているが、このうち3,000人が台湾の学生で他を圧迫している状況がある。私は、文部省の留学生問題懇談会の委員を委嘱されているため、この件について話をしたいと考えているが、まだ果たせないでいる。

大使館推薦の国費留学生の試験問題の作成は、文部省からの依頼で国立大学の教官が作成しているが、外交上の必要からか、優秀でない学生も採用されている節があるように思われる。これは受入れの大学はもちろん、本人にとっても好ましくないと思われるがどうであろうか。

以上のような意見交換ののち、委員長から次のような発言があった。

委員の方々からのご意見をふまえ、第5常置委員会としては、今後「留学生問題」について積極的に取り組んでゆくことを、本日の総会で報告することとする。

最初にご説明した在外研究員の取扱いについては、いろいろご不満もあろうかと思うが、一応、ご了承いただいたということにしたい。なお、全般にわたり何かご意見があればお伺いしたい。

これについて次のような意見があった。

○ 先ほど、本委員会のこれまでの検討事項 8 項目についてのご説明があったが、もう少しこれを整理する必要があるように思う。

国大協は、大学と文部省の仲介的な立場として機能しているのであるから、文部省の組織に対応するように検討課題を仕分けしたらいかかであろうか。

○ 今後の検討課題を統るために、まず、各大

学から本委員会に関係する事項について問題点を寄せていただき、総括的に見るための資料を作成し、検討事項を整理してゆく方式を考えてはどうであろうか。

これに対し委員長より、ご意見を参考に今後検討課題を整理してゆきたいとの発言があつて、本日の議事を終了した。

日時 昭和58年5月11日(水) 13:30~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 平野会長

諸星委員長

梅津、松田、大石、小野、高安、高梨、砂田、

中村各委員

篠沢、平間、安藤各専門委員

(文部省) 斎藤大学局審議官、坂元大学課長、

重藤研究機関課長、国分会計課長、大門人事課長

他2名

第6常置委員会

諸星委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より新たに委員に就任された中村家政委員(大分医科大学長)の紹介があり、ついで文部省より出席された斎藤審議官をはじめ各課長の紹介があつて議事に入った。

【議事】

1. 昭和59年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案について

初めに斎藤審議官から、初めてマイナスシーリングとなった昭和58年度予算の概要について、配付の「昭和58年度予算額総表」「昭和58年度予算案重点事項」その他の資料を基に説明があつたのち、さらに一段と厳しさが予想される昭和59年度予算の概算要求の編成方針について、「昭和59年度国立学校特別会計予算」の取り

扱いについて(案)」を基に説明があつた。

ついで、国分会計課長より、上記資料のほか「昭和58年度各省庁別予算額」「財政の中期試算」等の資料を基に、現下の財政状況および59年度以降の財政的見通しならびにその状況下での国立学校特別会計のあり方等について説明があつた。

以上の説明に関して、概ね次のような事項について質疑ならびに意見の交換があつた。

○ 弾力条項の適用は、現在どのようになっているのか。

○ 外注などに大学業務の一部を委ねた場合、これは人件費を単に物件費に置き替えたに過ぎないが、何かメリットがあるのか。

○ 経費の節減あるいは合理化、定員削減等に関して大学が努力した場合、これに対して何

が見返りは考えられないか。

○ 定年制実施に伴う退職金増の対処について。

○ 外国人留学生の日本語教育の体制整備について。

○ 大学院の整備拡充について。

以上の説明ならびに意見交換ののち、昭和59年度予算概算要求に関して要望すべき事項について協議を行い、その結果、次の4項目を取り上げることとし、これを明日開催の特別会計制度協議会において、委員長より文部当局に提言することとした。

① 一般会計からの受入れがマイナスにならないよう配慮されたい。

② 基準的経費は少なくとも現状維持を確保されたい。

③ 授業料値上げは極力抑制されたい。

④ 図書購入費の増額を図られたい。

2. 人事行政に関する改定施策案について

これについて大門人事課長より、人事院・総合施策検討委員会事務局作成の「人事行政に関する改定施策案の概要」を基に、この経緯と内容について説明があった。

これについて、概ね次のような質疑応答があった。

○ 本案の3の(1)に専門技術職俸給表(仮称)の新設が謳われているが、この中に国大協から提案している研究技術専門官制度の中身がどこまで取り込んでもらえるのか、その見通しについて伺いたい。

○ その点については文部省としては現在人事院との間で話を詰めているところである。文部省では国大協案を受けて教務職員や行(二)の職員の一部を取り入れて貰うよう折衝してい

るが、人事院の方は相当シビアな考えを持っており、まだ結論は出ていない。

○ 手当制度に関わる問題であるが、大学院調整手当について人事院では見直しをするというごどであったが、この問題はその後どのようなになったのか。

○ 人事院では、目下調整額全般について一律見直しを行っており、現在よりもその額を下げようという姿勢があるようである。しかし、最近設けられた看護婦の調整額のようなものについては、現行のままを進めたいという考えのようである。

○ 官職分類の見直しに関わることであるが、国大協としては「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」の中で、助教授2等級と講師3等級を一本化する案を提案している。これについて人事院の方では、講師という段階をなくしてしまえば実現できるのではないかとやっている。これはむしろ大学側の問題かもしれないが、講師定員を助教定員に振り替えるわけにはいかないものであろうか。

○ 例年文部省が人事院に対して提出している「教員等の給与改善について」の要望書は、いつ頃提出するのか。これの内容と国大協の待遇改善に関する要望書の中身とが食い違わないよう配慮が必要であらう。

○ この要望書は7月上旬に提出の予定である。その内容については事前に連絡する。

○ 今回のこの人事院の改定施策案に対する要望は、例年提出している待遇改善に関する要望書とは別にした方がよいか。その時期は6月下旬の国大協総会後でよいか。

○ この改定施策案については、文部省では今月中に人事院と話を詰めることにしたいと考えている。そこで、国大協として何かこの案

に対する意見でもあれば、早急にご連絡いただきたい。

3. 国立大学教官の退職期日に関する問題について

これについて大門人事課長より次のように述べられた。

国立大学教官の退職の日付は47年度の退職者より4月1日付ということになっている。これは国立大学教官だけでなく文部省、労働省、厚生省等の各省国家公務員も4月1日付で退職することになっている。しかし、これは一般社会の常識からして少し変則のようでもあるので、できれば来年度からでも3月31日付退職に切り換えた方がよいと思われる。この点、国大協でもご考慮いただきたい。

4. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)について

これについて高梨委員より、配付資料「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)」を基に、これを朗読しながらその内容について説明があった。

これに関して、次のような意見の交換が行わ

れた。

○ 新構想大学では副学長という制度が採られているが、副学長の中には指定職の適用を受けていない者も相当にいます。それで、副学長全員が指定職の適用を受けられるように要望してもらいたい。

○ 要望書では例年「部局長(学生部長等を含む)のすべてについて……」というような表現にしており、この「学生部長等」という中に副学長も含めているので、ご了承いただきたい。

以上のほか、先程の人事院の改定施策案に記載されている「大学院修了者の初任給格付けについて修学年数1年を1.5号評価から1.25評価に改める」としている点、および大学院調整手当の問題等について若干論議が交されたのち、本要望書案については、次回の給与小委員会において、本日の意見を踏まえ更に検討した上で最終案をまとめることとした。

以上をもって、本日の議事を終了した。

次回 給与小委員会

5月19日(木) 10:30~13:30

第6常置委員会

日時 昭和58年6月22日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館第8研修室

出席者 有江委員長

牧野、塚本、松田、松村、大石、阿部、宮沢、高安、早野、武藤、阪田、後藤、池田、大藤、幡、田中、釘宮各委員

議事に先立ち、有江委員(北海道大学長)が座長に推薦され、同委員司会のもとに開会した。

ついで、各委員の自己紹介があったのち、議事に入った。

【議事】

1. 委員長の選任について

まず、委員長の互選を行い、有江委員(北海道大学長)が委員長に選出された。

2. 今後の審議事項について

初めに、委員長から次のように述べられた。

第6常置委員会の担当事項は、「大学財政」および「学費」に関する問題であり、当委員会としては昨今の厳しい財政事情を踏まえながらも、国大協の立場として適切に対処していく必要があると考える。

初めに、過日開催された特別会計制度協議会において、第6常置委員会として要望した事項についてこの機会に石塚事務局長より説明を伺うことにしたい。

ついで、石塚事務局長から次のように説明があった。

先般第6常置委員会において、昭和58年度予算の内容および59年度予算概算要求編成方針案について文部省から説明を受けたのち、特別会計制度協議会が開催された。その際、59年度予算編成に際して第6常置委員会からの要望として次の5つの点について諸星委員長から提言があった。

①58年度予算において一般会計から特別会計への繰入れがマイナスになったが、このことは大変遺憾であるので、今後の善処を望む。

②58年度予算において教官当積算校費、学生当積算校費等のいわゆる「基準経費」が10%近くマイナスになったが、これらの経費は大学の日常の研究・教育活動の基本となるものであるから、たとえ国家財政がどんなに厳しい事情にあってもせめて現状だけは維持してもらいたい。

③国立大学の授業料については、これまで、検定料・入学金が上がる年は授業料は上がらないが、次の年に授業料が上がるという

ように一年おきに値上げが繰り返されているので、授業料の抑制に努力してほしい。

もし、財政上これが無理な場合には授業料減免の幅を広げ貧困学生の救済を図ってほしい。

④国立大学教官等の給与の改善について本協会の要望書に基づいて努力してほしい。

(この件については、第4常置委員会に移管された。)

⑤図書購入費が減らされているので、これを食い止めてほしい。特に学生のための図書購入費が減ってきているのは遺憾である。

このことは「図書館特別委員会」からの要望でもある。

以上の説明に関し次のような意見があった。

①については一般会計からの繰り入れが減少してゆくことは重大問題なので、当委員会としても気をゆるめることなく対処していかななくてはならない。

②について：基準経費は59年度もさらに厳しくなることが予想されるので、時期を失すことなく対処していかななくてはならない。

③について：国立大学の授業料について、学部間の格差があってもよいのではないかの考えもあるようだが、これは教育のコスト主義ということにもなり、好ましくないと思われる。

○ 授業料は一般的には低廉が望ましい。基本的には値上げには反対である。

○ 数年前までは、授業料値上げも仕方がないというムードがあったが、このように再三値上げが行われる傾向に対してはそろそろ歯止めをかけるべきであろう。

○ 授業料についての私大との比較や国際的な

比較資料を集めて具体的に検討すべきであろう。

- ⑥について：図書購入費において現在もっとも緊急を要するのは、外国雑誌の購入問題である。
- 外国雑誌の低廉な購入方法等についても、各方面に打診してみる必要がある。

次に、教育経費に関連して、科研費および若手教官等の活性化ならびに待遇改善の問題について、次のような意見が交された。

- 科研費は、教育経費の中でも重要なカテゴリーに入るのので、これの増額に力を入れてほしい。
- 若手教官の活性化については、定員確保の問題ともからむので、第1常置・第4常置の両委員会とも連絡をとって検討していき

い。

- 今日の日本が産業的に発展しているのは、戦後の高等教育の発展によるところが大きいことに鑑みると、現在の教育費抑制の状況は大変遺憾である。
- 教官の外国出張について、許可手続に時間がかかったり、折角の海外研究にもかかわらず多くの国をまわれないのは残念なことである。
- これ以上の定員削減は教育・研究上限度であるので、然るべき対応が必要である。

概ね以上のような意見交換があったのち、これらの問題について具体的検討を行うための小委員会の設置のことが諮られ、これが了承され、本日の会議を終了した。

日時 昭和58年6月23日(木) 10:00~12:00
場所 国立教育会館第2特別会議室
出席者 井沢委員長

教員養成制度特別委員会

岡路、岩下、伊藤、椎名、阿部、橋爪、田浦、川崎、小林(章)、沢田、岡本各委員
山田専門委員
(文部省) 菴谷教職員養成課長、中村教職員養成課企画官

井沢委員長主宰のもとに開会。

【議事】

◎ 大学における教員養成の問題について

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本委員会では、一昨日の総会に「大学における教員養成——教員養成制度充実のための課題——」の報告書(案)を提出し、これに対する各大学の意見を徴したうえ、来る11月総会にこれの最終報告を提出することになっている。

ところで、今月初め、文部大臣から教育職員養成審議会に対し、「教員の養成及び免許制度の改善について」諮問され同審議会ではこれからその審議が始まろうとしている。その結論がどうなるかは分からないが、上述の本委員会の報告書の内容と齟齬があっては混乱を生ずる恐れがあるので、本日は急遽文部省関係官にも出席を願い、諮問の趣旨等説明を伺うことにした次第である。

以上の挨拶ののち、菴谷教職員養成課長よ

り、今回の免許状改訂の理由等について説明があり、ついで配付資料「大学局長補足説明要旨」「諮問検討事項審議用試案」「免許基準（最低修得単位数）の改訂案」「普通免許状及び上級免許状の必修単位（案）」等に基づき、大略次の3つの項目を中心に免許法の改善に関して詳細な説明があった。

- ①教員免許状の種類の改訂等について
- ②免許基準の改善について
- ③改善すべきその他の事項

以上の説明について概ね次のような意見の交換があった。

- ただ今の説明によると上級免許状（仮称）の免許基準は、普通免許状（仮称）の基準に相当する70単位と大学院における24単位を合わせた94単位を最低修得単位数とし、そのうち大学院においては「学校教育に関する実地の研究」を年間を通して12単位程度修得するものとするとのことだが、その12単位は教職専門でも教科専門でもよいのか。
- 「学校教育に関する実地の研究」を大学院で修得させるという趣旨は、大学院という枠の中だけの勉強では現実の学校と離れることも考えられるので、教育現場の状況等を踏まえ研究を進めさせたいということである。また、実地の研究は、現実問題として現場に行けば、教科中心でも教職的要素も入るし、またその逆も言えるということで、教科でも教職でもよいと考えている。大学院の24単位は中身を指定せず、教職でも教科でもよい。ただ、実地の研究の12単位は厳しいという意見はある。
- 一方、この「実地の研究」は、3年間の教職経験で代替できるとなっている。すると大学院レベルでこれを置いて評価する意味が何か曖昧な感じがする。
- 代替措置については、今後、学部卒業後何年間か現場の経験を積んだ現職教員が大学院に入るケースが増えると考えられるので、その場合彼等は「実地の研究」に相当するものを既に素材として持っているもので、それは課さないでその分、大学院における30単位の履修でさらに学問の研鑽に励んでもらう。しかし、大学院にストレートに進む学部学生もいる。そのうち、理・工学部の学生で、殊に毎日の実験実習を要する卒論を選んだ学生もあり、彼等は教育実習の単位取得が困難で未取得のまま大学院に進むことも多いと考えられる。その場合「実地の研究」が必要となる。
- 現職者には「実地の研究」を課さず、学部から直接大学院に進学する学生には「実地の研究」を課すということになると、大学院側としてはそれぞれ別個のカリキュラムを組むということになるのか。
- カリキュラムは若干複雑になろうが、そのようになる。大学院教育の2年目は、卒論とか課題研究が中心となると考えるので、その中で実施できないかと考える。
- これは一般学部の大学院に適用されるのか。
- 教育系にも適用される。
- 現在、免許状の数からみて圧倒的に多いのは一般学部卒である。現行の免許状取得制度は、学部固有の設置目的に沿ったカリキュラムを履習すれば、いわば附加的に免許状を取得できる仕組みになっている。今回の改正案も依然としてこの考え方が前提となっているが、果してこのような形で教員資格を取得して教育に従事するのが適当なのかどうかとい

うことがひとつ問題としてある。これについての議論なしに単位増等により解決を図るといふ方向に走りすぎているのではないか。この点、今回どのように考えたのであろうか。

- 歴史的に見ても目的制か開放制かの議論が行われており、当方としてもそのことは絶えず問題意識として持っている。教員養成制度については種々基本的な課題があるが、それを検討し何らかの結論を導き出すには相当長い期間が必要である。そこで、取敢えず現行制度を前提とし、改善可能なものは何かということでも今回の改正案に至ったわけである。従って、今回の改正案も完璧とは考えていないし、何か困難な点があれば修正しなくてはならないと考えている。なお、各方面より提案のある基本的な問題については、課題として念頭において順を追って検討したい。
- 教育実習の箇所、「特別の事情があるときは、教育実習のうち2単位は、これにかかわる効果をあげると認められる他の教職専門科目をもって代替できることとする」とあるが、この「特別の事情」とは何か。
- 大学内で教育実習のスタッフが十分得られないとか、実習校の受入数に限度があるとか、あるいは大学での模擬実習の体制が整備されていて実習と同等の効果が得られる等、いろいろのケースが考えられる。なお、個々については大学側で判断することになる。
- 一般大学や私立大学は、教育実習が困難になっており、それらの大学は「特別の事情」を適用することになろう。今回の改正は教育の実践的な面での一層の力量形成が狙いと考えるが、実際的には一般大学・私立大学で養成される教員候補者の一層の質のアンバランスが生じよう。

- 現在より低下することはないものと思っている。
- 正規に教育実習を経て免許状を取得した者と、教育実習未履修の代りに専門科目を修得した「予備的資格」を与えられた者との、その効力の差について伺いたい。
- 「予備的資格」は教員資格取得を意味しない。現在でも学部長名で学生に単位修得証明書を出せるわけだが、いわばそれを味つけした一種の変形で、全国一律に、教育実習は未修得だがそれ以外の教員養成の単位は取得したことを学長が証明するわけである。従って、卒業時に教員免許状を取得できない者でも、次の年に教員採用試験に合格すれば、未修得の教育実習の単位を補うことにより、教員になりうる。なお、免許状に準ずる証明書をもって、満足して社会に出るという者もいるであろう。
- 時系列で考えると、4年生の場合、正式の免許状を取得できるか予備的資格になるか、年度末にならないと判明しない。そうすると、最終的に予備的資格をもって教員採用試験に合格した者については、採用側が教育実習の措置を講じてくれるのであろうか。
- 4月1日付で教員になるのに、採用が決定した時点で教育実習を行っていたのでは遅いので、夏の時点で対処しなければならない。採用側で学生をみて採用したいという意向がある場合、事前に配慮することになろう。
- その場合、大学側はタッチしなくてもよいのか。
- 大学の与える単位であるので、大学の世話になる。しかし教育実習は、現在の母校実習の他、そのアレンジメントについて採用側も加わることが考えられる。

- 教育系以外の一般大学等の学生は予備的資格に走って、結局は1次試験合格者のみが実習をうけるということが予想される。
- 先程説明した通り、母校実習等可能な場合事前にすますことも考えられ、一般大学の学生全てが採用側のアレンジによる実習をうけるということにはならない。また、教育実習の経験の有無が、合否判定の際のひとつの判定材料に用いられるとなれば、学生も事前に実習の単位を取るであろう。このような採用の方法によっても、そのような傾向を防止できよう。なお、先程の質問と関連するが、予備的資格をもって卒業した者の、その後の教育実習の手当については聴講生制度の活用が考えられる。
- 聴講生制度は当委員会でも調査したが、各大学にあっては当該大学出身者に限るとか、その受入れ条件は厳しいのが実状である。やはり、何らかの制度的な手当が必要と考える。
- 各大学にあっては受入れ条件見直しについてご配慮をおねがいがしたい。
- 実習関係の聴講生の場合、基本的には大学側で実習校の用意ができる範囲内で受入れが可能となろう。それ以上は断わることになる。しかし、その学生が1次試験合格者で、資質的にも優秀で教育委員会も採用の方針で実習校のアレンジもできているのであれば受入れ可能である。
- 現在、各県は7～8月にかけて1次採用試験およびその発表、さらに1次合格者に対し面接等の2次試験を実施し、県により若干異なるが、合否の決定、名簿登載は大体11月頃である。しかし、聴講生の願書受付は、後期の場合授業開始が10月1日であるため、合格決定した段階で願書を出したのでは間に合わないという問題が生ずる。
- ご指摘のように、10月が後期授業開始日のため、それ以後の受入れは困難であるという事情はわかるが、別枠を設ける等それら学生に対しては例外的措置のご配慮をおねがいたいと考える。なお、現在は勸奨退職制度のため年度末にならないと教員採用数が確定しないが、昭和60年には定年制が導入され事前に退職者数も把握できるようになる。その時点では、採用方法も変わる可能性もある。
- 現在、教育実習生が非常に多く、実習校の確保が困難な状況にある。これの解消策のひとつとして、1次試験合格者だけを受入れる方法も考えられるが、この場合でも事務的に厳しい。
- 学生が私学の教員を希望する場合、最近では県単位の私立学校の協会で公立と同様試験を実施しているところもあり、県を経なくてもよい。その場合の取扱い方も問題のひとつとしてある。
- 現在、採用側の要請もあり学生は2枚、場合によっては3枚の免許状を取得している。この改善案の場合、例えば小・中学校の免許状を取得するとき教科および教科専門科目に共通のものもあるかもしれないが、仮に重ならないとすると単位取得は負担過重になるのではないかと。
- 教職に就いてから、小・中学校間での人事面の交流が必要であるという観点に立って対応策を考えると、具体的な科目群にも両者間に同様のものもあるので、その1つの取得をもって両方にカウント可能なような措置を講ずることも必要であろう。なお教職専門科目等の具体的規定は省令事項であるので、最近

の研究成果や状況の変化等も踏まえ適切な措置を講じたい。

- 当委員会の報告書(案)では、初任者研修について制度的に強め、充実させる方向での対応の仕方を考えたが、その点はどうか考えられるか。
- それは免許制度の問題というより採用後の問題である。現在、不十分ながら新任教員に極力早い時期に勉強してもらうための研修を実施している。また、これの充実を図りたいと考えているが、財政の問題もからみ進展していない。
- 先程、教育実習の「特別の事情」の適用により、実態的には大学・学部により養成される中身に不均衡が生じるのではないかという意見が出されたが、むしろ「特別の事情」による単位の分は教員養成の段階ではカットして、その分は初任者研修の形で補うほうが効果があるという考え方もできる。
- 今回、採用・研修の問題は切り離し、養成の問題について諮問した。確かに研修体制が整備されているなら養成の段階も、それに応じた体制を整えればよいわけだが、現在は採用後研修の確とした保障もないので、今回の改善案は教職に就くために必要であるということを取りまとめた。なお、研修は免許制度の枠外だが、研修につながるものとして、上級免許状を新設し研修のひとつの刺激とした。また、現行の15年の教職経験をもって2級から1級免許状に上進できるという例外措置の廃止を諮問したのも研修を意識して行ったともいえる。
- 教職専門科目に3単位きざみのものがあるが、我々の調査では3単位等の奇数のものは実施上困難が伴うという意見がある。この点

どう考えるか。

- 事情は十分承知している。しかし偶数にするには1単位増やすか減らすことになるが、これについては種々の観点から検討した結果、いずれも適当でないと考え3単位とした。あとは、これらの科目について、相互に融通できるような措置を講ずるかということになろう。
- 現行制度では教育系大学・学部の学生は免許状を取得しなければ卒業できない。ところが免許状取得のためには教育実習は欠かせない。しかし、学生のうち、4人に1人位の割合で意欲はあっても性格的にどうしても教壇に立てない者がいる。こういう学生の救済方法としては、非常に稀なのでケース・バイ・ケースで対処すればよいという意見と、教育学士でなく学芸学士(以前実施した大学もあったし、現在でも制度として残っている大学もある)の称号を与え免許状なしに卒業させたらという意見がある。先程から議論のある予備的資格の制度ができれば、現在例外的にのみ存在する学芸学士として卒業させる途が、制度として開かれる可能性が生ずるようには感ずるが、そのへんについてご意見を伺いたい。
- これを契機に実現するという性質の問題でなく、切り離して考えるべきである。先程より説明している通り、予備的資格は卒業証書でなく、あくまで現行の単位取得証明書の変形で、例えば○○免許状単位取得証明書のように、それに若干味つけをしたようなものである。むしろ、今の問題は近い将来、児童生徒の大幅減の時代が来るわけだが、そのような状況下で教育系学部が本来の目的とする教員養成と同時に、社会状況の変化に応

じ、それ以外の要素を学部教育の中にどのように取り入れていくかという、学部のあり方の問題の一環として考えるべきでなからうか。

- 当委員会の報告書（案）では、免許状の種類に関して、方向としては短大卒を資格とする2級免許状はなくす方向での努力をすると同時に、大学院については免許状の種類をかえるのではなく、その学習に見合う処遇面での付加をもって対処し、結局普通免許状一本に絞っていく方向で取りまとめている。しかし、この改善案では上級、普通、初級（いずれも仮称）の3種の免許状を想定している。現在のように教員の資質能力の向上が要請される時代に初級免許状（幼稚園は除く）を残すことは、実態と矛盾する面がある。これについての考え、および将来の方向性を伺いたい。
- この点については、かねてより教養審等からも指摘されており、原則的には4年制卒が望ましいということは承知している。改善案の取りまとめに際しても短大協会の方々とも連絡をとり十分話し合ったが、今日の時点では理論をもって押し進めると現実が一切動かないと考え、結局このような形で取りまとめた。これについては不満は残ろうが、将来の検討課題として考えてゆきたい。また、免許状の名称（仮称）は学歴の違いにより表示をかえた。これは、学部卒が原則という意味で「普通」という表現をとり、またその一歩手前という意味で「初級」と表現した。後者については、報告書（案）では「臨時」と表記してあるが、準免許状という表現も考えられる。これについては今後さらに知恵を借していただければと考える。

- 免許状の上進の際、現行のように15年の教職経験をもって機械的に上進を認めるよりも、一定の研修を義務づけることは我々も必要と考える。今回の諮問では、普通免許状から上級免許状への上進の際、大学院相当の現職教育による単位取得をひとつの要件としている。具体的には認定講習等が考えられようが、その実施に際しては地域的に非常に広範囲にわたるとか、各地域での量とか、研修内容の質的な面での保障の問題など、大変困難が予想されよう。

- ご指摘の通り、非常に困難が予想されスムーズには運ばないと考えるが、着手した方がよいと判断した。また、その実施方法としては、大学院が主体となり、その教官による講座等の開設、あるいは県教委の主催による単位認定講座の開設（この場合、大学院担当教官にご協力を依頼することになる）等、いろいろな形で充実を図りたいと考えている。なお、これらの講座開設の際、経費その他不足のものについては若干ずつだが充実させてゆく考えである。

概ね以上のような意見交換があったのち、菴谷課長より次のように述べられた。

文部省としては、教養審に本年秋頃に本諮問に関する答申の取りまとめをおねがいし、できれば次期通常国会を目途に教育職員免許法改正案を提出したいと考えている。当委員会にあって、さらに報告書（案）に関し各大学の意見を聴取し最終的な取りまとめに入るとのことであるので、本諮問の内容等ご配慮のうえお取りまとめねがえれば幸いである。

以上をもって本日の協議を終了した。

教養課程に関する特別委員会

日時 昭和58年5月23日(月) 13:30~14:40

場所 国立大学協会会議室

出席者 須甲委員長

久佐, 久保, 天野, 猪, 加藤, 吉利, 川端, 田中,
松山各委員

永野, 柘植, 緒方, 重岡各専門委員

須甲委員長主宰のもとに開会。

【議事】

1. 教養課程に関するアンケート調査について

大学卒業生を対象としたアンケート調査に関して、昭和57年11月16日に一応決定した14項目(会報99号, 94頁)について、昭和58年度前半にまず本委員会委員の所属大学の卒業生に対して実施する予定であったが、その後、理事会で発言された意見や各地区の教養課程の研究会の報告内容、各大学の一般教育履習の改革案、社会教育協会のアンケート案などを参考にして、アンケート調査の成果を一層効果あらしめるために、さらに慎重に検討を重ねることにした。

このアンケート案について問題点となったのは、アンケートの項目が多過ぎるのではないかと、項目の内容がむずかしくて時代を経過した卒業生には答えられないのではないかと、まず設問側の意見を述べてこれに対して批判するような形式になっているが、もっとはっきりした結論を問うたらどうであろうか、等々であり、これらの点について討議された。また、高等学校教育に対する方策と、健康教育に関する考え方の設問が欠けているという指摘もあった。

結局、委員長から、前案の内容を生かして下記に示すような調整案が提案されたが、今後、この案を素案として9月頃を目途として最終案を決定したいということになった。

①一般教育の理念と実効について

②一般教育を特に専門教育から区別することの可否について

③一般教育履習の学年的配置について

④個別科目教育と総合科目教育について

⑤専門基礎科目のあり方について

⑥理科系学部における一般教育と専門基礎教育の関係について

⑦文科系学部の専門基礎科目の存否について

⑧外国語教育の実効について

⑨外国語教育の実用訓練について

⑩英語以外の(第二)外国語教育の実効について

⑪保健体育と健康教育の関係について

⑫大学教育に対する社会的要求と一般教育の関係について

⑬自由意見または提言について

2. 一般教育に関する今後の検討項目について

大学卒業生に対するアンケート調査の計画は、大学教育の当事者だけではなく、卒業してから実社会において各種の仕事を経験した立場から、過去に履習した一般教育の実効の見解を集めて、これを統計、整理して、一般教育の今後の問題点を引き出そうというためである。

ところが、教養課程が発足してから30有余年を経過した今日では、一般教育の履習方法についていろいろの問題点が生じ、多くの大学では現実的にこれに対応する教育方法が行われつつあり、今後の一般教育の問題点は一応出揃った

と見るべきである。そこで、アンケート調査の結果を待たずして、これと並行して、問題点を整理して、今後、本委員会で順序を追って検討していくことにした。

問題点の大きな柱としては、理念とその改変、組織と体系、授業形態、専門教育のための基礎科目、外国語教育の実効、保健体育教育と健康教育、大学入試方法との関連、他の国公私

立大学（放送大学）との関係、高等学校教育との対応、社会的要求の多様性に対する方策、一般教育の設定の可否などが挙げられる。

以上の一般教育の問題点の検討は、今後の大学学部等の改編にもつながるので、国大協の他の委員会、特に第1常置委員会との話し合いが必要なが認められた。

医学教育に関する特別委員会

日 時 昭和58年6月20日(月) 10:30~12:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 猪委員長

井出、吉田、高安、吉利、井沢、脇坂、古川、
福見各委員

堀、大西、尾島各専門委員

(文部省) 前畑医学教育課長、北尾課長補佐

猪委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、本日出席の前畑医学教育課長、北尾課長補佐の紹介があったのち、次のように挨拶があった。

前回(1月21日)の委員会では「当面する諸問題」という議題で幾つかの重要な問題(医学部の整理統合問題・医師国家試験の改善問題等)についてご議論いただいたが、本日はその後の状況について文部省の方から説明を伺ったうえ、前日に引き続きご協議をお願いしたい。

以上のような挨拶があったのち議事に入った。

【議 事】

1. 当面の課題について

初めに、前畑医学教育課長より、医学・医療に関わる当面の問題として次の事項について説明があった。

①がん研究対策について(首相の提唱に係る

「対がん10カ年総合戦略」を中心とするがん研究対策について)

②医師過剰問題について(今後の医師数の見通し・医師過剰の状態とはどういうことか・国立大学医学部入学定員との関係等について)

③大学院(医学系)の入学定員の問題について(現在の入学定員の充足率は約3割程度であるため、現行の定員を縮減して、その分を新設大学院の方に回してはどうかとの議論もあり、適正な定員およびその充足策について)

④診療報酬の問題について(大学病院の保険診療単価の引上げの是非について)

以上の諸問題について説明があったのち、これらの問題を中心に次のような意見の交換があった。

(1) 大学院(医学系)の入学定員の問題について

- 既設の国立大学の医学系大学院の在籍者数が少ないというのは、どのような理由によるのであろうか。
- これには、早く臨床医になりたいという志向が関係していると思う。大学院というものは基礎的な研究をするところで、臨床には直ぐには役立つないので、大学院へ進むことは不利であると考える傾向が一般にあるようである。
- 大学基準協会の方では現在医学・歯学の大学院の問題について検討しているが、医学系大学院の応募者については、各大学それぞれに相当違いがあるようである。国立大学の医学系の大学院については、特に臨床系の応募者は極端に少ないが、私立大学の医学系の大学院の状況は国立大学とは違って臨床系でも非常に応募者も多いようである。
 国立大学の医学系の学生の間では、大学院へ進んで4年間学修する間に臨床医としての腕前が遅れることをおそれているという向きもあるようである。それで、現在基準協会の方では、臨床研修と大学院をどのようにドッキングさせればよいかということの問題にして検討中である。
- 研修医のルートと大学院のルートは一緒かと言われると、別であると言わざるを得ない。
- これに関連することで論文博士と課程博士の問題がある。特に国立大学の医学系の学生の多くは論文博士として学位を取得する。臨床系のもので課程博士の学位を取得するものはほとんどいないのではなからうか。このようなことは他の学問分野ではみられないところであらう。
- 論文博士と課程博士の問題であるが、論文

博士の制度があるからこそ、その地方の大学に残って地域の医療に貢献することになるのだと思う。これをドクター教育が中央にまとめられてなされるとなると、1県に1医科大学を設置した意味がなくなるのではないか。それに、教育の面から言えば、大学院のない大学は格差がつけられたことになり、地方の大学へは入学志望者がなくなるのではなからうか。

- 医学の分野については、大学院の有無は大学の存立に影響する。それで文部省としては学年進行に伴い大学院設置を考えていくという方針で進めている。
- 医学に関しては、地域差、学校差があってはならないと思う。どの県の医療のレベルも同じ高さのものでなくてはならない。そのためにはやはり高度の医学の研究を行う大学院が必要であるし、これがないと論文博士も出せない。しかし、大学院生の定員を充足できないということは問題である。
- 現在、大学院の定員は30名であり、この数を少し減らすべきでないかという議論もあるが、文部省としては現在この定員数を減らす考えはない。なお、学生当積算校費については、定員数ではなくその実員で配分しているので不公平はない。
- 医者仲間では、学位について昔のようにこだわっていないようだが、それでも学位があった方が就職先の待遇はよいようである。
- 内科学会などでも、学位より専門医の方を重んじようという時代があって、その風習が現在もなお残っている。専門医となる人は臨床に専念するので、大学院のコースを選んだ人は、臨床の経験では大学院の学修の年限だけ遅れることになる。それで大学院に進むこ

とを躊躇するが、しかし、専門医も学位も両方とも取りたいというのが医者を目指す者の本心である。

- それで論文博士で学位を取るということになる。
- 本来の大学院はどうあるべきかということとは仲々むずかしい問題である。
- 国立大学の医学系の状況も、大学紛争前とその後ではその事情も随分変わってきているように思う。紛争前は大学院に行こうと医局員になろうとその内容には差がなく、大体4年間で学位が取れるという状態であった。これは現在の私立大学の大学院の状況とよく似ているのではなかろうか。それが紛争後になって、国立大学では、大学院と臨床の研修というものをある程度区別すべきであるという考え方が出てきた。大学院は臨床とは無縁ではないが、大学院としての独自の道を大学としては考えるようになった。特に新設医科大学ではその辺の事情が紛争前の医学系の状況とは変わってきているようである。
- 大学院コースを選んだものでも、4年間の課程を最後までやらずに途中から研修医として臨床をやり、また戻って大学院のコースを終えるというようなやり方も奨励している。しかし、これでは課程博士となるのは稀で、ほとんどのものが論文博士となる。本来、課程博士が支柱であるべきなのに、課程博士が少ないというのはおかしなことである。
- 医学以外の領域から医学系の大学院に入学してくるものが増加している。これについては、医科学の研究として将来望ましいか望ましくないかという問題は別として、現実がこのような状況であるから、このような医科学の研究者を増やすという意味からも大学院の

定員を確保しておくことは必要ではなかろうか。

- 国立大学の医学系の大学院の定員数についてもっと弾力的に考えられないものであろうか。例えば他大学との間に貸借が出来るというかたちなども考えてはどうであろうか。
- 現在の国立大学の大学院の状況は臨床系の学生は少なく基礎医学専攻のもので占められているようである。それから外国人の志望者が多い。このように大学院の学生がその専攻によって片寄っていることも問題である。

大学院の定員問題について概ね以上のような意見交換があったのち、次の問題の討議に移った。

(2) 診療報酬の問題について

- 診療報酬の問題についてであるが、大学の診療はその診療に教育・研究の面も含んでいると考えられるから、その保険診療の単価は高くすべきではないかという議論がある。これはどのようなものであろうか。
- 大学における診療は、教育のための診療ということではなく、診療が教育になるということであるから、大学の保険診療の単価を上げるというのはおかしなことである。保険診療の単価は平等でなければならないものと考ええる。
- この問題については私立大学の方では非常に熱心で、過般開催された全国国・公・私立大学の附属病院長会議の際にも、私立大学側からは保険点数を上げるよう陳情書を出すべきであるという動きもあった。しかし、国立大学側から、診療費については大学であろうと一般の病院であろうと平等であるべきであるという反対意見が出て、この件は見合わせ

となった。

- 保険診療の単価に差別をつけるのはおかしい。大学病院は特別の診療をするから認めてもよいとする意見もあるが、それを逆手にとられる恐れもある。
- このような措置が、国立大学の医学部附属病院にマイナスにならないかということについていろいろ意見をきいているが、文部省としては不利にならないように対応したいと考えている。

2. 医学部のあり方について

前回(1月21日)の「医学部の整理統合問題」に関する論議を承けて、教育の面からの学生の定員、教官の数の問題について、尾島専門委員より、次のデータ(配付資料)を基に詳しく説明があった。

- ①学生数：教員数(1979年)
- ②学生定員と医師国家試験合格率
- ③学生数：留年者数：休学者数
- ④国立大学医学部・医科大学教官定員表(54.

4.1 現在)

- ⑤日本の医学教育に関する白書(全国医学部長・病院長会議)(1979年)

以上の説明について、次のような意見の交換があった。

- 医師養成の将来展望ということは種々な要因が絡むので難しい問題である。文部省からの説明では、人口10万に対して医師数180人程度が適数であるといわれているが、これでは、そのうちに必ずや医学部学生定員の削減という問題が出てくるのではないかと考えられる。そこで、この“人口10万に対して医師180人”が適正であるという根拠がどこにあるのか伺いたい。
- これは、厚生省の調査資料等によると、人口10万に対して医師数190~200人が必要医師数であろうということである。この数は、このままの状態では推移すれば1995年には充足されることになる。そして、2000年から2015年頃になると日本の医師数は230人を超えという状況になる。その場合どのような状態が起こるかということが問題である。
- 現在西ドイツが医師数200人を超えているようであるから、その状況を調査する必要がある。ただ、各国の医療制度が異なっているので、単純に比較するわけにもいかないかもしれない。
- 日本医師会の方でも、これ以上医師数は増やさないといいのではないかと議論はある。
- ベビーブームによる60年代の大学進学者増加のピーク時の対応が問題である。この時代には、また、学生定員を増やさなければならぬというような事態が起こるのではなからうか。
- そのピークは1967年頃であるが、その時に医学部の入学定員のことが問題になる。このピーク時の対応として、国立大学の学生入学定員を臨時に増員するという話もあるが、その際医学部についてはどうするかという問題がある。そのようなことも含めて、適正な医学教育の見地から“学生定員は減らしても教員は減らさない”という論拠を明らかにしてほしい。
- 医師過剰からくる医学部の学生定員削減の問題については、地域医療との関係を考慮する必要がある。国民は医師数の多いことを望んでいるので、これを納得させることはなかなか困難であろう。

- この問題はいろいろな角度から検討しなければならぬ。予防医学の充実とか、保健所の医師の整備とか、基礎医学の発展とか、いろいろな問題が関わってくる。
- この医師数の問題であるが、これには地域格差があって、ある県では非常に多いが、ある県ではそれほどでもないということがあつた。また、それも都市に集中しているといった状況である。このような医師の配分の実態について詳しく調査する必要があるように思う。

概ね以上のような意見交換があつたのち、委

員長より次のように述べられた。

本日は医学に関する諸問題というテーマでいろいろと議論をしていただき有益であつた。なお、この医学に関する諸問題については、当委員会のメンバーをさらに増強して検討を進めていきたいと思う。

なお、本委員会の館委員(岐阜大学長)が5月末日をもって学長を退任されたので、その後任として名古屋大学の飯島学長を委嘱することとしたい。また、歯学関係の代表を専門委員に加えたいので、ご了承いただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

特別会計制度協議会

日 時 昭和58年5月12日(木) 13:30~15:00
 場 所 文部省第1特別会議室
 出席者 (文部省側)
 三角、宮地、大崎、阿部、高石、国分各委員
 十文字、坂元、重藤各専門委員
 斎藤、植木各審議官、佐藤教育施設部長
 前畑医学教育課長
 (国大協側)
 平野、松田、諸星、宮沢各委員
 篠沢、平間、石塚各専門委員
 山村第1常置委員会委員長(大阪大学長)

平野議長主宰のもとに開会。

初めに議長から次のように挨拶があつた。

本日は、文部省から、「昭和59年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案」に関し協議会開催の申し越しがあつたので、お集まりいただいた。

なお、本日は、国大協側委員の沢田副会長と飯島理事のお二人が都合により出席できないため、代って当協会の理事であり第1常置委員会委員長でもある山村大阪大学長に特にご出席を煩わしたので、よろしくご了承願いたい。

ついで、三角事務次官より次のように挨拶があつた。

本日は、来年度予算概算要求編成方針案について協議する定例会議であるが、まず58年度予算についてご報告する。本年度予算は初めてのマイナスシーリングという状況下での予算編成であつたので、その編成については大変苦慮したところであるが、去る4月4日の参議院本会議で可決され成立した。

また、これに伴う三重大学の人文部の新設、上越教育大学、奈良教育大学、福岡教育大学の大学院修士課程の設置、それに高岡短期大

学の新設、山形大学工業短期大学の廃止などを内容とする国立学校設置法の一部改正は、4月1日をもって施行されることとなった。

なお、長年獣医学関係者の懸案となっていた獣医学教育の修業年限を4年から6年に延長するための学校教育法の一部改正は、昨日衆議院文教委員会を通過して本会議に上程され、引き続き参議院で審議されることになっている。

以上のように58年度の事業も一応のすべり出しを見たところである。

次に、59年度の予算編成についてであるが、現在の時点ではなお不確定な要素もあるものの、今年度よりも更に厳しいマイナスシーリングということが話題になっているところもあり、諸情勢は極めて厳しいものになるということが予想される。

また、既にご案内のとおり、去る3月14日には臨時行政調査会から行政改革に関する第5次答申として最終答申が出されたが、これの内容については、これまでの答申にも示されていたように国立大学の量的拡充の抑制、国立大学の組織の整理再編などの厳しい方向での対応が求められている。

国立大学に対しては、高等教育の計画的整備の観点から、あるいは高等教育全体の質的充実、重要基礎研究、国際交流、国際協力の推進などの面から進めなければならない多くの課題のあることは、われわれも十分認識しているところである。そのためには最大限の努力をする所存ではあるが、このような状況の下でこうした課題に対処するためには、それぞれの大学におかれても既配置の定員や既定の経費、また各種事業の遂行方法等に亘り徹底した見直しと工夫・改善を図り、財政負担の軽減と効率的でしかも活力を失わない教育・研究の遂行のために

特段のご努力をお願いせざるを得ない局面に立たされているのではないかと考えている次第である。

それから、国立学校特別会計予算概算要求に関しては、ここ2年来、各大学に対して明文化した編成方針を示さないで、臨調の動きやあるいは政府の予算方針など諸般の情勢をみながら対応してきたのであるが、来年度に関しては既に臨時行政調査会からの最終答申も出たことであるから、これに対する適切な対応も必要であるので、この際ある程度の方針を各大学に提示することにより有効な対応をお願いできるのではないかと考えている。

なお、その具体的な案については、後ほどそれぞれの局から説明を申し上げるが、その扱いについて忌憚のないご意見を伺いご協議をお願いするとともに、今後とも国大協側の一層のご理解とご協力を賜わるようよろしくお願い申し上げます。

以上のような挨拶があったのち、文部省側の人事異動に関し次のように紹介があった。

前 任 野村武一教育施設部長 (3.31付退任)
新 任 佐藤譲教育施設部長 (4.1付就任)

【協 議】

◎昭和59年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案について

初めに宮地大学局長より、配付資料「昭和58年度予算額総表」を基に文部省所管予算の全般、特に国立学校特別会計の中身について詳細な説明があり、ついで配付資料「昭和59年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて(案)」を基に来年度予算の編成方針について説明があった。

続いて国分会計課長より、配付資料「昭和58年度予算額総表」「昭和58年度各省庁別予算額」を基に、国の財政全般の状況及び国立学校特別会計を取り巻く環境について説明があり、ついで配付資料「財政の中期試算」に基づいて「国立学校特別会計59年度の概算要求」の見通しに関し説明があった。

以上の説明があったのち、これに関して主として次の事項について質疑応答や意見の交換が行われた。

- 一般会計よりの受入れについて
- 当校費の維持確保について
- 授業料値上げの抑制方ならびに減免枠の拡大について
- 図書購入費の維持確保について
- 国立大学教官等の待遇改善について
- 昭和59年度国立学校特別会計予算の取扱い(案)の内容について

概ね以上のような事項について協議が行われ、本日の議事を終了した。

第72回総会国立大学協会事業報告

(注) 第71回総会より今総会前まで

I 諸 会 合 (67回)

1. 第71回総会

57. 11. 17 (水) 第1日

11. 18 (木) 第2日

2. 事務連絡会議

57. 11. 18 (木) 幹事会

11. 19 (金) 第38回事務連絡会議

3. 理 事 会

58. 2. 25 (金)

5. 25 (水) 委員等選考役員会

5. 25 (水)

4. 常置委員会 (27回)

(1) 第1常置委員会

(主要審議事項) 第2次臨時行政調査会の第2部会で「省庁組織の整理・再編合理化」の問題が取り上げられ、その一環として「国立大学の学部等の再編整理」についての指摘があったため、この問題の対応について討議した。その結果、この問題については当面の措置と長期的な対応が必要であろうということになり、長期的な対応としては、国大協の自主的な立場から「国立大学のあり方」について検討する必要があるということになった。そして、その検討を進めるための組織として「大学のあり方の検討小委員会」を設けることにした。

この小委員会は、当初(58. 1. 11) 6人のメンバーをもって発足したが、その後メンバーの補強を図り、各専門分野に亘る11名の委員をもって本格的な検討作業を開始し、親委員会との連携の下に概ね2~3年をメドに報告書をまとめることとした。

そのほか、文部省の諮問に応じ、獣医学教育の改善(6年制教育のあり方)の問題について協議し、「獣医学教育の改善に関する調査研究会議」が報告した結論(現行の農学関係学部の中の獣医学科においても学部6年制教育が実施できるよう措置する。獣医学の大学院は4年間を標準とする博士課程とする、との内容のもの)を了承した。

(委員会開催状況)

- 57. 12. 14 (火) 常置委員会
- 58. 1. 11 (火) 小委員会
- 1. 31 (月) 小委員会
- 2. 21 (月) 小委員会
- 2. 24 (木) 常置委員会
- 4. 13 (水) 小委員会
- 5. 31 (火) 小委員会
- 6. 8 (水) 常置委員会

(2) 第2常置委員会

(主要審議事項) 昭和54年12月以降検討を続けてきた「高等学校学習指導要領改訂に伴う昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等」に関する“最終まとめ”を昨年11月総会に提出したのち、これに関連する出題の範囲および旧課程による高校卒業者の経過措置等の問題について引続き検討を行った。

一方、これと並行して、共通入試制度の改善方策について、主として「試験期日の繰り下げ」「自己採点方式の見直し」「試験科目数の軽減」「推薦入学の枠の拡大」「2次募集の拡大」等について検討を続け、およそ1～2年の間にその結論を出す予定で作業を進めている。

なお、この検討作業の一環として、以上の諸問題についての本委員会での検討経過および検討内容を整理した資料を作成し、これを添付して各国立大学学長に当面の共通入試に関する問題点について意見を求めるアンケート調査を実施した。そして、この結果等を基にさらに検討を進めたうえ、改めて各国立大学に対しアンケート調査を実施する予定としている。

(委員会開催状況)

- 57. 12. 9 (木) 拡大小委員会
- 12. 10 (金) 大学入試センターとの懇談
- 58. 1. 18 (火) 拡大小委員会
- 1. 19 (水) 常置委員会
- 2. 16 (水) 打合せ会
- 2. 24 (木) 打合せ会
- 3. 16 (水) 拡大小委員会・入試教科目改訂専門委員会合同会議
- 4. 4 (月) 拡大小委員会
- 4. 28 (木) 打合せ会
- 5. 7 (土) 入試教科目改訂専門委員会
- 5. 23 (月) 常置委員会

6. 9 (木) 打合せ会
6. 20 (月) 常置委員会

(3) 第3常置委員会

(主要審議事項) 昭和55年夏から集中的に審議してきた「留年問題」の今後の検討について、昨年10月26日の委員会で協議の結果、これから先の問題は学生の意識の領域に関わることになりその検討には種々困難が伴うことから、本問題の検討は一応打切ることになった。

これによって当面の検討課題が一段落したので次の検討課題の設定が必要となったが、本委員会が本年6月に改組され第4常置委員会と合併される事情もあり、新規の課題設定は見合わせ、これまで本委員会で審議してきた問題を整理し、重点事項を絞ってこれを新委員会に申し送ることにした。

一方、大学卒業予定者のための就職事務の開始時期等の問題(いわゆる「就職協定」の問題)に関し、この協定の維持、遵守の徹底を図るため、就職問題懇談会(国公立大学・高専11団体で構成)と連携を取りつつ検討を行った。なお、学生の就職に関わる問題として、国家公務員上級職合格発表期日繰り上げの問題ならびに就職差別の問題に関わる就職応募書類の様式改正の問題等についても検討した。

(委員会開催状況)

58. 6. 3 (金) 常置委員会

(なお、就職問題懇談会に3回参加)

(4) 第4常置委員会

(主要審議事項) 本委員会の推進の努力もあって実現をみた「学生教育研究災害傷害保険」(昭和51年度より実施。学徒援護会主管)に関し、これが発足してから5年を経過した時点で、その実情を把握し、その運営の改善に資しようということから、56年11月以降アンケート調査等も実施してその改善案を取りまとめ、学徒援護会に対し申し入れを行った。その結果、改善案の内容が概ね取り入れられた約款改定が行われ、本年4月1日より実施されることになった。

また、文部省に設置されている「育英奨学事業に関する調査研究会」より、“今後の育英奨学事業のあり方”に関して、関係団体の意見聴取の一環として本協会より意見を求められたので、その提言内容について検討して文書化し、これを本委員会の見解として昨年11月26日の同調査研究会の席上で説明を行った。

(委員会開催状況)

今期は開催なし

(昨年11月16日に本委員会として最後の総括的審議を行い、(新)第3常置委員会への

申し送り事項等を決定して休会とした)。

(5) 第5常置委員会

(主要審議事項) 例年実施している外国学長の招致について、昨年度はメキシコより3名の学長を10月13日より2週間に亘り招待したが、本年度はニュージーランドより3名の学長を招待する計画で目下その準備を進めている。

また、大学間の交流の促進を図るため、国内大学間の交流、海外の特定大学との国際学術交流の問題等について検討を行った。

その他、58年度の国際交流関係予算に関し、文部省側より説明をきき、意見交換を行った。

(委員会開催状況)

58. 2. 26 (土) 常置委員会

(6) 第6常置委員会

(主要審議事項) 大学財政に関する事項としては、国立学校特別会計に関する昭和58年度予算ならびに昭和59年度概算要求編成方針案等について文部当局と隔意のない意見交換を行った。なお、文科系の教官研究費の増額措置について検討を行った。

また、給与問題に関する事項としては、目下人事院において検討が進められている「国家公務員制度の見直し」(国家公務員の給与体系の抜本的改正)の動向を踏まえ、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を取りまとめるとともに、予てから推進を図ってきた「研究技術専門官制度の新設」をこの機会に実現させるべく関係方面(文部省、人事院等)との接触を図り努力を続けている。

(委員会開催状況)

57. 12. 15 (水) 給与問題小委員会

58. 1. 27 (木) 大学財政小委員会

5. 11 (水) 常置委員会

5. 19 (木) 給与問題小委員会

5. 特別委員会(20回)

(1) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 学術審議会の「今後における学術情報システムの在り方について」の答申(55. 1)をうけて「学術情報センター」の設置が進行中であるが、同センターの実動化に伴う大学図書館の対応について討議し、国立大学図書館協議会と緊密な連絡をとりながら、今後の図書館のあり方について総合的なビジョンを確立することを当面の課題としている。そのため、専門委員による小委員会においてその詰めの作業に取りかかること

にしている。

(委員会開催状況)

58. 4. 25 特別委員会

(2) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 一昨年4月以降検討を続けてきた教員免許制度・資格制度を中心とした「大学における教員養成——教員養成制度充実のための課題——」の調査研究の原案がまとまったので、これを今総会(6月総会)に報告したうえ各国立大学に意見照会を行い、来る11月総会に最終報告書を提出することになっている。

(委員会開催状況)

57. 12. 7 (火) 小委員会

58. 1. 29 (土) 小委員会

2. 18 (金) 小委員会

3. 12 (土) 小委員会

4. 8 (金) 打合せ会

4. 25 (月) 小委員会

4. 25 (月) 特別委員会

5. 24 (火) 小委員会

(3) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 前回まとめた調査報告書「——アンケート調査結果を中心とした——教養課程教育の実情」(55. 11) の中に提起されている問題をさらに検討して、教養課程のあり方について一定の方向づけをするべく審議を行っている。そのため、「教養課程に関するアンケート調査」(本特別委員会委員が所属する大学に対して行い、卒業生を対象とした個人調査)の実施を計画し、その調査票の作成を進めている。

一方、これと並行して教養課程についての問題点を整理し、これについての検討を始めることにした。

(委員会開催状況)

57. 12. 20 (月) 小委員会

58. 1. 24 (月) 打合せ会

2. 14 (月) 特別委員会

4. 30 (土) 打合せ会

5. 23 (月) 小委員会

5. 23 (月) 特別委員会

6. 14 (火) 小委員会

(4) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 第2臨調の第2部会の指摘事項の中にある「国立大学の学部等の再編整理」に関連した医学部の整理統合の問題に関し、いわゆる医師過剰の問題とも合せて、国立大学の医学部のあり方について掘り下げた検討を行うことにした。

また、厚生省の方で進めている医師国家試験の改善の問題について審議した。

(委員会開催状況)

- 58. 1. 21 (金) 特別委員会
- 5. 2 (月) 小委員会
- 6. 20 (月) 特別委員会

(5) 大学院問題特別委員会

(主要審議事項) 本委員会は、昨年11月に「大学格差問題特別委員会」を改組して、大学院の拡充整備の問題を中心に審議する委員会として新たにスタートすることになった。爾後、大学院の組織等の問題について、文部省関係官、大学院問題調査研究会関係者とも連携をとりつつ審議を進めている。

(委員会開催状況)

- 58. 2. 25 (金) 特別委員会

6. 特別会計制度協議会 (2回)

(主要審議事項) 文部省と国大協との間で予算問題を協議するために設けられた本協議会を昨年12月と本年5月の2回開催し、国立学校特別会計に関する58年度予算案ならびに59年度概算要求編成方針案等について文部省側の説明をきき意見交換を行った。

(協議会開催状況)

- 57. 12. 24 (金) 協議会
- 58. 5. 12 (木) 協議会

7. その他の諸会合 (11回)

- 57. 12. 3 (金) 日教組大学部との会見
- 12. 15 (水) 就職問題懇談会
- 12. 23 (木) 学費問題打合せ会
- 58. 1. 18 (火) 顧問会
- 2. 18 (金) 就職協定遵守委員会
- 3. 10 (木) 日教組大学部との会見
- 3. 14 (月) 入試問題に関する懇談

- 3. 14 (月) 大学設置基準に関する懇談
- 4. 27 (水) 就職協定遵守委員会
- 5. 19 (木) 日教組大学部との会見
- 5. 24 (火) 国公立大学入試問題連絡協議委員会

II 要望書その他の諸活動 (12件)

■対外的諸活動

- 57.11.24 政府が昭和57年度国家公務員の給与改定に関する人事院勧告の実施の見送りを決定したことに関し、遺憾の意を表明する「会長声明」を報道関係に公表するとともに、文部大臣はじめ総理府総務長官、大蔵大臣、労働大臣、人事院総裁等にそれぞれこれを提出した。
- 57.11.25 臨調が取り上げていた「省庁組織の整理・再編合理化に関する主要指摘事項」のうち、文部省関係事項として「官庁営繕部門の建設省への移管」が掲げられていたが、これが実施されれば大学の営繕工事に重大な支障を及ぼす恐れがあるので、沢田副会長ほか2名が臨調第2部会の河合部会長代理に面会し、善処方を要請した。
- 57.12.24 昭和58年度予算編成に当たり、国立大学の学生納付金(入学金・授業料)の増額改定や育英奨学金の有利子化を図る等の意図がある由仄聞したので、これの学生生活に及ぼす影響の重大なるに鑑み、文部省および大蔵省に善処方を求める要望書を提出した。

■各国立大学への意見照会等

- 58. 5. 2 第2常置委員会では、共通入試制度について各方面から意見や批判が出されている状況に鑑み、これの改善方策について検討を進めているが、その検討に資するため、各国立大学長に対し個人的意見を求める「国公立大学の入学者選抜方法等の再検討に関するアンケート」を委員長名をもって依頼した。

■資料・連絡強化等

- 57.11.19 当協会の第69回総会(56. 11)および第70回総会(57. 6)の際に行ったシンポジウムの記録を一括して「国立大学の当面の諸問題」として刊行したので、これを各国立大学長あて送付した。
- 57.11.29 「人事院勧告に基づく給与改定の見送り」(いわゆる人勧凍結)に関し遺憾の意を表明する「会長声明」を公表し、これを関係各機関に提出したことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。
- 57.11.17 第2常置委員会では、昭和60年度の各国立大学の「学力検査実施教科・科目案」作成の参考に資するため、「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等の出題範囲等」(大学入試センター新教育課程試験問題調査研究会作成)を、委員長名をもって各国立大学長あて送付した。

- 57.12.1 第2常置委員会では、予てから検討中の「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等」についての“最終まとめ”が第71回総会(57.11)において承認されたので、委員長名をもって各国立大学長あて改めてこれを通知した。
- 57.12.13 第2常置委員会では、第71回総会(57.11)の際に話題となった「共通第1次学力試験問題の作成委員の委嘱手続等の問題」について、その後の検討の結果をまとめ、委員長名をもって各国立大学長あてこれを通知した。
- 57.12.24 昭和58年度の予算編成に当たり、国立大学の学生納付金の増額改定や育英奨学金について有利子化を図る等の動きがあったので、これの学生生活に及ぼす影響に鑑み緊急に関係方面(文部大臣、大蔵大臣)に要望書を提出したことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。
- 58.3.4 本協会の会費の基準の改正ならびにこれに伴う会議出席旅費支給基準の制定が理事会(58.2.25)において承認されたので、これを58年度より実施することについて予め了承を得るため、会長名をもって各国立大学長あて通知した。
- 58.3.11 新規大学卒業予定者の就職のための採用選考時期等に関し、就職問題懇談会(国公私立大学・高専11団体による協議機関)の申合せに基づき適切に処置されたい旨、会長名をもって各国立大学長あて通知した。

III 要望書等の受理

受付日	提出団体等	要望事項	関係委員会
57.11.8	全寮連	学寮に関する要望	第3・第4常置
11.15	奄美群島市町村長会	共通入試の試験場設置について	第2常置
11.22	第18回国立十大学長懇話会議長	国立大学助手の待遇改善について	第1・第6常置
11.22	産業教育振興中央会会長	産業教育の振興について	第1・第2・第3常置 教員養成特別委
11.22	九州大学教職員組合技術職員部会	研究技術専門官試案に対する意見書	第6常置
11.26	日教組大学部長	賃金の改善・大学予算・公務員制度等	第6常置
11.30	大阪市立大学長	学費・奨学制度について(談話)	第4・第6常置
12.1	和歌山県高等学校同和教育研究協議会会長	大学出願書類の改善に関する要望書	第2常置
12.2	全国産業教育振興会連絡協議会	推薦入学制の採用拡大について	第2常置
12.9	静岡県高等学校長協会	大学入試の改善について	第2常置
12.15	琉球大学教育学部社会科学科教育一同	人勧凍結について	第6常置
12.25	第30回中国・四国地区大学一般教育研究会会長	一般教育の改善・改革について	教養課程特別委

58. 1. 10	中国・四国地区国立大学長会議	外国雑誌購入費に関する要望	第6常置 図書館特別委
1. 25	全寮連	学寮に関する要請	第3・第4常置
2. 3	第6回国立大学46工学系学部長会議総会	助手の待遇改善, 教務職員等の研修制度の確立, 予算の増額, 外国人留学生の指導強化, 大学院博士課程の設置促進等	第1・第5・第6常置 大学院問題特別委
2. 25	日教組大学部	臨調問題・待遇改善・予算等	理 事 会
3. 31	日本国家公務員労働組合連合会	学術会議改革問題 対米武器技術供与問題	
5. 7	九州大学「教員の待遇改善をめざす会」	国立大学教官の待遇改善	第6常置
5. 9	山口県大学・高専教員共同声明署名者	人事院勧告凍結の撤回(声明)	第6常置
5. 12	全日本学生寮自治会連合	学寮に関する要望	第3・第4常置
5. 19	東大生産技術研究所職員組合	大学職員の待遇改善・公務員制度改革等	第6常置
5. 23	日本教育大学協会長	文部省内部組織改革に関する要望	教員養成特別委
5. 23	名古屋大学教官等有志	教員の待遇改善について	第1・第6常置
5. 23	福島大学長	国立大学教官の待遇改善について	第6常置
5. 28	育英友の会理事長	育英奨学事業に関する要望	第3・第4常置
6. 3	弘前大学教官有志	教員の待遇改善について	第6常置

IV 刊 行 物

58. 2 会報99号
58. 6 会報100号

● 諸 会 合

昭和58年5月～6月

- | | | |
|----------|-------|-------------------|
| 5月2日(月) | 14:00 | 医学教育に関する特別委員会小委員会 |
| 5月7日(土) | 14:00 | 入試教科目改訂専門委員会 |
| 5月11日(水) | 13:30 | 第6常置委員会 |
| 5月12日(木) | 13:30 | 特別会計制度協議会 |
| 5月19日(木) | 10:30 | 第6常置委員会給与問題小委員会 |
| 5月23日(月) | 10:30 | 教養課程に関する特別委員会小委員会 |
| | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会 |
| | 14:30 | 第2常置委員会 |
| 5月24日(火) | 9:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| | 13:00 | 国公立大学入試問題連絡協議委員会 |
| 5月25日(水) | 11:00 | 委員等選考役員会 |
| | 13:30 | 理事会 |
| 5月31日(火) | 13:30 | 大学のあり方の検討小委員会 |
| 6月3日(金) | 13:30 | 第3常置委員会 |
| 6月8日(水) | 14:30 | 第1常置委員会 |
| 6月9日(木) | 14:00 | 第2常置委員会打合せ会 |
| 6月14日(火) | 13:00 | 教養課程に関する特別委員会小委員会 |
| 6月20日(月) | 10:30 | 医学教育に関する特別委員会 |
| | 14:00 | 第2常置委員会 |
| 6月21日(火) | 10:00 | 第72回総会(第1日目) |
| | 12:00 | 理事会 |
| 6月22日(水) | 10:00 | 第1常置委員会 |
| | 10:00 | 第2常置委員会 |
| | 10:00 | 第3常置委員会 |
| | 10:00 | 第4常置委員会 |
| | 10:00 | 第5常置委員会 |
| | 10:00 | 第6常置委員会 |
| | 13:30 | 第72回総会(第2日目) |
| 6月23日(木) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会 |
| | 18:00 | 幹事会 |
| 6月24日(金) | 10:00 | 第39回事務連絡会議 |

要 望 書

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

昭和58年6月21日
国立大学協会会長
平野 龍一

国立大学教官等の待遇改善に関し、このたび当協会第72回総会において別紙のとおり要望書が決議されましたので、ここにこれを提出いたします。

つきましては、国立大学教官等の待遇の現状とその改善の緊要性にかんがみ、右要望書の趣旨が速やかに実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

現在、人事院において、国家公務員の給与ならびに処遇のあり方について抜本の見直し作業が進められ、一応の成案が作成されたと聞いているが、この一環として、大学教官等の給与・処遇の改善についても、当国立大学協会の意見を汲み取り、特段に配慮されることを強く要望する。

1. 教育職(一)の俸給体系の是正を図り、併せて俸給水準の引上げを行うこと。

大学教官の俸給をその職責にふさわしい水準に引上げるよう特段の配慮を引続き要望する。と同時に、俸給の上下格差を縮小する方向で、早期に最高俸給に到達できるよう措置されたい。

その際、現行俸給表に修正を加え、助教授のほか講師も、2等級とし、両等級の一本化を図ること、これに応じて、助手を3等級に格上げし、教育職(一)俸給表の等級数の縮減を図ることが是非とも必要である。

なお、その際、大学院修了者の初任給格付けについては、修学年数1年を1.5号に調整する現行制度を引続き維持されたい。

2. 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」(仮称)を新設すること。

周知のように、義務教育教員には、教職調整額、医療職については初任給調整手当など特別な手当がその職務の特殊性に基づいて支給されている。

大学教官にも研究・教育上の特殊性に基づいて実験・実習、フィールド・ワークなど多様な職務を遂行するなどの特別な負担がある。

よって、国家公務員給与のうちの各種の手当について再検討、見直しを加える中で、こうした大学教官特有の職務遂行に見合う特別な手当を新設し、これをすべての大学教官に適用し、支給されるよう措置されることをとくに配慮されたい。

3. 部局長（学生部長等を含む）のすべてについて指定職の完全適用を図ること。

部局長等は、その職責からして指定職の適用を受けるのが当然の措置であるが、未だ定数が必ずしも十分ではないために、すべての部局長等が指定職の適用をうけているわけではない。

よって、この際、部局長等については、現行の管理職手当の適用をやめ、指定職制度の主旨を生かしてすべての部局長等にその在職期間中指定職俸給が適用できるよう特段に措置されたい。

4. 管理職手当の適用対象を拡大すること。

近年、大学における管理運営の職責がますます重くなりつつある実情にかんがみ、現行の管理職手当制度の見直しを図りながら、評議員、全学段階の委員等の学内教育行政の激職にあるものには、その職務の内容や任用の手続きを明確化したうえで管理職手当支給の途を開くようとくに配慮されたい。

5. 研究教育関係職員等の待遇の抜本的改善を図ること。

大学における研究・教育を十分に遂行するためには、大学特有の専門職である教務職員・技術職員および図書館職員等の果す役割は大きく、とりわけ、近年、研究・教育または情報処理の機器が極度に高度化・専門化してきたことなどから、これらの職員の職責が重要性をましただけではなく、その資質の向上が強く求められてきている。

にもかかわらず、これらの職員の待遇は十分ではなく、しかも給与に頭打ちがあることなどのために、有為な人材を確保することが著しく困難な状況にあり、研究・教育の発達にも支障を来たしている。

こうした問題を抜本的に改善するために、当国立大学協会は「研究技術専門官」職階という別建の俸給表の新設を内容とする待遇改善案を昭和53年度にまとめ、関係機関へ「要望書」を提出した。

これについては、関係機関では、具体的実現の方向で準備作業に取りかかれ、他の類似の専門技術職を合せて「専門技術職俸給表(仮称)」を新設する案が作成されたと聞いているが、当協会の要望をできるかぎり取り入れるよう特段に配慮されたい。

また、これと類似の職責を大学に勤務する職員が遂行している実情にかんがみ、これらの職員にも特別の配慮を要望する。

(要望書提出先：瀬戸山文部大臣
藤井人事院総裁)

名 簿

昭和58年8月26日現在

理 事 会

常 置 委 員 会

○印は常置委員長を兼任

第1常置委員会

*印は教員委員

(大学の組織・制度, 研究・教育体制)

会 長	平野 龍一	東 京 大 学
副 会 長	松田 武彦	東京工業大学
"	沢田 敏男	京 都 大 学
理 事	○有江 幹男	北 海 道 大 学
"	牧野吉五郎	弘 前 大 学
"	石田名香雄	東 北 大 学
"	井出源四郎	千 葉 大 学
"	種瀬 茂	一 橋 大 学
"	野村 正七	横浜国立大学
"	○猪 初男	新 潟 大 学
"	柳田 友道	富 山 大 学
"	金子 曾政	金 沢 大 学
"	飯島 宗一	名 古 屋 大 学
"	○山村 雄一	大 阪 大 学
"	堯天 義久	神 戸 大 学
"	山田 一郎	島 根 大 学
"	大藤 真	岡 山 大 学
"	坂上 英	愛 媛 大 学
"	田中 健蔵	九 州 大 学
"	山川 寛	佐 賀 大 学
"	石神 兼文	鹿 児 島 大 学
監 事	福田 信之	筑 波 大 学
"	吉田 久	東京医科歯科大学
第3常置委員長	世良晃志郎	宇 都 宮 大 学
第4常置委員長	諸星静次郎	東京農工大学
第5常置委員長	西川 義正	帯 広 畜 産 大 学

委 員 長	山村 雄一	大 阪 大 学
委 員	長谷部亮一	小樽商科大学
"	黒田 一秀	旭川医科大学
"	石田名香雄	東 北 大 学
"	*長谷 章久	埼 玉 大 学
"	谷 初蔵	東京商船大学
"	藤巻 正生	お茶の水女子大学
"	*宮川 公男	一 橋 大 学
"	(事務取扱) 斉藤 信義	長岡技術科学大学
"	北條 舒正	信 州 大 学
"	八木 寿郎	福 井 大 学
"	飯島 宗一	名 古 屋 大 学
"	*桐栄 良三	京 都 大 学
"	堯天 義久	神 戸 大 学
"	深瀬 政市	島根医科大学
"	添田 喬	徳 島 大 学
"	福見 秀雄	長 崎 大 学
"	中村 家政	大分医科大学
"	石神 兼文	鹿 児 島 大 学
専門委員	下沢 隆	埼玉大学教授
"	遠藤 輝明	横浜国立大学教授
"	高田 敏	大阪大学教授
"	篠沢 公平	東京大学事務局長

第2常置委員会

(学科課程・入学試験等)

委員長	猪 初男	新潟大学
委員	岡路 市郎	北海道教育大学
〃	*帷子 康雄	弘前大学
〃	久佐 守	山形大学
〃	福田 信之	筑波大学
〃	小野 周	群馬大学
〃	井出源四郎	千葉大学
〃	金子 曾政	金沢大学
〃	*潮木 守一	名古屋大学
〃	丸井 文男	愛知教育大学
〃	井沢 道	三重大学
〃	脇坂 行一	滋賀医科大学
〃	谷口 澄夫	兵庫教育大学
〃	*田中 善正	岡山大学
〃	山田 一郎	島根大学
〃	坂上 英	愛媛大学
〃	井上 順吉	九州工業大学
〃	松山 公一	熊本大学
〃	江橋慎四郎	鹿屋体育大学
専門委員	宮崎 莊平	新潟大学教授
〃	安倍 北夫	東京外国語大学教授
〃	松井 栄一	京都教育大学教授
〃	金子 照基	大阪大学教授
〃	猪岡 武	大阪教育大学教授

第3常置委員会

(学生の厚生補導)

委員長	世良晃志郎	宇都宮大学
委員	小池東一郎	北見工業大学
〃	原田 三郎	岩手大学
〃	伊藤巳喜夫	福島大学
〃	須甲 鉄也	埼玉大学
〃	吉田 久	東京医科歯科大学
〃	辰野 千壽	上越教育大学
〃	柳田 友道	富山大学
〃	*鈴木 寛	金沢大学
〃	能勢 善嗣	福井医科大学
〃	福井 謙一	京都工芸繊維大学
〃	*水野 克彦	大阪大学
〃	(事務取扱) 関田 英里	高知大学
〃	森本 正紀	高知医科大学
〃	沢田 龍吉	福岡教育大学
〃	吉武 泰水	九州芸術工科大学
〃	*永松 政俊	佐賀大学
〃	玉井 達二	宮崎医科大学
専門委員	立野 晴夫	東京大学学生部長
〃	小路 敏彦	長崎大学教授
臨時委員	根本 松彦	

第4常置委員会

(教職員の待遇改善)

委員長	諸星静次郎	東京農工大学
委員	*八戸 芳夫	北海道大学
"	小林 晴夫	室蘭工業大学
"	梅津 良之	秋田大学
"	黒木剛四郎	茨城大学
"	天野 慶之	東京水産大学
"	町田 正治	山梨大学
"	*高梨 昌	信州大学
"	加藤 一夫	静岡大学
"	吉利 和	浜松医科大学
"	川端 博	京都教育大学
"	*河本 一郎	神戸大学
"	松本 吉春	神戸商船大学
"	高木 篤	鳥取大学
"	前田 嘉明	鳴門教育大学
"	砂田 輝武	香川医科大学
"	山川 寛	佐賀大学
"	古川 哲二	佐賀医科大学
専門委員	舟橋 昭夫	宇都宮大学事務局 長
"	安藤 和夫	東京大学庶務部長

第5常置委員会

(大学間の協力)

委員長	西川 義正	帯広畜産大学
委員	大塚 徳郎	宮城教育大学
"	鈴木 幸寿	東京外国語大学
"	山本 正男	東京芸術大学
"	田中 栄	電気通信大学
"	*佐藤 毅	一橋大学
"	野村 正七	横浜国立大学
"	佐々 学	富山医科薬科大学
"	榊 米一郎	豊橋技術科学大学
"	森 圭一	滋賀大学
"	林 栄一	大阪外国語大学
"	小林 章	奈良教育大学
"	頼実 正弘	広島大学
"	小西 俊造	山口大学
"	*関田 英里	高知大学
"	三善 正一	宮崎大学
"	*柿本 大彦	鹿児島大学
"	宮城 健	琉球大学
専門委員	篠沢 公平	東京大学事務局長

特別委員会

第6常置委員会

(大学財政・学費)

委員長	有江 幹男	北海道大学
委員	牧野吉五郎	弘前大学
"	*塚本 哲人	東北大学
"	松田 智雄	図書館情報大学
"	*松村 睦豪	筑波大学
"	*大石嘉一郎	東京大学
"	阿部 猛	東京学芸大学
"	種瀬 茂	一橋大学
"	高安 久雄	山梨医科大学
"	早野 三郎	岐阜大学
"	武藤 三郎	名古屋工業大学
"	阪田 卷蔵	大阪教育大学
"	後藤 和夫	奈良女子大学
"	池田 芳次	和歌山大学
"	大藤 真	岡山大学
"	幡 克美	香川大学
"	田中 健蔵	九州大学
"	釘宮 保雄	大分大学
専門委員	塩野 宏	東京大学教授
"	慶谷 淑夫	東京工業大学助教
"	篠沢 公平	東京大学事務局長
"	神山 正	東京医科大学 事務局長

医学教育に関する特別委員会

委員長	猪 初男	新潟大学
委員	井出源四郎	千葉大学
"	吉田 久	東京医科歯科大学
"	高安 久雄	山梨医科大学
"	飯島 宗一	名古屋大学
"	吉利 和	浜松医科大学
"	井沢 道	三重大学
"	脇坂 行一	滋賀医科大学
"	山村 雄一	大阪大学
"	古川 哲二	佐賀医科大学
"	福見 秀雄	長崎大学
専門委員	堀 原一	筑波大学教授
"	尾島 昭次	岐阜大学教授
"	中川 米造	大阪大学教授
"	大西 義久	新潟大学教授
"	小椋 秀亮	東京医科歯科大学 教授

図書館特別委員会

委員長	松山 公一	熊本大学
委員	大塚 徳郎	宮城教育大学
"	松田 智雄	図書館情報大学
"	松田 武彦	東京工業大学
"	野村 正七	横浜国立大学
"	加藤 一夫	静岡大学
"	山村 雄一	大阪大学
"	添田 喬	徳島大学
"	吉武 泰水	九州芸術工科大学
教員委員	大川 政三	一橋大学
"	裏田 武夫	東京大学
専門委員	長沢 雅男	東京大学助教授
"	石田 晴久	東京大学助教授
"	東 米吉	千葉大学図書館事務部長
"	沙藤 隆茂	東京大学図書館事務部長

大学院問題特別委員会

委員長	金子 曾政	金沢大学
委員	長谷部亮一	小樽商科大学
"	伊藤巳喜夫	福島大学
"	小野 周	群馬大学
"	須甲 鉄也	埼玉大学
"	阿部 猛	東京学芸大学
"	野村 正七	横浜国立大学
"	猪 初男	新潟大学
"	加藤 一夫	静岡大学
"	飯島 宗一	名古屋大学
"	大藤 真	岡山大学
"	坂上 英	愛媛大学
"	田中 健蔵	九州大学
専門委員	下沢 隆	埼玉大学教授
"	遠藤 輝明	横浜国立大学教授
"	田中 稠生	金沢大学事務局長

教員養成制度特別委員会

委員長	井沢 道	三重大学
委員	岡路 市郎	北海道教育大学
"	伊藤巳喜夫	福島大学
"	須甲 鉄也	埼玉大学
"	阿部 猛	東京学芸大学
"	小林 章	奈良教育大学
"	沢田 龍吉	福岡教育大学
教員委員	岩下新太郎	東北大学教授
"	椎名 万吉	千葉大学教授
"	田浦 武雄	名古屋大学教授
"	小林 哲也	京都大学教授
"	後藤 誠也	鳥取大学教授
"	岡本 洋三	鹿児島大学教授
専門委員	山田 昇	和歌山大学教授
臨時委員	片山 嘉雄	

教養課程に関する特別委員会

委員長	須甲 鉄也	埼玉大学
委員	原田 三郎	岩手大学
"	猪 初男	新潟大学
"	天野 慶也	東京水産大学
"	加藤 一夫	静岡大学
"	吉利 和	浜松医科大学
"	林 保	京都教育大学
"	小西 俊造	山口大学
"	幡 克美	香川大学
"	田中 健蔵	九州大学
"	松山 公一	熊本大学
教員委員	久保 彰治	東京大学教授
専門委員	柘植 利之	名古屋大学教授
"	緒方 直彦	九州大学教授
"	重岡 和信	熊本大学教授
"	浅野 博	筑波大学教授
"	永野 巖	埼玉大学教授

特別會計制度協議会

入試改善特別委員会

委員長	松田 武彦	東京工業大学
委員	長谷部亮一	小樽商科大学
"	伊藤巳喜夫	福島大学
"	福田 信之	筑波大学
"	小野 周	群馬大学
"	井出源四郎	千葉大学
"	天野 郁夫	東京大学
"	小林 啓美	東京工業大学
"	猪 初男	新潟大学
"	飯島 宗一	名古屋大学
"	丸井 文男	愛知教育大学
"	谷口 澄夫	兵庫教育大学
"	永田 雅宜	京都大学
"	松井 栄一	京都教育大学
"	池田 芳次	和歌山大学
"	喜多村和之	広島大学
"	添田 喬	徳島大学
"	田中 健蔵	九州大学

(文部省側委員)

文部事務次官	佐野文一郎
大学局長	宮地 貫一
学術国際局長	大崎 仁
管理局長	岡部 充夫
官房長	西崎 清久
官房会計課長	國分 正明

(国立大学協会側委員)

東京大学長	平野 龍一
東京工業大学長	松田 武彦
京都大学長	沢田 敏男
北海道大学長	有江 幹男
東京農工大学長	諸星静次郎
名古屋大学長	飯島 宗一

(専門委員)

高等教育計画課長	十文字孝夫
大学課長	坂元 弘直
研究機関課長	佐藤 次郎
東京大学事務局長	篠澤 公平
国立大学協会 "	石塚龍之進

そ の 他

学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
一 橋 大	宮沢 健一	種瀬 茂
愛 知 教 育 大	橋爪 貞雄	丸井 文男
滋 賀 大	川崎 源	森 主一
高 知 大	西沢 弘順	関田 英里 (事務取扱)

○ 委員の委嘱

第 2 常置委員会	潮木 守一 (名古屋大学教授)
〃	田中 善正 (岡山大学教授)
第 4 常置委員会	八戸 芳夫 (北海道大学教授)
〃	高梨 昌 (信州大学教授)
〃	河本 一郎 (神戸大学教授)
第 5 常置委員会	佐藤 毅 (一橋大学教授)
第 6 常置委員会	塚本 哲人 (東北大学教授)
〃	松村 陸豪 (筑波大学教授)
特別会計制度協議会	有江 幹男 (第 6 常置委員会委員長)

○ 専門委員の委嘱

第 4 常置委員会	舟橋 昭夫 (宇都宮大学事務局長)
〃	安藤 和夫 (東京大学庶務部長)
第 6 常置委員会	神山 正 (東京医科歯科大学事務局長)
医学教育に関する特別委員会	小椋 秀亮 (東京医科歯科大学教授)
第 1 常置委員会大学のあり方の検討小委員会	西野 文雄 (東京大学教授)
〃	大口勇次郎 (お茶の水女子大学教授)
〃	外池 正治 (一橋大学教授)
〃	明畠 高司 (東工大学教授)
〃	市川 惇信 (東工大学教授)
〃	山野 俊雄 (大阪大学教授)
特別会計制度協議会	佐藤 次郎 (文部省研究機関課長)

○ 専門委員の解嘱

第 6 常置委員会	平間 巖 (東京医科歯科大学事務局長)
特別会計制度協議会	重藤 学二 (文部省研究機関課長)
〃	泊 龍雄 (文部省会計課副長)

○ 委員の解嘱

特別会計制度協議会

宮沢 健一（一橋大学長）

寄贈図書

教育と情報 6月号（文部省）

大学と学生 6月号, 7月号（文部省）

国際交流 No.35（国際交流基金）

大学時報No.170, 171（日本私立大学連盟）

一般教育学会誌 5月（一般教育学会）

大学問題研究資料室図書目録（早稲田大学）

クレセント 別冊（関西学院大学）

教育制度における研究成果「大学入試センター紀要5」（入研協）

大阪大学五十年史 郵局史（大阪大学）

大阪市立大学百年史 郵局編 上・下（大阪市立大学）

大学教育の動向（東海地区教科教育総会研究学会）（名古屋工業大学）

著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議中間まとめ（文化庁）

大学・短大・高専案内 '84（学徒援護会）

編集後記

* 長梅雨で冷夏を懸念された今年の夏も後半は猛暑となり、厳しい残暑が続いております。遅ればせながら残暑お見舞いを申し上げます。

* 酷暑のさ中に編集された会報8月号が出来上りましたので、お届けいたします。

本号は、前総会関係の記事を収録した関係で相当大部のものとなりましたが、お目通し頂ければ幸いと存じます。

* 今回の「巻頭言」には、武藤名古屋工業大学長の“名古屋工業大学長5年間”を掲載することができました。ご多忙のところご寄稿くださった先生のご厚意に対し、深く感謝申し上げます。(R)

経済の講義洩れくる片かげり

竜石

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和58年8月29日 印刷
昭和58年8月31日 発行 (非売品)

会 報 第101号

(第33巻第3号 通巻第101号)

編集兼
発行者

石塚龍之進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03(812)2111 内線(7950・7951)

03(813)0647

印刷・製本 樹文唱堂

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度 研究・教育体制）
 - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
 - 第3 “ （学生の厚生補導）
 - 第4 “ （教職員の待遇改善）
 - 第5 “ （大学間の協力）
 - 第6 “ （大学財政・学費）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 研究所特別委員会
 - 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
- 特別会計制度協議会（国大協会会長ほか5学長，文部事務次官ほか4局・課長）